

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2026年9月 第2回訂正分)

株式会社Skyfall

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2026年9月9日に関東財務局長に提出し、2026年9月10日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2026年8月17日付をもって提出した有価証券届出書及び2026年9月1日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,100,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,549,300株(引受人の買取引受による売出し1,203,800株・オーバーアロットメントによる売出し345,500株)の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2026年9月9日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

2 【募集の方法】

2026年9月9日に決定された引受価額(1,380円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格1,500円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「746,350,000」を「759,000,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「746,350,000」を「759,000,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。
5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。
6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

(注) 5. の全文削除及び 6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

- 「発行価格(円)」の欄：「未定(注) 1. 」を「1,500」に訂正。
- 「引受価額(円)」の欄：「未定(注) 1. 」を「1,380」に訂正。
- 「資本組入額(円)」の欄：「未定(注) 3. 」を「690」に訂正。
- 「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注) 4. 」を「1株につき1,500」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。
発行価格等の決定に当たりましては、仮条件(1,450円～1,500円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,500円と決定いたしました。
なお、引受価額は1,380円と決定いたしました。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(1,500円)と会社法上の払込金額(1,232.50円)及び2026年9月9日に決定された引受価額(1,380円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は690円(増加する資本準備金の額の総額759,000,000円)と決定いたしました。
4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,380円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認ください。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、2026年9月16日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,380円)を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき120円)の総額は引受人の手取金となります。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 1. 上記引受人と2026年9月9日に元引受契約を締結いたしました。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。また、当該販売委託分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額(円)」の欄：「1,492,700,000」を「1,518,000,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「1,480,700,000」を「1,506,000,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

当社は、当社の主力サービスである「SKYFLAG」を通じて、広告利用等に応じてユーザーに報酬を付与するリワード広告を提携メディアに配信し、広告主のユーザー獲得及びメディアの収益化を支援するリワードマーケティングプラットフォーム事業を展開しております。なお、同事業の詳細については、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」をご参照ください。上記の差引手取概算額1,506,000千円については、同事業の海外展開に係る事業拡大資金に充当する予定であります。

当社は、日本国内での事業展開を通じて培った知見やノウハウを基盤として、2025年9月期より韓国市場への進出を果たしており、2027年9月期以降は米国及び欧州を中心としたグローバル市場への進出を計画しております。

これらグローバル市場におけるリワードマーケティングプラットフォーム事業の拡大は、当社の中長期的な売上成長及び企業価値向上を牽引する重要な戦略の一つであり、グローバル市場における確固たる地位の確立を目指す方針であります。

未開拓の市場において事業を早期に軌道に乗せるためには、海外事業を牽引する優秀な人材の獲得が重要であると認識しております。また、現地での認知度を高め、自社サービスの円滑な導入支援等を通じて初期顧客を確実に獲得し、取引を拡大していくことが不可欠であります。

そのため、調達する資金については、現地体制を強固にするための人材関連費用、顧客獲得を推進するための広告宣伝費及び販売促進費、並びにこれらを支える現地拠点のオフィス賃料及びその他の運転資金に充当する予定であります。

具体的には、以下の費用に充当することを想定しております。

1 人材関連費用

米国及び欧州を中心とした海外展開に必要な現地人員の採用、給与、法定福利費及び教育研修等に係る費用として、1,195,000千円(2027年9月期：339,000千円、2028年9月期：856,000千円)を充当する予定であります。

2 広告宣伝費・販売促進費

米国及び欧州における広告主及びメディア主に対する認知度向上、メディアへの導入支援等に係る費用として、168,000千円（2027年9月期：60,000千円、2028年9月期：108,000千円）を充当する予定であります。

3 オフィス賃料及びその他の運転資金

米国を中心とした欧米諸国における拠点の開設及び運営に係るオフィス賃料、通信費、外部専門家費用、業務委託費、渡航費その他の運転資金として、143,000千円（2027年9月期：56,000千円、2028年9月期：87,000千円）を充当する予定であります。

上記調達資金については、海外事業展開当初は当社から拠出される予定ですが、事業の進捗状況に応じて新設予定の海外子会社への投融資を通じて拠出される予定です。なお、上述した各々の時期までに充当できなかった場合や、未充当額が生じた場合は、システム開発・システム基盤整備費用並びに事業拡大に伴う管理体制強化及び組織体制強化に係る人件費その他関連費用、借入金の返済資金に充当する予定です。また、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で適切に管理していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2026年9月9日に決定された引受価額(1,380円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。))は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1,500円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「1,775,605,000」を「1,805,700,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「1,775,605,000」を「1,805,700,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

(注) 3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1. (注)2.」を「1,500」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2.」を「1,380」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2.」を「1株につき1,500」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3.」を「(注)3.」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 元引受契約の内容

金融商品取引業者の引受株数 株式会社SBI証券 1,203,800株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき120円)の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と2026年9月9日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「509,612,500」を「518,250,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「509,612,500」を「518,250,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果、株式会社SBI証券が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5. の全文削除及び 6. の番号変更

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1,500」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1.」を「1株につき1,500」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2026年9月9日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. グリーンシュエアプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である長谷川智一（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、345,500株について貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエアプション」という。）を、2026年10月15日を行使期限として貸株人より付与されております。

また、主幹事会社は、2026年9月17日から2026年10月15日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエアプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社は、シンジケートカバー取引を全く行わないか、若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2026年9月 第1回訂正分)

株式会社Skyfall

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2026年9月1日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2026年8月17日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,100,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,549,300株(引受人の買取引受による売出し1,203,800株・オーバーアロットメントによる売出し345,500株)の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項を、2026年8月31日開催の取締役会において決議したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

＜欄外注記の訂正＞

(注) 2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 2. の全文削除及び 3. の番号変更

2 【募集の方法】

2026年9月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2026年8月31日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(1,232,500円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(略)

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額(円)」の欄：「1,402,500,000」を「1,355,750,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」の欄：「1,402,500,000」を「1,355,750,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「759,000,000」を「746,350,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「759,000,000」を「746,350,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件(1,450円～1,500円)の平均価格(1,475円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は1,622,500,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)2.」を「1,232,500」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,450円以上1,500円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2026年9月9日に引受価額と同時に決定する予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(1,232,500円)及び2026年9月9日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額(1,232,500円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「株式会社ＳＢＩ証券870,000、大和証券株式会社80,600、ＳＭＢＣ日興証券株式会社34,500、みずほ証券株式会社28,700、楽天証券株式会社28,700、マネックス証券株式会社23,000、岡三証券株式会社11,500、極東証券株式会社11,500、松井証券株式会社11,500」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(2026年9月9日)に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。また、当該販売委託分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。

(注) 1. の全文削除及び 2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額(円)」の欄：「1,518,000,000」を「1,492,700,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「1,506,000,000」を「1,480,700,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,450円～1,500円)の平均価格(1,475円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

当社は、当社の主力サービスである「SKYFLAG」を通じて、広告利用等に応じてユーザーに報酬を付与するリワード広告を提携メディアに配信し、広告主のユーザー獲得及びメディアの収益化を支援するリワードマーケティングプラットフォーム事業を展開しております。なお、同事業の詳細については、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」をご参照ください。上記の差引手取概算額1,480,700千円については、同事業の海外展開に係る事業拡大資金に充当する予定であります。

当社は、日本国内での事業展開を通じて培った知見やノウハウを基盤として、2025年9月期より韓国市場への進出を果たしており、2027年9月期以降は米国及び欧州を中心としたグローバル市場への進出を計画しております。

これらグローバル市場におけるリワードマーケティングプラットフォーム事業の拡大は、当社の中長期的な売上成長及び企業価値向上を牽引する重要な戦略の一つであり、グローバル市場における確固たる地位の確立を目指す方針であります。

未開拓の市場において事業を早期に軌道に乗せるためには、海外事業を牽引する優秀な人材の獲得が重要であると認識しております。また、現地での認知度を高め、自社サービスの円滑な導入支援等を通じて初期顧客を確実に獲得し、取引を拡大していくことが不可欠であります。

そのため、調達する資金については、現地体制を強固にするための人材関連費用、顧客獲得を推進するための広告宣伝費及び販売促進費、並びにこれらを支える現地拠点のオフィス賃料及びその他の運転資金に充当する予定であります。

具体的には、以下の費用に充当することを想定しております。

1 人材関連費用

米国及び欧州を中心とした海外展開に必要な現地人員の採用、給与、法定福利費及び教育研修等に係る費用として、1,195,000千円（2027年9月期：339,000千円、2028年9月期：856,000千円）を充当する予定であります。

2 広告宣伝費・販売促進費

米国及び欧州における広告主及びメディア主に対する認知度向上、メディアへの導入支援等に係る費用として、168,000千円（2027年9月期：60,000千円、2028年9月期：108,000千円）を充当する予定であります。

3 オフィス賃料及びその他の運転資金

米国を中心とした欧米諸国における拠点の開設及び運営に係るオフィス賃料、通信費、外部専門家費用、業務委託費、渡航費その他の運転資金として、117,700千円（2027年9月期：56,000千円、2028年9月期：61,700千円）を充当する予定であります。

上記調達資金については、海外事業展開当初は当社から拠出される予定ですが、事業の進捗状況に応じて新設予定の海外子会社への投融資を通じて拠出される予定です。なお、上述した各々の時期までに充当できなかった場合や、未充当額が生じた場合は、システム開発・システム基盤整備費用並びに事業拡大に伴う管理体制強化及び組織体制強化に係る人件費その他関連費用、借入金の返済資金に充当する予定です。また、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で適切に管理していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「1,805,700,000」を「1,775,605,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「1,805,700,000」を「1,775,605,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 3. 売出価額の総額は、仮条件(1,450円～1,500円)の平均価格(1.475円)で算出した見込額であります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2.に記載した振替機関と同一であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「518,250,000」を「509,612,500」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「518,250,000」を「509,612,500」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 5. 売出価額の総額は、仮条件(1,450円～1,500円)の平均価格(1.475円)で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2.に記載した振替機関と同一であります。



新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社 Skyfall

2026 年 8 月

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式1,402,500千円(見込額)の募集及び株式1,805,700千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式518,250千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2026年8月17日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

株式会社Skyfall

東京都港区赤坂九丁目7番1号ミッドタウン・タワー19階



いいモノが広がっている世の中を創造する

当社は「いいモノが広がっている世の中を創造する」というビジョンのもと、ポイントや特典などのリワード（報酬）を活用したプラットフォーム『SKYFLAG』を展開しております。企業の事業成長を支援し、成果の最大化に貢献するとともに、ユーザーへ新たなサービスとの出会いを創出し、その価値や魅力を届けております。

また、自社プロダクトの開発や蓄積されたデータを活用したサービス改善を通じて、双方に良質な体験を提供するとともに、グローバル展開を加速させ、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

企業概要



会 社 名	株式会社 Skyfall
-------	--------------

所 在 地	東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー 19F
-------	---------------------------------

設 立 日	2017 年 10 月 26 日
-------	------------------

代 表 者	代表取締役社長 長谷川 智一
-------	----------------

売 上 高	162 億円（2025年 9 月期）
-------	--------------------

売 上 高 C A G R	41.38 %（2021年-2025年 9 月期）
------------------	---------------------------

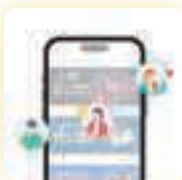
従 業 員 数	208 名 ※2026 年 7 月末時点
---------	----------------------

リワードマーケティングプラットフォーム事業



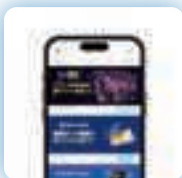
『SKYFLAG』は、ユーザー体験（使いやすさ・満足度）に寄り添い、サービス利用を促進するリワードマーケティングプラットフォームです。

ポイントや特典などの「リワード（報酬）」を活用した独自の手法を用いて、プロモーション（集客）、マネタイズ（収益化）、リサーチ（調査）という分野で、総合的なマーケティング支援を行っています。



リワードプロモーション

「ロング CPE リワード 広告（後述する「ロング CPE リワード 広告とは」をご参照ください）という、ユーザーがサービス内で特定の深い成果地点（アプリの指定レベル到達や継続的な利用等）を達成した際に、広告主に対して広告費が発生する成果報酬型広告です。



リワードマネタイズ

ユーザーへポイントや特典などの「リワード（報酬）」を得られる機会を提供し、ユーザー体験およびユーザー継続率の向上を図りながら広告収益の獲得が出来る広告マネタイズ手法です。

SKYFLAG リサーチ

日常的なポイント獲得を主目的とする専用モニターに回答が偏らず、『SKYFLAG』を導入する多様なアプリ等のサービスを楽しむ幅広い一般ユーザーから回答を得られるマーケティングリサーチサービスです。

SKYFLAG の配信メディア

ユーザー行動データの分析

サービス運営のノウハウ蓄積

世の中への新しい価値提供

その他事業



PowerRise

キャラクター育成や対戦機能が楽しめる
ポーカーゲームを開発・運営しています。



POCKET PLAY

ゲームを遊んでポイントを獲得できる
アプリを開発・運営しています。



SKYORDER

飲食店向けセルフオーダーシステム
を開発・運営しています。

ユーザーに新たな選択肢を提供する ユーザー還元型プラットフォーム

ユーザーが好きなサービスをより利用するための選択肢として『SKYFLAG』を活用いただき、実際にサービスをより深く体験することで、ユーザーのサービス継続率向上に寄与します。



SKYFLAG のビジネスモデル・提供価値

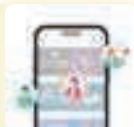
『SKYFLAG』は、ユーザー・メディア主・広告主の三者に価値を提供する循環型のビジネスモデルを有しております。ユーザーが広告主のサービスを利用し、サービス内で特定の深い成果地点（アプリの指定レベル到達や継続的な利用等）を達成することにより、初めて広告費が発生する仕組みです。メディア主は、その広告収益をユーザーへのリワード（報酬）の原資として還元します。これにより、広告主は親和性が高いユーザーを効率的に獲得することができ、メディア主は広告収益を拡大でき、ユーザーはリワード（報酬）を通じてサービス体験を向上させることができます。

当社のビジネスは、このプラットフォーム上での成果発生や取引規模に応じて収益が拡大するモデルです。具体的には、広告主から当社に支払われる成果報酬型の広告費が「売上」となり、その一部を広告枠を提供するメディア主へ「媒体費（原価）」として支払います。この循環により、導入メディア数や利用ユーザー数、広告主の出稿案件数や広告予算が増加するほど、プラットフォーム上の取引が活発化し、当社自身の収益も共に成長していく仕組みとなっております。



リワードプロモーション

親和性の高いユーザーを獲得できる

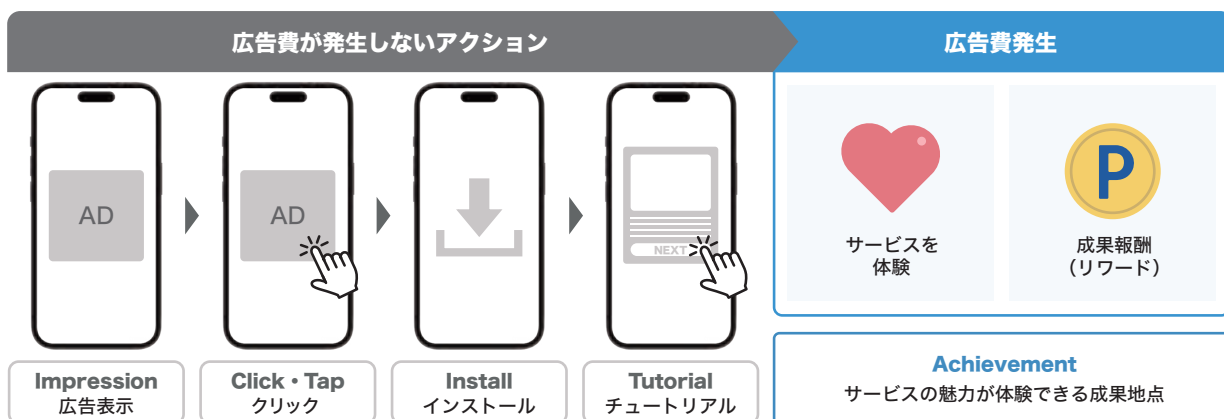


幅広いユーザー層に訴求できる

ロングCPEリワード広告とは

ユーザーは、サービス内における特定の条件達成や継続利用など、広告主が設定した成果地点に到達した際にリワード（報酬）が付与され、その成果到達に応じて広告費が発生する CPE（Cost per Engagement）方式による広告配信です。

他の広告モデルと比較して成果地点がサービス内のより深い位置に設定されるため、親和性の高いユーザーにのみ広告費が発生します。



AI 時代の消費者行動に適合するマーケティング・アプローチ

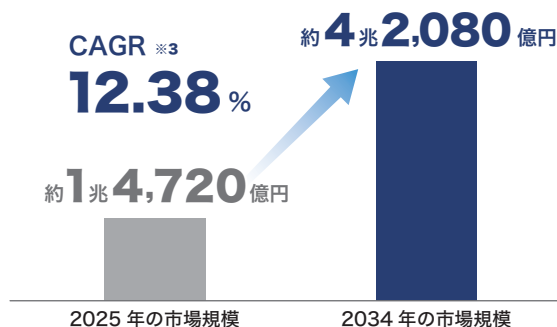
AI の急速な浸透に伴う検索行動の変化（従来の検索型広告や、SEO メディア※1 の表示機会の減少）や、それに伴う消費者の行動変容を背景として、当社が主軸とするロング CPE リワード広告を包含する「アプリ内広告市場」は、今後も拡大トレンドが続くものと予測しております。

また、当社の「ロング CPE リワード広告」は、単なる広告の表示やクリックではなく、ユーザーの実際のサービス体験そのものを成果地点としております。

これにより、消費者が実際の体験を通じて価値を享受する仕組みを構築しており、AI 時代における新たな行動変容に合致した本質的なアプローチとなっております。



日本のアプリ広告市場予測 ※2



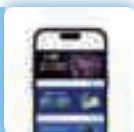
※1 SEO（検索エンジン最適化：Search Engine Optimization）技術を用いて、検索エンジンの検索結果上位に表示させることで、ユーザーを集客・誘導する Web メディア。

※2 IMARC 日本 のアプリ内広告市場規模、シェア、予測 Japan In-App Advertising Market（有料版）（分析基準日：2025 年）2026 年 7 月時点の為替水準（160 円台）をベースに、算出の保守性を鑑み 1 米ドル＝160 円を採用。

※3 CAGR（Compound Annual Growth Rate）とは「年平均成長率」のことであり、指定された複数年の成長率を 1 年あたりの平均値（複利計算）として表した指標。

リワードマネタイズ

広告収益を獲得できる



ユーザーの定着を促進できる

ユーザーに選択肢を提供する広告体験

サービス閲覧中に意図せず表示される従来の広告とは異なり、ユーザーが自らの意思でオファー（広告）を閲覧・利用できる広告フォーマットを採用することで、コンテンツの閲覧やサービス利用を中断・妨げることなく、新たなサービス体験を提供します。多様な業種の広告主の参画により、ユーザーとの親和性が高い広告配信を実現するとともに、配信メディアにおける収益機会の拡大に寄与しております。

自分の意思で閲覧する広告



サービス閲覧中に表示される広告



サービス体験を起点とした事業成長

『SKYFLAG』の導入メディアを利用するユーザーは、掲載された広告（オファー）の指定条件を達成することで、リワード（報酬）を獲得できます。これによりメディア主は、広告収益を獲得できるとともに、ユーザーがそのリワードを通じてメディア内の有料コンテンツ等を体験するサイクルを生み出すことができ、ユーザー体験を損なわずにメディアの利用促進、および利用率や継続率の向上に寄与します。

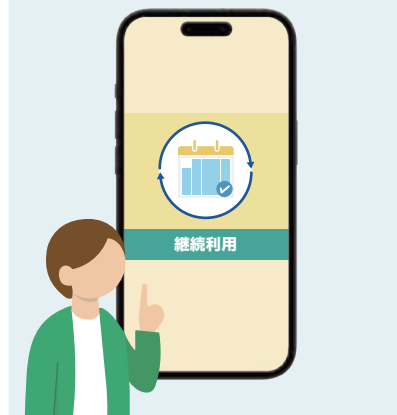
① ユーザーはリワード（報酬）を獲得 メディア主は広告収益を獲得



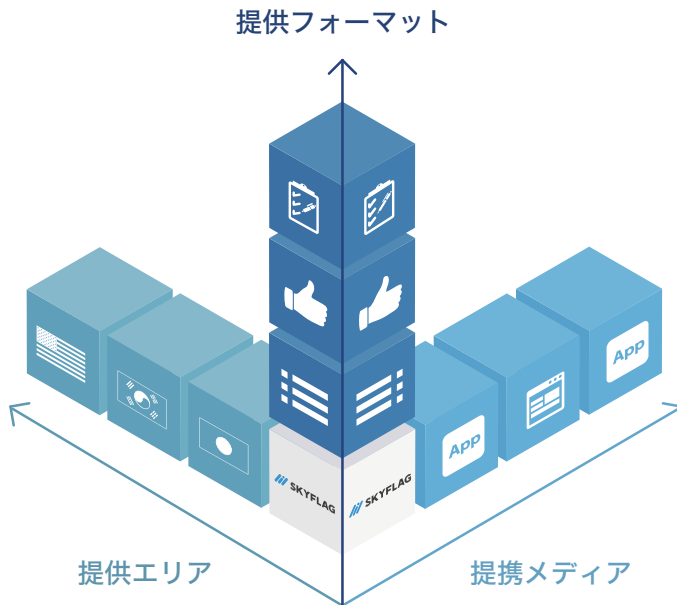
② ユーザーはサービスの魅力を より体験する



③ ユーザーの継続利用や課金に繋がる メディア主の事業成長に寄与



SKYFLAGの提供価値・影響力の最大化



提供エリアや提携メディア数の拡大に加え、提供フォーマットの最適化を行い、メディア内導線数の拡充を進めることで、『SKYFLAG』のプラットフォーム拡大を推進していくことを考えています。

さらに、メディア主・広告主の双方の多様なニーズに対応できる提供体制を強化し、より幅広い業種・サービスへの導入を促進することで、『SKYFLAG』のさらなる利用拡大と事業成長につなげてまいります。

これらの取り組みにより、『SKYFLAG』の利用拡大と収益基盤の強化を図るとともに、新たな提供フォーマットの普及や配信機会の拡大を通じて競争優位性をさらに強化し、持続的な成長基盤の確立を目指します。

今後も国内市場での優位性を高めながら海外展開を加速し、持続的な事業成長と中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

Skyfallとしての成長曲線

2017年の創業以来、これまで Skyfall は「いいモノが広がっている世の中を創造する」というビジョンのもと、事業を展開してまいりました。2019年にリリースしたリワードマーケティングプラットフォーム『SKYFLAG』は、多くの顧客に支持されながら広く普及し、AppsFlyer 社が公表する「パフォーマンスインデックス」において2020年より6年間にわたりランクイン※1するなど、業界内でも高い信頼と実績を獲得しています。

今後は、『SKYFLAG』の国内市場における競争優位性をさらに強化するとともに、2025年8月の韓国市場への進出を皮切りに、欧米圏を中心とした海外展開を見据え、事業拡大を加速してまいります。また、『SKYFLAG』で培った顧客基盤やユーザーデータ、運営ノウハウなどの経営資源を活用し、新たな事業領域への展開を推進することで、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

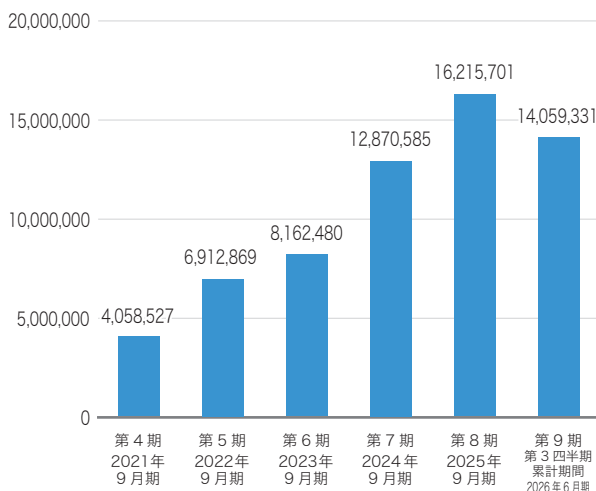


※1 AppsFlyer 「パフォーマンスインデックス」(2020年、2021年、2022年、2023年、2024年、2025年公表分)における掲載実績に基づく。

業績等の推移

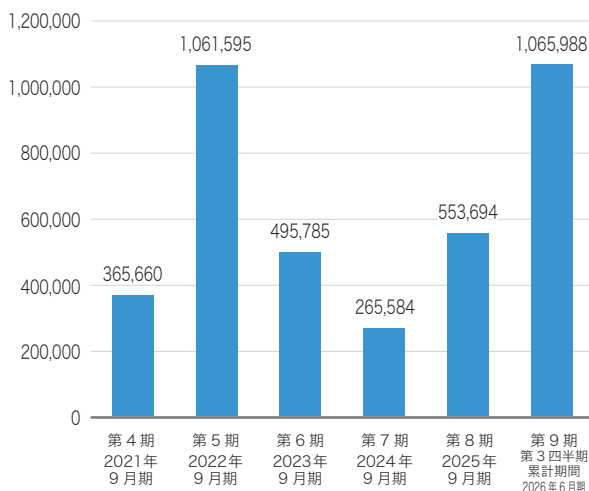
売上高

単位：千円



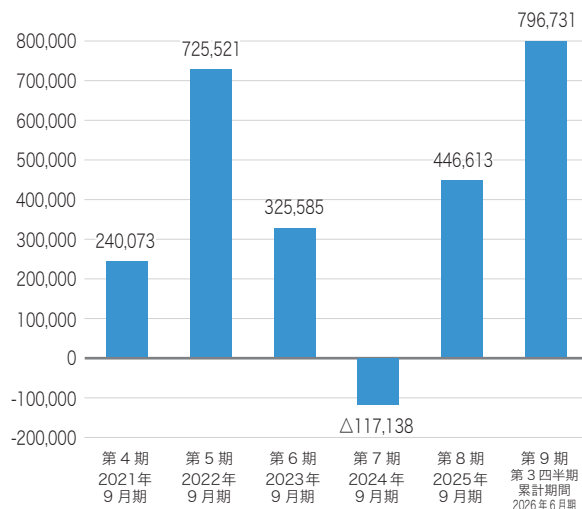
経常利益

単位：千円



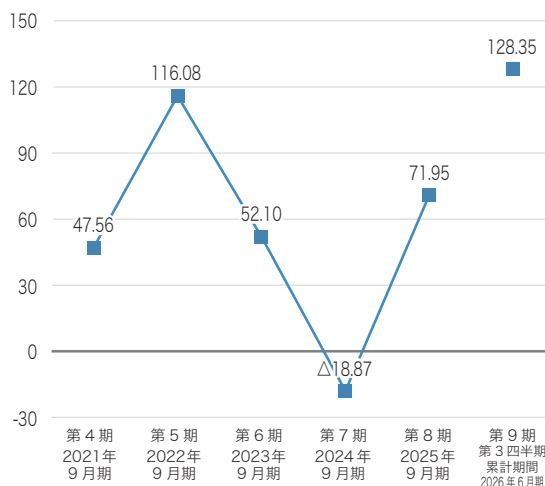
当期（四半期）純利益又は当期純損失（△）

単位：千円



1株当たり当期（四半期）純利益又は1株当たり当期純損失（△）

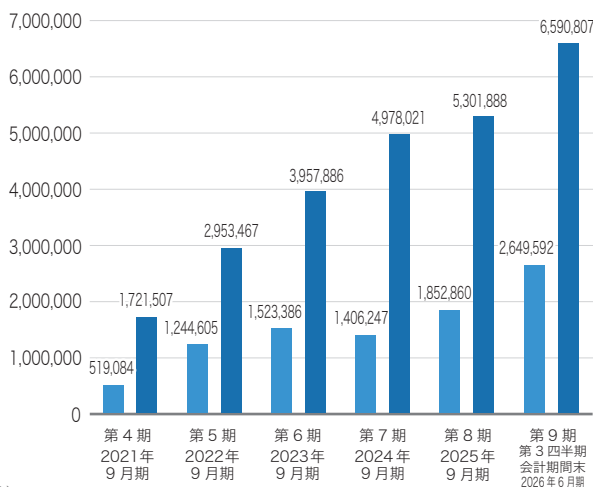
単位：円



純資産額 / 総資産額

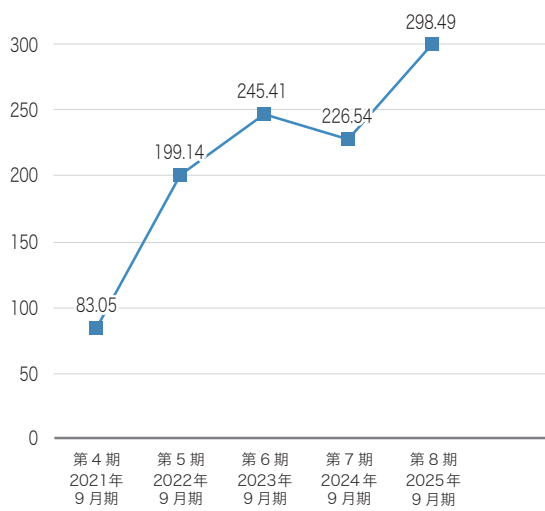
単位：千円

■ 純資産 ■ 総資産



1株当たり純資産額

単位：円



(注)

1. 当社は、2021年8月18日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を実施しておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期（四半期）純利益又は1株当たり当期純損失（△）を算定しております。

2. 第4期から第6期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくESネクト有限責任監査法人による監査証明を受けておりません。

目次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】	7
2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】	8
3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	9
4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	9
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	10
第二部 【企業情報】	11
第1 【企業の概況】	11
1 【主要な経営指標等の推移】	11
2 【沿革】	13
3 【事業の内容】	14
4 【関係会社の状況】	22
5 【従業員の状況】	22
第2 【事業の状況】	23
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	23
2 【サステナビリティに関する考え方及び取り組み】	32
3 【事業等のリスク】	35
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	41
5 【重要な契約等】	49
6 【研究開発活動】	50
第3 【設備の状況】	51
1 【設備投資等の概要】	51
2 【主要な設備の状況】	52
3 【設備の新設、除却等の計画】	52

第4	【提出会社の状況】	53
1	【株式等の状況】	53
2	【自己株式の取得等の状況】	60
3	【配当政策】	60
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	61
第5	【経理の状況】	77
1	【財務諸表等】	78
第6	【提出会社の株式事務の概要】	130
第7	【提出会社の参考情報】	131
1	【提出会社の親会社等の情報】	131
2	【その他の参考情報】	131
第四部	【株式公開情報】	132
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	132
第2	【第三者割当等の概況】	133
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	133
2	【取得者の概況】	134
3	【取得者の株式等の移動状況】	134
第3	【株主の状況】	135
監査報告書		巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書		
【提出先】	関東財務局長		
【提出日】	2026年8月17日		
【会社名】	株式会社Skyfall		
【英訳名】	Skyfall Inc.		
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 智一		
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー19階		
【電話番号】	03-6869-9143		
【事務連絡者氏名】	執行役員 CFO 経営管理本部長 金子 晋也		
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー19階		
【電話番号】	03-6869-9143		
【事務連絡者氏名】	執行役員 CFO 経営管理本部長 金子 晋也		
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式		
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額		
	ブックビルディング方式による募集 1,402,500,000円		
	売出金額		
	(引受人の買取引受による売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し 1,805,700,000円		
	(オーバーアロットメントによる売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し 518,250,000円		
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。		
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。		

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	1,100,000(注) 2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。

- (注) 1. 2026年8月17日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、2026年8月31日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
- 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【募集の方法】

2026年9月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2026年8月31日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	1, 100, 000	1, 402, 500, 000	759, 000, 000
計(総発行株式)	1, 100, 000	1, 402, 500, 000	759, 000, 000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2026年8月17日開催の取締役会決議に基づき、2026年9月9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,500円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は1,650,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2026年9月10日(木) 至 2026年9月15日(火)	未定 (注) 4.	2026年9月16日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2026年8月31日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2026年9月9日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2026年8月31日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2026年9月9日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2026年8月17日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2026年9月9日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2026年9月17日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、2026年9月2日から2026年9月8日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店	東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2026年9月16日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地		
計	—	1,100,000	—

- (注) 1. 2026年8月31日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(2026年9月9日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。また、当該販売委託分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,518,000,000	12,000,000	1,506,000,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,500円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

当社は、当社の主力サービスである「SKYFLAG」を通じて、広告利用等に応じてユーザーに報酬を付与するリワード広告を提携メディアに配信し、広告主のユーザー獲得及びメディアの収益化を支援するリワードマーケティングプラットフォーム事業を展開しております。なお、同事業の詳細については、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」をご参照ください。上記の差引手取概算額1,506,000千円については、同事業の海外展開に係る事業拡大資金に充当する予定であります。

当社は、日本国内での事業展開を通じて培った知見やノウハウを基盤として、2025年9月期より韓国市場への進出を果たしており、2027年9月期以降は米国及び欧州を中心としたグローバル市場への進出を計画しております。

これらグローバル市場におけるリワードマーケティングプラットフォーム事業の拡大は、当社の中長期的な売上成長及び企業価値向上を牽引する重要な戦略の一つであり、グローバル市場における確固たる地位の確立を目指す方針であります。

未開拓の市場において事業を早期に軌道に乗せるためには、海外事業を牽引する優秀な人材の獲得が重要であると認識しております。また、現地での認知度を高め、自社サービスの円滑な導入支援等を通じて初期顧客を確実に獲得し、取引を拡大していくことが不可欠であります。

そのため、調達する資金については、現地体制を強固にするための人材関連費用、顧客獲得を推進するための広告宣伝費及び販売促進費、並びにこれらを支える現地拠点のオフィス賃料及びその他の運転資金に充当する予定であります。

具体的には、以下の費用に充当することを想定しております。

1 人材関連費用

米国及び欧州を中心とした海外展開に必要な現地人員の採用、給与、法定福利費及び教育研修等に係る費用として、1,195,000千円（2027年9月期：339,000千円、2028年9月期：856,000千円）を充当する予定であります。

2 広告宣伝費・販売促進費

米国及び欧州における広告主及びメディア主に対する認知度向上、メディアへの導入支援等に係る費用として、168,000千円（2027年9月期：60,000千円、2028年9月期：108,000千円）を充当する予定であります。

3 オフィス賃料及びその他の運転資金

米国を中心とした欧米諸国における拠点の開設及び運営に係るオフィス賃料、通信費、外部専門家費用、業務委託費、渡航費その他の運転資金として、143,000千円（2027年9月期：56,000千円、2028年9月期：87,000千円）を充当する予定であります。

上記調達資金については、海外事業展開当初は当社から拠出される予定ですが、事業の進捗状況に応じて新設予定の海外子会社への投融資を通じて拠出される予定です。なお、上述した各々の時期までに充当できなかった場合や、未充当額が生じた場合は、システム開発・システム基盤整備費用並びに事業拡大に伴う管理体制強化及び組織体制強化に係る人件費その他関連費用、借入金の返済資金に充当する予定です。また、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で適切に管理していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2026年9月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	1,203,800	1,805,700,000	東京都港区 長谷川 智一 797,400株
				東京都目黒区青葉台三丁目6番28号 and factory株式会社 181,900株
				東京都港区 田谷野 貴正 125,000株
				東京都港区北青山一丁目3番3号 株式会社L.V.R 52,600株
				東京都渋谷区桜丘町1番2号 株式会社Amazia 46,900株
計(総売出株式)	—	1,203,800	1,805,700,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,500円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位(株)	申込証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 2026年 9月10日(木) 至 2026年 9月15日(火)	100	未定 (注) 2.	引受人の本 店及び営業 所	東京都港区六本木一丁 目6番1号 株式会社SBI証券	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2026年9月9日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	345,500	518,250,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 345,500株
計(総売出株式)	—	345,500	518,250,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは全く行われない場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエアプションとシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,500円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注)1.	自 2026年 9月10日(木) 至 2026年 9月15日(火)	100	未定 (注)1.	株式会社SBI 証券の本店 及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 株式会社SBI証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である長谷川智一（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、345,500株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、2026年10月15日行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、2026年9月17日から2026年10月15日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社は、シンジケートカバー取引を全く行わないか、若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である長谷川智一、売出人である田谷野貴正、株式会社L.V.R. and factory株式会社、株式会社Amazia、当社新株予約権者である当社従業員3名、江口慎一及びTheSwampman株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2027年3月15日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式（当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。）の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を株式会社SBI証券が取得すること、当社普通株式が株式会社東京証券取引所及び日本証券金融株式会社から貸借銘柄への選定を受けるに際して行う当社普通株式の貸付け等は除く。）を行わない旨確約しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権又は譲渡制限付株式報酬（ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものに限る）にかかわる発行等を除く。）を行わない旨確約しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 目論見書の電子交付について

引受人は、本募集及び引受人の買取引受による売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供を、原則として、書面ではなく、電子交付により行います。目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます（金融商品取引法第27条の30の9第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の2第1項）。

第二部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期
決算年月	2021年 9 月	2022年 9 月	2023年 9 月	2024年 9 月	2025年 9 月
売上高 (千円)	4,058,527	6,912,869	8,162,480	12,870,585	16,215,701
経常利益 (千円)	365,660	1,061,595	495,785	265,584	553,694
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	240,073	725,521	325,585	△117,138	446,613
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	79,393	79,393	79,393	79,393	79,393
発行済株式総数 (株)	6,250,000	6,250,000	6,250,000	6,250,000	6,250,000
純資産額 (千円)	519,084	1,244,605	1,523,386	1,406,247	1,852,860
総資産額 (千円)	1,721,507	2,953,467	3,957,886	4,978,021	5,301,888
1株当たり純資産額 (円)	83.05	199.14	245.41	226.54	298.49
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	47.56	116.08	52.10	△18.87	71.95
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	30.15	42.14	38.49	28.25	34.95
自己資本利益率 (%)	64.95	82.27	23.53	△8.00	27.41
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	823,774	△917,108
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△391,136	△37,731
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△256,138	400,000
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	1,686,381	1,131,589
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	51 〔6〕	68 〔3〕	95 〔13〕	142 〔17〕	153 〔38〕

- (注) 1. 当社は第6期より連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 第4期、第5期、第6期及び第7期の持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社がないため記載していません。また、第8期の持分法を適用した場合の投資利益については、非連結子会社が存在しておりますが、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しいため記載していません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載していません。また、第7期については1株当たり当期純損失であるため記載していません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載していません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載していません。
6. 当社は、第6期事業年度において、連結子会社であった株式会社C-betを2023年4月1日付で吸収合併しておりますので、同事業年度の業績については、当該吸収合併の処理に伴い、当社の損益計算書に合併時の抱合せ株式消滅差損を計上しております。
7. 為替レートの取扱い等に関する契約条件及び運用状況を確認した結果、メディアに対する追加精算が必要となったため、当社は、過年度財務諸表の訂正を含む必要な会計処理及び追加精算を実施しております。本件は複数の事業年度の損益及びキャッシュ・フローに影響しており、第7期の当期純損失及び第8期の営業活動によるキャッシュ・フローの支出の要因の一部となっております。なお、主要な精算対応は完了しており、現時点において、翌期以降に重要な追加負担は見込んでおりません。
8. 主要な経営指標等のうち、第4期、第5期及び第6期については「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくESネクスト有限責任監査法人の監査は受けておりません。第7期及び第8期については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に準じて作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、ESネクスト有限責任監査法人により監査を受けております。
9. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除きます。)であり、臨時雇用者数(アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除く)は、年間の平均雇用人員を()内に外数で記載しております。
10. 第4期、第5期及び第6期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成していませんので、キャッシュ・フローに関する各項目については記載していません。
11. 当社は、第4期事業年度において、2021年8月18日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を実施しておりますが、同事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
12. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第5期の期首から適用しており、第5期事業年度以降の主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

当社の創業者である長谷川智一が、広告業を営む会社として、株式会社UKエージェンシーを2017年10月に設立しました。その後、2019年1月に商号を株式会社Skyfallに変更し、2023年9月に本社を東京都港区に移転いたしました。

設立以後の当社に係る経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
2017年10月	東京都目黒区目黒に株式会社UKエージェンシー(現 株式会社Skyfall)を設立
2018年9月	本社を東京都港区北青山に移転
2019年1月	自社広告プロダクト開発に注力するにあたり、商号を株式会社Skyfallに変更
2019年8月	本社を東京都渋谷区神宮前に移転
2019年9月	リワードを活用した広告プロダクト「SKYFLAG」をリリース
2020年7月	本社を東京都渋谷区桜丘に移転
2020年9月	子会社となる株式会社Skyfall Digital Entertainment(2020年11月に商号を株式会社C-betに変更)を設立
2021年2月	and factory株式会社との資本業務提携契約を締結(※1)
2021年8月	子会社の株式会社C-betにてゲームサービス「ポーカージェイス」の配信開始
2021年10月	本社を東京都渋谷区恵比寿に移転
2023年4月	連結子会社の株式会社C-betを吸収合併
2023年9月	本社を東京都港区赤坂に移転
2023年9月	株式会社Amaziaとの資本業務提携契約を締結(※2)
2024年2月	新潟県新潟市中央区にカスタマーサポートの拠点として「新潟オフィス」を新設
2024年4月	マーケティングリサーチ領域への事業拡大を目的として、DataLab株式会社を吸収合併し、リサーチサービス「SKYFLAGリサーチ」を開始
2024年6月	ポイントアプリ「ポケットプレイ」をリリース
2024年8月	株式会社セガ エックスディーとの業務提携を締結(※3)
2025年3月	セルフ型店内モバイルオーダーシステム「SKYORDER」をリリース
2025年6月	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証(ISO/IEC 27001)を取得
2025年7月	「SKYFLAG」において、「リワードマーケティングプラットフォーム」へコンセプト変更
2025年8月	韓国における「SKYFLAG」の事業展開を推進するため、大韓民国ソウル特別市に「Skyfall Korea Inc.」を設立

※1 本提携は、当社のプロダクト開発力、広告運用力及び「SKYFLAG」における顧客基盤と、and factory株式会社の出版社との強固なパートナーシップ並びにメディア運用・開発力を活用することにより、電子書籍市場における更なる価値提供を図ることを目的としております。

※2 本提携は、株式会社Amaziaが運営する「マンガBANG!」の顧客基盤と連携し、検証及び分析を迅速に進めることにより、「SKYFLAG」の収益性向上及び新たな広告フォーマットの確立を図り、広告主に対する更なる価値提供を実現することを目的としております。

※3 本提携は、株式会社セガ エックスディーが運営する「Noah AD」と「SKYFLAG」を連携させることにより、リワードマーケティングプラットフォームとしての収益性向上及び検証・学習精度の改善を通じた中長期的な価値向上を図り、取引先企業の事業成長に貢献することを目的としております。

3 【事業の内容】

当社は、「いいモノが広がっている世の中を創造する」という経営ビジョンのもと、企業の事業成長を支援するプラットフォームの提供、及び総合的なマーケティング支援を主たる事業としております。当社プラットフォームを通じて顧客企業の成果最大化に貢献するとともに、ユーザーに新たなサービスとの出会いを創出し、その価値や魅力を届ける機会を提供しております。また、自社プロダクトの開発・運営も推進しており、これら双方の事業において、日々蓄積されるデータを基にしたサービス改善を繰り返すことで、顧客企業とユーザーの双方に対して良質な体験を一貫して提供できる体制を構築しております。

当社は「リワードマーケティングプラットフォーム事業」及びその他の事業を展開しております。

(1) リワードマーケティングプラットフォーム事業の内容及び事業系統図

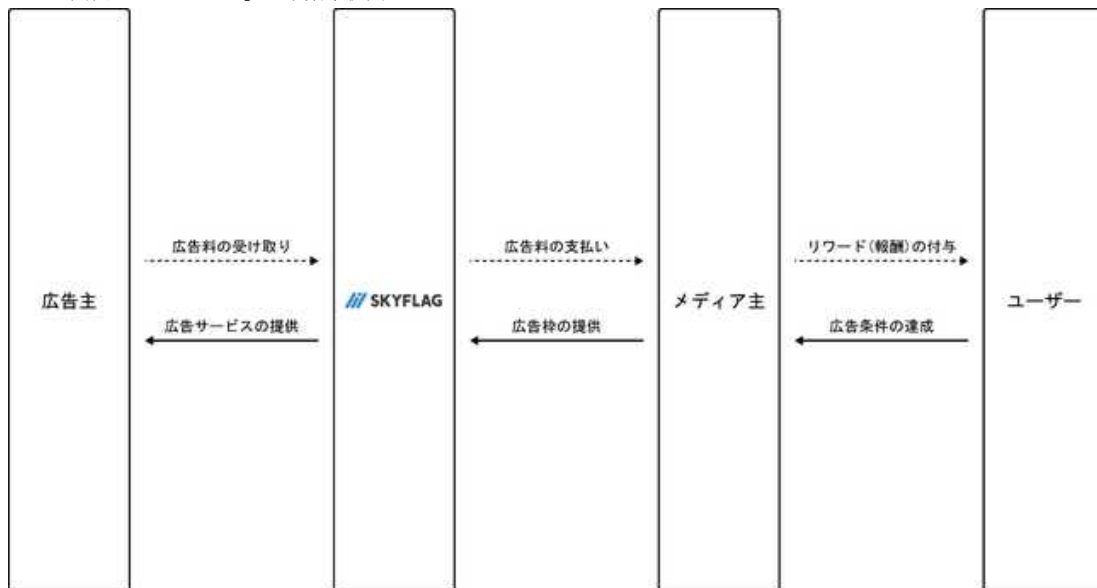
当社は、「SKYFLAG」というリワード（報酬）を活用した、ユーザー体験に寄り添いサービス利用を促進するリワードマーケティングプラットフォームを開発・運営しております。当社は、当該プラットフォームを通じて、広告主に対するユーザー獲得及び販売促進等のプロモーション支援（リワードプロモーション）、メディアに対する独自フォーマット及びAPI提供による広告収益獲得機会を通じたマネタイズ支援（リワードマネタイズ）、並びに顧客企業に対するマーケティングリサーチ支援を行っております。

1. 「SKYFLAG」の事業内容

「SKYFLAG」は、広告主、スマートフォン向けゲームアプリやマンガアプリをはじめとする各種メディア及び当該メディアを利用するユーザーを結び付けるサービスです。広告主は、会員登録、アプリ利用、一定期間の継続利用、購入や口座開設、その他の広告ごとに設定されたサービスの魅力が伝わる地点を成果条件として設定し、当該成果条件が達成された場合に広告費を支払います。メディアは、当社が運営するアプリやWebサービス上に広告掲載面を設け、当社のプラットフォームを通じて広告主の案件を掲載します。ユーザーは、掲載されたオファー（広告）に参加し、指定された条件を達成した場合に、リワード（報酬）を獲得することができます。

「SKYFLAG」の事業スキームについては、図表1「SKYFLAG」の事業系統図をご参照ください。

＜図表1：「SKYFLAG」の事業系統図＞



当社は、単に広告枠を販売するのではなく、広告主及びメディアの双方に対して、広告配信、成果計測、報酬計算、収益管理、レポート等を行うためのシステムを提供しております。広告主は、当該システムを通じて、広告出稿、予算管理、成果状況の確認等を行うことができます。また、メディアは、広告収益の状況確認や掲載広告の管理等を行うことができます。当社のシステム上では、広告主の出稿案件とメディアが運営するアプリやWebサービス上の広告掲載面を接続し、ユーザーが所定の成果条件を達成した場合の成果判定、メディア側への報酬計算及びリワード付与に必要な処理を行っております。

契約関係については、広告主とメディアが個別に直接契約を締結するのではなく、当社が広告主及びメディアの双方とそれぞれ契約関係を有しております。当社は、広告案件の掲載、成果計測、報酬計算、及びレポート等を一元的に管理しております。

＜図表 2：「SKYFLAG」の仕組み＞



「SKYFLAG」のロングCPEリワード広告（※1）を活用した広告主向けのプロモーション支援（リワードプロモーション）では、ユーザー自らの意思でオファー（広告）に参加することで、継続利用につながるプロモーションを実施することが可能となっております。ユーザーがサービス内の特定の成果地点に到達した場合に限り、広告主に対して広告費が発生する成果報酬型の仕組みを採用しております。一般的なWeb広告やアプリ広告では、広告表示時やクリック時、さらにはアプリのインストール時に広告費が発生する場合がある一方、「SKYFLAG」では、ユーザーが実際にサービスを利用し、成果地点に到達した時点で広告費が発生します。そのため、広告主はサービスとの親和性が高いユーザーを効率的に獲得することが可能となります。

また、「SKYFLAG」が導入されているアプリやWebサービスを利用するユーザーは、「SKYFLAG」に掲載されたオファー（広告）において、指定された条件を達成することにより、リワード（報酬）を獲得することができます。これにより、ユーザーはリワード（報酬）を活用して有料コンテンツやサービスを体験することができ、「SKYFLAG」を導入するメディア主は、広告収益を得ることができます。ユーザーが自らの意思でオファー（広告）を閲覧・利用できるフォーマットを採用することで、ユーザー体験を損なわずにサービス利用を促進し、利用率や継続率の向上に貢献します。

当社の収益は、当社プラットフォーム上で発生する成果件数及び広告取引量に連動する構造となっております。具体的には、広告主から当社に対して成果報酬型の広告費が支払われ、当社は当該広告収益の一部をメディアに対して収益分配又は成果報酬として支払います。そのため、導入メディア数、導線数、利用ユーザー数、広告主の出稿案件数及び広告予算の増加に応じて、当社プラットフォーム上で発生する広告成果及び広告取引量が拡大し得る構造となっております。

このように、「SKYFLAG」は、広告主、メディア主及びユーザーを結び付ける循環型のビジネスモデルを通じて、広告主に対してはユーザー獲得及び販売促進等の機会を、メディア主に対しては広告収益を得る機会を、ユーザーに対しては課金以外の方法でリワード（報酬）を得ながら有料コンテンツやサービスを体験する機会を提供しております。当社は、広告主及びメディア主の双方とそれぞれ契約関係を有し、広告配信、成果計測、報酬計算、収益管理及びレポート等を一元的に管理することで、各ステークホルダーに価値を提供する

ビジネスモデルを構築しております。

- ※1 サービス内における継続利用や特定の条件達成など、広告主が設定した深い成果地点に対してリワード（報酬）が発生するリワード型のCPE（Cost Per Engagement）方式による広告配信をいいます。他のCPM方式（Cost Per Mille）、CPC（Cost Per Click）方式、CPI（Cost Per Install）方式の広告モデル及びチュートリアル完了などを成果とする一般的なCPE広告と比較して、成果地点がサービス内のより深い位置に設定されるため、親和性の高いユーザーにのみ広告費が発生します。なお、「ロングCPEリワード」は当社の登録商標（第6448542号）であります。

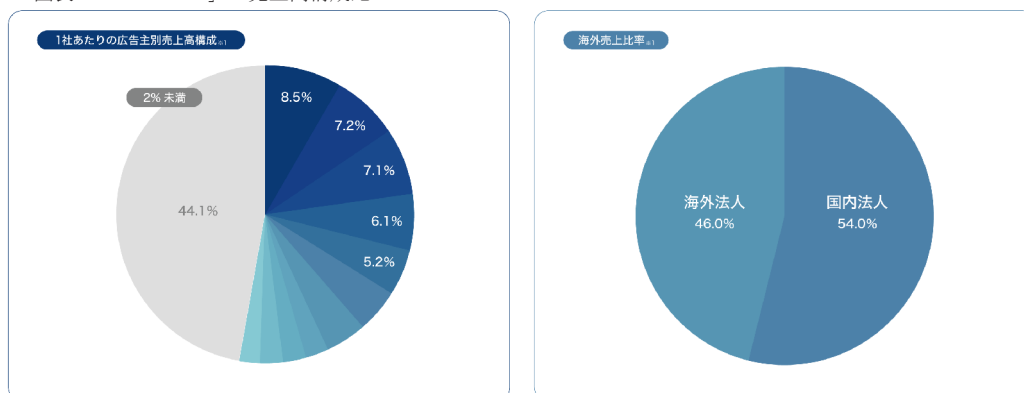
<図表3：「SKYFLAG」導入のメリット>

広告主	〔メリット〕 ・親和性の高いユーザーの獲得 「ロングCPEリワード広告」による配信を通じて、サービスの価値を実際に体験したユーザーに対してのみ広告費が発生することから、広告効率の向上やROAS（Return on Advertising Spend）の改善が期待されます。これにより、単なるユーザー獲得数の拡大ではなく、サービスとの親和性を重視したプロモーションが可能となります。また、サービスの魅力が伝わる特定の成果地点までユーザーを導くことで、獲得ユーザーの中長期的な継続率及び課金率の向上につながります。 ・幅広いユーザー層への訴求 「SKYFLAG」を導入する多様なジャンルのメディアにオファー（広告）を掲載することで、従来のプロモーションではリーチが難しかったユーザー層へのアプローチが可能となります。これにより、多様な属性のユーザーに対するプロモーションの実施及び広告主のサービスの認知拡大に寄与しております。	〔広告主一例〕 ・ジャンル：マンガ、VOD（ビデオ・オンデマンド）、EC（Eコマース）、リテール（小売）、ゲーム・コミュニティ、ライブ配信、マッチング、金融、ライフスタイル等 ・出稿国：日本、アジア（韓国・中国・香港・インド）、オセアニア（オーストラリア）、欧米（アメリカ・イギリス・ドイツ・フランス・ポーランド、ポルトガル、フィンランド等）、中東（イスラエル、トルコ、キプロス）等 ※2026年7月31日時点
------------	--	--

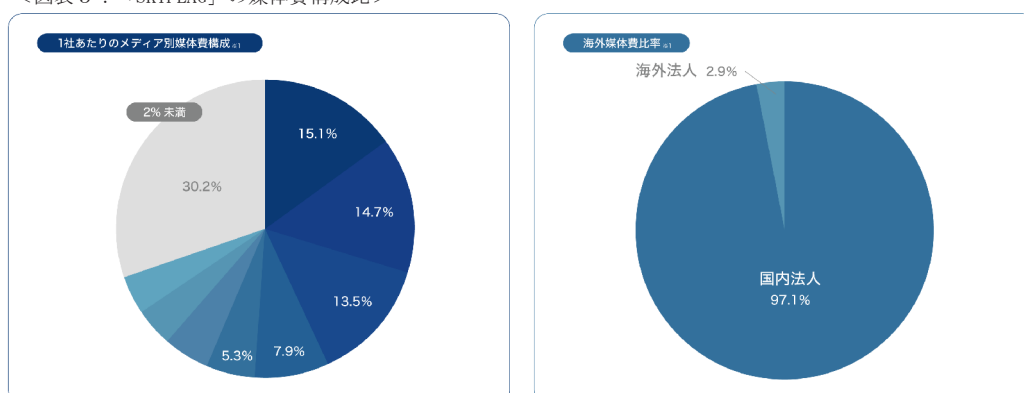
メディア主	〔メリット〕 ・広告収益の獲得 ユーザーの能動的な行動を促す広告フォーマットを活用することにより、UXの維持と高い収益性の両立が可能となります。また、多様な業種の広告主の参画により、ユーザーとの親和性が高い広告配信を実現しております。 マイボイスコム株式会社の調査によると、インターネット広告が表示されたユーザーのうち87%が不快に感じると回答しており、当社は、ユーザーの意思にかかわらない広告表示、コンテンツの閲覧を妨げる広告及び関心の低い広告等が、こうした不快感の要因になっていると認識しております。 これに対し、「SKYFLAG」では、ユーザーが広告案件を利用するか否か及び利用する案件を選択できるとともに、広告利用による便益がポイント等としてユーザーに還元されます。このため、当社は、一般的なインターネット広告において生じ得るユーザーの不満を軽減しつつ、メディアにおける広告収益機会の拡大に寄与する仕組みであると考えております。 ※マイボイスコム株式会社「インターネット広告に関するアンケート調査（第5回）〔調査時期〕2023年3月1日～3月5日」における調査結果に基づき記載しております。 ・ユーザー定着率の向上 ユーザーはリワード（報酬）を活用することで有料コンテンツやサービスを体験し、当該コンテンツやサービスへの理解を高めることができます。これにより、継続利用や課金につながる事が期待され、サービスにおける利用継続率、課金率及びユーザーの定着率向上に寄与しております。 ※これらのメリットによってメディア主の「SKYFLAG」翌年継続率（直近2024年5月～2025年4月の1年間に於いて、初めて月間売上30万円以上を計上した月を母数とし、1年後も継続して「SKYFLAG」を導入している率）は98%となっております。	〔導入企業（メディア・サービス）一例〕 ・ジャンル：マンガ、ゲーム、EC（Eコマース）、リテール（小売）、金融、マッチング、ライブ配信、ライフスタイル等 ・導入国：日本、韓国 ※2026年7月31日時点
-------	--	--

2025年10月から2026年6月までの「SKYFLAG」に係る売上高実績において、広告主別売上構成比については、最も構成比の高い広告主の比率は8.5%であり、上位の広告主に一定の売上が分散しております。なお、海外企業からの売上高は46.0%を占めておりますが、その大部分は海外に所在する広告主が日本国内市場向けに出稿する広告を受注したものであります。当社は、国内メディアを通じて日本国内のユーザー向けに広告配信を行っており、海外企業からの売上高についても、実質的には日本国内向け広告配信に係る取引が中心となっております。当該売上高は、主に海外に所在する広告主による日本国内向け広告出稿に係る売上であり、当社が国内メディア上で日本国内のユーザー向けに広告配信を行う取引を中心としております。また、同期間におけるメディア別媒体費構成比については、最も構成比の高いメディアの比率は15.1%であり、複数のメディアに売上が分散しております。なお、海外企業への媒体費は2.9%を占めております。当該媒体費は、主に韓国メディア上で韓国のユーザー向けに広告配信を行う取引を中心としております。このように、当社は、特定の広告主又は特定のメディアに過度に依存することなく、複数の広告主及びメディアとの取引により売上を構成しております。

<図表 4：「SKYFLAG」の売上高構成比>



<図表 5：「SKYFLAG」の媒体費構成比>



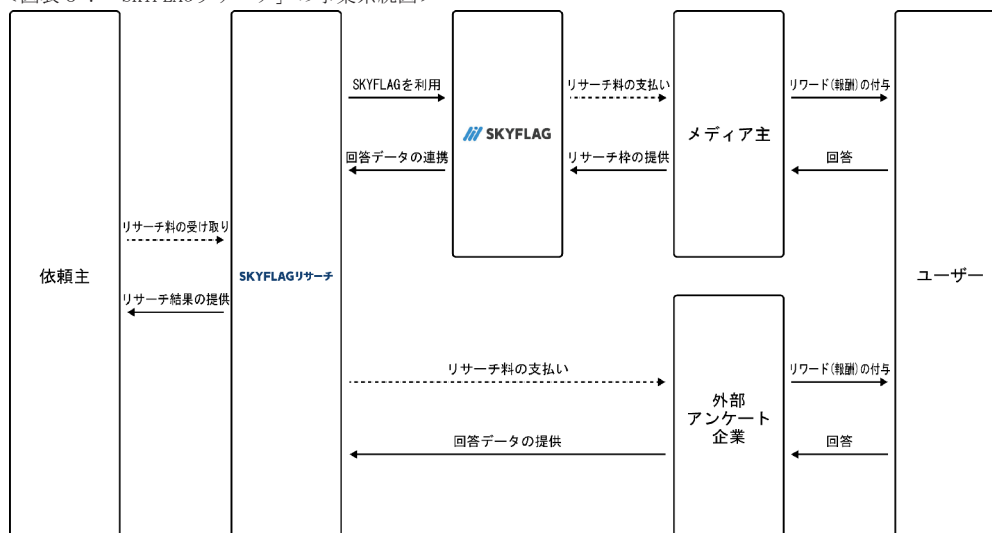
※ 2025年10月から2026年6月までの「SKYFLAG」に係る売上高実績及び媒体費実績について、広告主別及びメディア別の構成比を示したものであります。

2. 「SKYFLAGリサーチ」の事業内容

「SKYFLAG」を導入する幅広いアプリ及びWebサービスを通じて形成されたユーザー基盤を活用した調査パネル「SKYFLAGリサーチ」を提供しております。「SKYFLAGリサーチ」の事業スキームについては、図表6「SKYFLAGリサーチ」の事業系統図をご参照ください。

従来のインターネット調査においては、調査設計を担う事業者とアンケート配信先の事業者が異なることに加え、ポイント獲得を目的としたユーザーによる回答が中心となる傾向があるため、回答者属性に一定の偏りが生じる場合があります。これに対し、「SKYFLAGリサーチ」では、「SKYFLAG」を通じて各種サービスを利用するユーザーから回答を得ることができるため、ポイント獲得のみを目的としたユーザーからの回答に偏りにくく、サービス利用実態に基づく回答を収集しやすいという特徴があります。このような特徴を活かし、企業の意思決定に資するデータの収集を通じて、マーケティング活動を支援しております。

＜図表 6：「SKYFLAG リサーチ」の事業系統図＞



(2) その他

1. ゲームアプリ「ポーカーチェイス」

テキサス・ホールデム（※2）のルールを採用したPC・スマートフォン向けオンライン対戦型テーブルゲーム「ポーカーチェイス」の開発及び運営を行っております。「ポーカーチェイス」の事業スキームについては、図表7「ポーカーチェイス」の事業系統図をご参照ください。

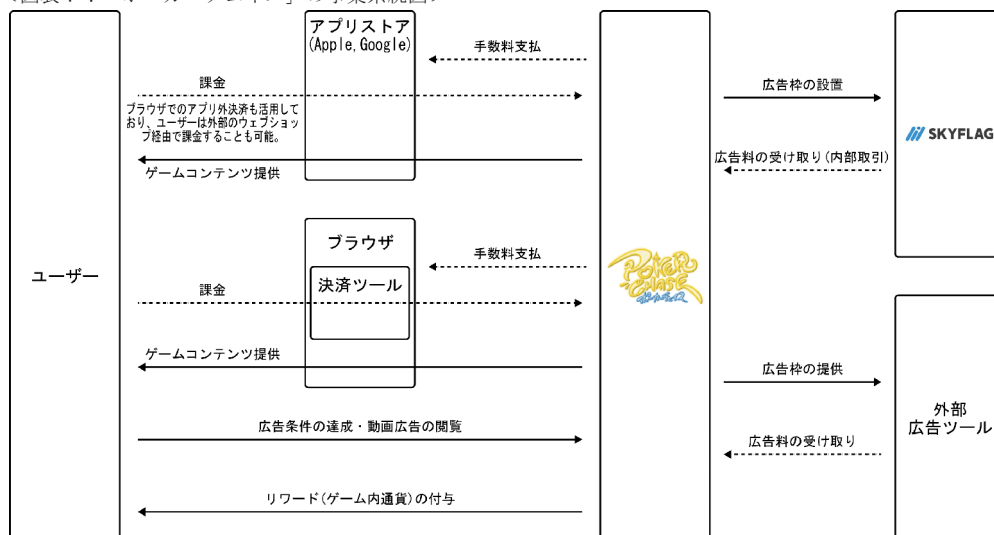
「ポーカーチェイス」には、スマートフォン上で利用可能なアプリ版と、パソコン等で利用可能なブラウザ版があり、複数の匿名ユーザーとオンライン上で対戦できるポーカーゲームを、基本無料で提供しております。また、ゲーム内で使用できるキャラクターや装飾等のコンテンツの一部については、有料で提供しております。

また、「ポーカーチェイス」では、多様なIPとのコラボレーションイベントを定期的を実施しており、知的スポーツとしての健全なポーカー文化の普及を目指し、ポーカーゲームのファンに限らず、幅広いユーザー層の参加促進を目的とした各種施策を展開しております。

さらに、「ポーカーチェイス」内に「SKYFLAG」を導入することにより、「ポーカーチェイス」自体が「SKYFLAG」のメディアとしての役割も担っております。これにより、導入企業としてのメリットを当社自ら享受できるとともに、当該運用を通じて得られたマネタイズに関する知見を活用し、「SKYFLAG」導入企業及び広告主に対する提案力の強化も図っております。

※2 トランプで行うポーカーゲームの一種で、各プレイヤーに配られる手札2枚と、コミュニティ・カードと呼ばれる全プレイヤー共通のカード（最大5枚）を組み合わせて役を競うゲーム。

＜図表 7：「ポーカージェイス」の事業系統図＞

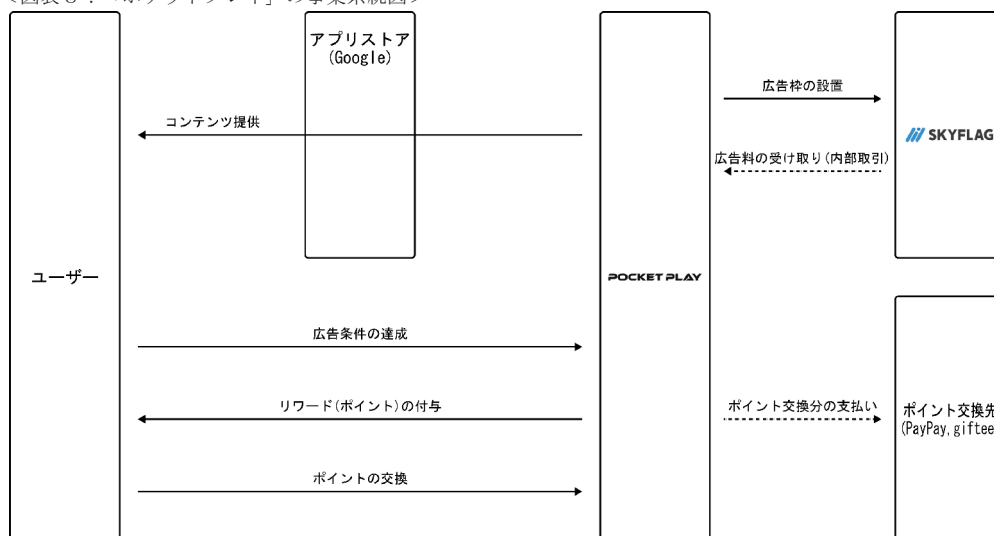


2. ポイントアプリ「ポケットプレイ」

ユーザーが対象となるゲームアプリを利用し、所定の条件を達成することでポイントを獲得できるサービスとして、2024年6月よりポイントアプリ「ポケットプレイ」の提供を開始し、開発及び運営を行っております。「ポケットプレイ」の事業スキームについては、図表 8 「ポケットプレイ」の事業系統図をご参照ください。

ユーザーは、「ポケットプレイ」を経由してゲームアプリをプレイすることにより、プレイ時間に応じたポイントを獲得できるほか、特定のイベントを達成することで、追加のポイントを獲得することが可能です。このような仕組みにより、「ポケットプレイ」は、ゲームプレイを通じたポイント獲得を特徴とするポイントアプリとなっております。また、獲得したポイントは、えらべるPay、Amazonギフトカード及びGoogle Playギフトカード等のギフトに交換することが可能です。

＜図表 8：「ポケットプレイ」の事業系統図＞

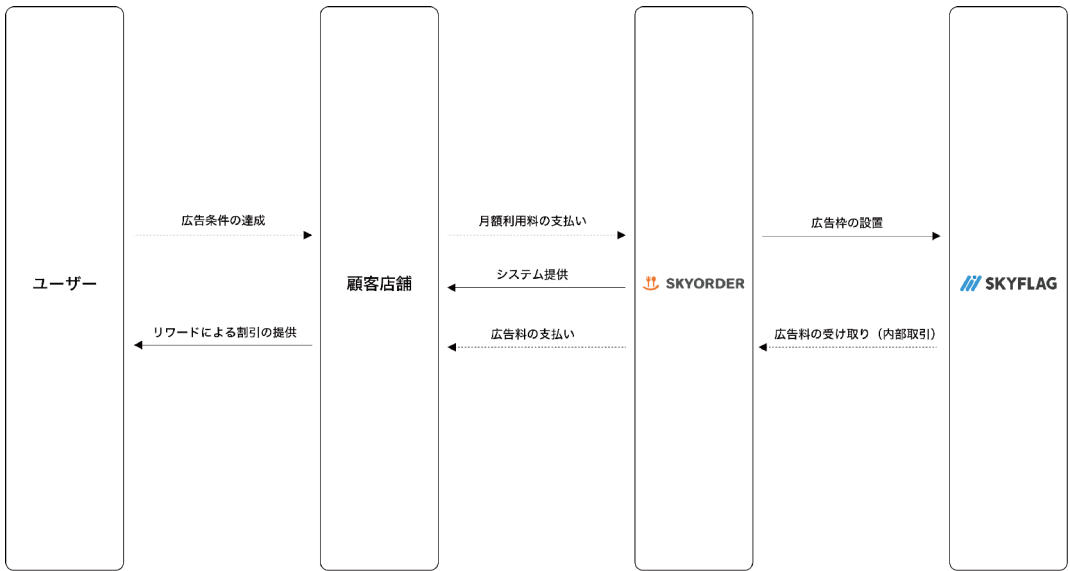


3. セルフ型店内モバイルオーダーシステム「SKYORDER」

「飲食店のオーダー業務を効率化し、顧客体験を向上させる」をコンセプトとする、飲食店向けセルフオーダーシステム「SKYORDER」の開発及び運営を行っております。「SKYFLAG」を通じてオンラインで提供してきた広告体験をオフライン領域にも展開することにより、多くのユーザーに新たな体験価値を提供するとともに、より良いサービスを世の中に広げ、広告の可能性を追求することを目的として、「SKYORDER」事業を展開しております。「SKYORDER」の事業スキームについては、図表9「SKYORDER」の事業系統図をご参照ください。

「SKYORDER」は、飲食店利用者が二次元コードを読み取ることで、スマートフォンからいつでも注文を行うことができるサービスであります。さらに、メニュー内に広告を表示し、料理の待ち時間等に「SKYORDER」に掲載された広告を経由して成果条件が達成された場合には、飲食店利用者の当日の飲食代金を割引くとともに、飲食店に対しては割引件数に応じた広告収益を提供しております。

<図表9：「SKYORDER」の事業系統図>



4 【関係会社の状況】

当社は非連結子会社1社を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2026年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
172 [36]	31.2	2.2	5,270

セグメントの名称	従業員数(名)
リワードマーケティングプラットフォーム事業	113(36)
その他	19(－)
全社(共通)	40(－)
合計	172(36)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除く)は、年間の平均雇用人員を()内に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属する従業員の数です。
4. 最近日までの1年間において従業員数が14名増加しておりますが、これは主に、リワードマーケティングプラットフォーム事業拡大に伴う採用数の増加によるものです。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度（2025年9月期）						補足説明
管理職に占める 女性労働者 の割合（%） （注）1	男性労働者の 育児休業取得率（%）（注）2		労働者の男女の 賃金の差異（%）（注）1， 3			
	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者	全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者	
23.5	83.3	－	63.4	68.5	82.6	表中の「－」は該当者がいないことを表しております。

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものです。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものです。
3. 「男女の賃金差異」において、賃金制度における性別による処遇の差はなく、男女間の賃金の差異は主に等級の人員構成によるものです。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1)経営方針

当社は、「いいモノが広がっている世の中を創造する」をビジョンとし、「常識にとらわれない発想とテクノロジーの力で、ユーザー体験に寄り添った価値を探究する」をミッションとして掲げております。また、「挑戦／オーナーシップ／徹底／ポジティブ／変化／クオリティ／客観性／リスペクト／成長／チームワーク」をMOTTO（モットー）として定め、これらの価値観に基づき、事業を展開しております。当社は、上記ビジョン・ミッションのもと、主軸事業であるリワードマーケティングプラットフォーム事業を通じて、国内外の広告主及びメディア主に対して価値を提供することを基本方針としております。中長期的には、国内市場における競争優位性の確立に加え、韓国を起点とした欧米を中心とする海外市場への展開を進め、グローバルな収益基盤の構築を目指しております。

また、「SKYFLAG」を通じて蓄積した顧客基盤、ユーザーデータ及び運営ノウハウを活用した新規領域への投資を通じて、持続的な企業価値の向上を図ることを基本的な考え方としております。

(2)経営環境

当社の主たる事業であるリワードマーケティングプラットフォーム事業に係る経営環境の認識は、以下のとおりです。

① 市場の状況

当社の属するインターネット広告市場においては、市場規模の拡大に伴い、データ活用とプライバシー保護の両立の重要性が高まっております。ユーザーのプライバシー保護の観点から、ウェブブラウザ提供事業者によるサードパーティCookie（複数のウェブサイトにもたがってユーザーデータを収集し、ターゲティング等に利用されるクッキー）の利用制限の動きが進んでおります。具体的には、Apple社による「Safari」へのITP（Intelligent Tracking Prevention）の導入をはじめ、主要なウェブブラウザにおけるクロスサイトトラッキングの制限や規制対応が進められております（※1）。これに伴い、自社でサイト等を所有する事業者がファーストパーティCookieや自社サイトの会員情報等からユーザーデータを収集・活用する重要性が高まっております。

また、近年の生成AI技術の急速な浸透に伴い、検索エンジンにおける検索結果の提示方法であるAIO：AI Overview等（検索エンジンにおいて、人工知能が複数のWebサイトから情報を収集・要約し、ユーザーの質問に対する回答を検索結果画面上に直接表示する機能）が高度化するなど、ユーザーの検索行動や情報収集のあり方に変化が生じております。これにより、ユーザーが外部のWebサイトに遷移することなく検索結果画面上で情報を完結させる傾向が強まっております。その結果、従来の検索型広告や、SEO：Search Engine Optimization（検索エンジンの自然検索結果において、特定のWebサイトやメディアが上位に表示されるよう、コンテンツの質やサイト構造を最適化する一連の施策）に依存したWebメディアの表示及びユーザーの訪問機会が減少する傾向にあり、それに伴う消費者のデジタル上での行動変容が進んでおります。

さらに、インターネット広告における品質上の課題であるアドフraud（機械的なアクセスや不正な手法により、広告表示、クリック、アプリのインストール成果等を実際よりも多く発生したように見せる広告不正）の排除やブランドセーフティの確保に対する関心も高まっております。具体的には、「アドフraudを含む無効なトラフィックの除外（ユーザーに届いていない広告配信の抑制）」及び「広告掲載先品質に伴うブランドセーフティの確保（不適切な広告掲載先の排除）」が重視される傾向にあり、行政における規制や業界ガイドラインの整備も進んでおります。

このような個人情報保護への対応や生成AIの台頭に伴う消費者の行動変容、さらには広告の健全性・信頼性の確保が求められる環境下において、ユーザーの能動的な意思選択に基づくエンゲージメントを促し、配信面の透明性を確保している当社の「SKYFLAG」は、従来のWeb検索や特定の広告枠に依存しない確実なユーザー接点を提供できる点、および成果地点の深い成果報酬型広告の特性を活かし、広告主による適切な配信面への出稿を支援することが可能です。こうした市場環境の変化を背景に、従来のマーケティング手法の代替、およびインターネット広告市場における構造変化や課題に対応するソリューションとして、「SKYFLAG」の需要は今後も高まるものと認識しております。

インターネット広告市場は、技術革新や広告の健全性・信頼の確保に伴う構造変化の渦中においても、新たな需要を取り込みながら堅調な成長を続けております。株式会社電通「2025年 日本の広告費 インターネット広告媒体費 詳細分析」によれば、2025年の日本のインターネット広告媒体費は3兆3,093億円となり引き続き拡大傾向にあります。

また、総務省「情報通信白書令和7年版 世界の総広告費の推移」によると、2025年の世界のインターネット広告媒体費は5,130億米ドル（約82兆800億円、※2）となり、総広告費に占める割合も60%を超える予測となっております。

さらに、「インターネット広告費」から「インターネット広告制作費」及び「物販系ECプラットフォーム広告費」を除いた「インターネット広告媒体費」も拡大しており、その中において、スマートフォンアプリの普及とユーザーのアプリ利用時間の増加を背景に、当社事業と親和性を有するアプリ内広告（インアプリ広告）市場の成長が進んでおります。

市場調査機関であるIMARC Groupの調査レポート「日本のアプリ内広告市場：業界動向、シェア、規模、成長、機会、予測2026-2034（有料版）（分析基準日：2025年）」によれば、日本のアプリ内広告市場規模は2025年において92億米ドル（約1兆4,720億円）に達しており、2034年までには263億米ドル（約4兆2,080億円）に成長、2025年から2034年にかけて年平均成長率（CAGR）12.38%という高い伸びを示すと予測されております。同市場拡大の背景には、SNS、ゲーム、EC等のモバイルアプリ利用が日常化していることが挙げられ、特にユーザーのエンゲージメントを高める広告フォーマットとして、動画広告、インタラクティブ広告及び当社が主力とするリワード型広告への関心が高まっております。

同レポートにおける2025年の広告タイプ別内訳は、Video Adsが約34.2億米ドル（約5,472億円）、Interstitial Adsが約22.0億米ドル（約3,520億円）、Banner Adsが約17.4億米ドル（約2,784億円）、Rich Media Adsが約12.1億米ドル（約1,936億円）、Othersが約6.3億米ドル（約1,008億円）となっており、当社が提供する「ロングCPEリワード広告」は独立した広告タイプとして区分されておらず、現時点では広告タイプ別内訳のうち「Others（その他）」に内包されているものと整理しております。同領域は主要4タイプ以外の多様な広告フォーマットが幅広く含まれる複合的な市場であり、当社のロングCPEリワード広告もその一部に位置づけております一方で、当社のロングCPEリワード広告は、既存の動画広告、インタースティシャル広告、バナー広告等と同一の「アプリ内広告予算」または「アプリ内マネタイズ手段」の枠組みにおいて、代替的あるいは補完的に選択される広告フォーマットであると位置づけております。当社サービスは、ユーザー体験（UX）に過度な負荷を与えず、成果報酬型でメディア主（メディア）の収益機会を創出できるため、メディア主が広告マネタイズにおけるユーザー体験を見直す局面において、追加的なマネタイズ手段として「SKYFLAG」を活用いただける余地があるものと認識しております。

また、同IMARC Groupの調査レポートによると、2025年の世界のアプリ内広告市場規模は、2,228億ドル（約35兆6,480億円）に達しており、こちらもモバイルアプリの利用が継続的に増加していることなどを背景に、アプリ内広告市場の規模が拡大しております。

このように、社会のデジタル化が進展する中、AIの急速な浸透に伴う検索行動の変化（従来の検索型広告や、SEOメディアの表示機会の減少）や、それに伴う消費者の行動変容を背景として、当社が主軸とするロングCPEリワード広告を包含する「アプリ内広告市場」は、今後も強固な拡大トレンドが続くものと予測しております。

※1 公正取引委員会「デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査（デジタル広告分野）」（令和3年2月17日）に基づき記載しております。

※2 1米ドル=160円で換算。2026年7月時点の為替水準（160円台）をベースに、算出の保守性を鑑み1米ドル=160円を採用。以下、本段落において同じ。）

② 当社の競争優位性と事業展開

このような市場環境の中、当社は、リワードマーケティングプラットフォーム「SKYFLAG」について、ユーザーの能動的な意思選択に基づく広告フォーマット、ロングCPEリワード広告の設計力、多様なメディア主及び広告主との取引基盤、広告配信面の透明性並びに導入及び運用に関するノウハウを競争優位性の源泉として事業を展開しております。

「SKYFLAG」は、当社が提携するメディアを通じて広告主のサービスをユーザーに提供するプラットフォームです。ユーザーによるアプリの利用、会員登録、特定の条件達成といった所定の成果地点への到達（広告利用）に応じて、リワード（ポイント等）が発生・付与される仕組みとなっております。ユーザーは、自らポイント獲得機能にアクセスし、複数の広告案件の中から、広告内容、成果条件及び獲得できる報酬を確認した上で、利用する広告案件を選択します。ユーザーが所定の成果条件を達成した場合には、メディア内で利用できるポイント等の報酬が付与されます。

一般的なディスプレイ広告やインタースティシャル広告等には、ユーザーの意思にかかわらず、コンテンツの閲覧中に表示されるものがあります。これに対し「SKYFLAG」は、ユーザーが広告を利用するか否か、利用する広告案件及び利用時期を自ら選択することができます。このため、ユーザーの意思に反して広告を表示することによる閲覧体験への影響を抑制しつつ、広告利用による便益をユーザーに還元できる点に特徴があります。

また、当社が主力とするロングCPEリワード広告では、アプリのインストールやチュートリアル完了等の単一の成果地点だけでなく、アプリの継続利用、アプリ内の特定の条件達成、会員登録後のサービス利用又は課金等、複数の成果地点を段階的に設定することができます。

これにより、広告主は、広告表示やクリックのみを成果とするのではなく、自社が獲得したいユーザーの行動及び利用段階に応じて広告費を支払うことができます。当社は、広告主のKPI、広告予算及び獲得対象に応じて、成果地点、報酬額、配信先及び配信期間等を個別に設計し、広告効果の最大化を支援しております。

当社は、マンガ、ゲーム、ライブ配信、EC及びポイントサービス等、多様なジャンルのメディアと提携しております。また、ゲーム、金融、動画配信、ECその他の幅広い業種の広告案件を取り扱っております。このような多様なメディア及び広告案件を有することにより、各メディアのユーザー属性と広告主が獲得を希望するユーザー層を組み合わせ、広告主の目的及びメディアの特性に応じた配信を行うことが可能となっております。

当社の顧客基盤は、幅広い業種の広告主及び多様なジャンルのメディアによって構成されております。直近において、最大の広告主に対する売上高がリワードマーケティングプラットフォーム事業の売上高に占める割合は8.5%、最大のメディアに対する媒体費が同事業の媒体費に占める割合は15.1%であり、特定の広告主又はメディアに過度に依存しない、分散した取引基盤を有していると認識しております。

加えて、「SKYFLAG」では、広告主に対して広告の配信先となるメディアを開示しております。広告主は、配信先ごとの配信状況及び広告効果等を確認することができ、自社のマーケティングKPIに沿った配信面への配信を拡大することができます。このような配信面の透明性は、アドフraudの抑制及びブランドセーフティの確保に対する広告主の要請に対応するものであり、当社の競争優位性の一つであると認識しております。

「SKYFLAG」をメディアに導入するためには、ポイント付与やユーザー識別に関するシステム連携が必要となります。当社は、メディアごとの導入支援に加え、掲載する広告案件の最適化、ユーザーからの問い合わせ対応及び導入後の継続的な効果分析までを一体として提供しております。

このため、単に広告主とメディアを仲介するだけでなく、導入後の継続的な運用を通じて蓄積した配信実績、メディアとの関係及び広告運用に関するノウハウが、当社の競争力を形成しているものと認識しております。

このような競争力を背景として、2019年にリリースした「SKYFLAG」は、多くの顧客から支持を得て広く普及しております。また、AppsFlyer社が公表する「パフォーマンスインデックス」において、2020年以降6年間にわたりランクイン（※3）するなど、業界内においても高い信頼と実績を築いております。

当社は、サードパーティCookieの利用制限や生成AIの普及による検索行動の変化並びにアドフraud及びブランドセーフティへの対応の必要性が高まる中で、ユーザーの能動的な意思選択を起点とし、配信面の透明性を有する成果報酬型広告に対する需要は拡大するものと認識しております。

この認識の下、当社は、既存メディアにおける利用ユーザー及び配信広告案件の拡大、新規メディアの導入、広告案件の拡充、ロングCPEリワード広告の配信設計の高度化並びに海外展開を推進することにより、「SKYFLAG」の持続的な成長を図ってまいります。

※3 AppsFlyer「パフォーマンスインデックス」（2020年、2021年、2022年、2023年、2024年、2025年公表分）、該当各年における掲載実績に基づく。

（3）経営戦略

当社は、主軸事業であるリワードマーケティングプラットフォーム事業の持続的な拡大に加え、「SKYFLAG」を通じて培った独自の経営資源（メディア主・広告主との顧客基盤、ユーザーデータ及び運営ノウハウ等）を活用した新規領域への投資を通じて、持続的な企業価値の向上に努める方針であります。

①リワードマーケティングプラットフォーム事業の拡大

a 国内市場の更なる拡大

「SKYFLAG」の導入先となるメディアのジャンルの拡大が進展しております。今後は、国内市場における競争優位性を確立すべく、広告主及びメディア主の双方に対する価値提供の深化を通じて市場を開拓するとともに、顧客ニーズや市場環境の変化に対応した機能拡充を推進してまいります。

b 欧米を中心とした海外市場への展開

海外展開においては、日本国内での事業展開を通じて培った知見を基盤として、2025年8月に設立した韓国拠点を起点に、同国市場への展開を進めております。今後は、欧米をはじめとする海外市場への展開を見据え、各国・地域のメディア主に対する「SKYFLAG」の導入推進を図ってまいります。

具体的には、米国市場への進出をはじめとして、各国・地域の市場特性に応じた「SKYFLAG」のローカライズを進めるとともに、国内及び韓国市場で培ったコンサルティングノウハウと営業実績を活用し、現地のニーズに即した営業活動を展開することで、グローバルにおける売上基盤の拡大を目指してまいります。

②独自の経営資源を活用した新規領域への投資

当社は、リワードマーケティングプラットフォーム「SKYFLAG」と高い親和性を有する領域において新規サービスの創出を進めるとともに、既存事業を通じて蓄積した顧客基盤及びプロダクト開発・運営ノウハウを活用し、新たな事業基盤の構築を図ってまいります。

また、その他の事業については、当社の中長期的な成長に向けた新規領域への取組みとして位置づけております。一方で、現時点においては継続的にセグメント損失を計上していることから、各サービスの収益性、成長可能性及び既存事業との親和性を慎重に見極めながら、投資規模及び事業展開の優先順位を適切に判断し、将来的な収益機会の創出及び事業ポートフォリオの拡充に取り組んでまいります。

（4）経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等（KPI）

当社は、主力事業であるリワードマーケティングプラットフォーム事業「SKYFLAG」の成長性、収益性及び効率性を総合的に把握するため、以下の4つの指標を主要なKPIとしております。

なお、以下のKPIはいずれも、会計基準その他の統一された基準に基づく指標ではなく、当社が「SKYFLAG」の事業状況を把握するために定義した経営管理上の指標であります。このうち、「独自フォーマット導入メディア数」は当社独自の指標であります。一方、MAU、ARPU及びマージン率は一般的にも使用される名称ですが、その対象範囲、集計単位及び算定方法について統一された基準はなく、他社が開示する同名称又は類似の指標と必ずしも比較可能なものではありません。当社における各指標の定義及び算定方法は、以下のとおりであります。

このうち、当社は「独自フォーマット導入メディア数」を最重要KPIとして位置づけております。「SKYFLAG」は、広告主の出稿案件をメディアが運営するアプリやWebサービス上の広告掲載面に接続し、当該メディアを利用するユーザーに広告案件を届けることで広告成果を創出するサービスであります。

独自フォーマットを導入するメディア数の増加は、当社プラットフォームにおける広告掲載面及びユーザー接点の拡大を意味し、導入メディアMAU、広告配信機会、広告成果件数及び売上高の拡大につながる重要な起点となります。また、導入メディア数の増加により広告主に対する配信先の多様性及び提案力が高まり、広告案

件の獲得にも寄与することから、当社は当該指標を最重要KPIとして重視しております。

・独自フォーマット導入メディア数

「独自フォーマット導入メディア数」は、「SKYFLAG」の独自フォーマットを導入しているメディア数を示す当社の独自の指標であり、当社サービスの普及状況及び市場における浸透度を把握するために重視しております。本指標は、当社プラットフォームにおける広告掲載面及びユーザー接点の拡大状況を示すものであり、導入メディアMAU、広告配信機会及び広告成果件数の拡大につながる重要な指標であります。

・導入メディアMAU（Monthly Active Users：月間アクティブユーザー数）

一般に、MAUは、特定のアプリ又はサービスを対象月に1回以上利用したユニークユーザー数を示す指標として使用されています。

当社の導入メディアMAUは、「SKYFLAG」を導入しているメディアにおいて、対象月に1回以上「SKYFLAG」の独自フォーマットにアクセスしたユーザー数を合計した指標であります。メディア単位のユニークユーザー数を足し合わせて算出しており、同一ユーザーが複数の導入メディアで「SKYFLAG」の独自フォーマットを訪れた場合は加算されます。

本指標は、当社プラットフォームがアプローチ可能なユーザー基盤の規模を示すものであり、「SKYFLAG」の導入拡大状況及び広告配信機会の拡大可能性を把握するための重要な指標であります。

・ARPU（Average Revenue Per User：ユーザーあたり平均売上高）

一般に、ARPUは、一定期間の売上高を同期間のユーザー数で除して算定する、ユーザー1人当たりの平均売上高を示す指標として使用されています。ただし、算定対象とする売上高及びユーザー数の範囲は、企業又はサービスによって異なります。

当社のARPUは、「SKYFLAG」の独自フォーマットを導入しているメディアにおけるユーザー1人当たりの平均売上高を示す指標であります。

具体的には、対象期間における「SKYFLAG」の独自フォーマットの売上高を、同期間における導入メディアMAUで除して算定しております。

$$\text{ARPU} = \text{対象期間における独自フォーマットの累計売上高} \div \text{対象期間における独自フォーマットの累計導入メディアMAU}$$

本指標は、当社プラットフォームがアプローチ可能なユーザー基盤から、どの程度の売上高を創出しているかを示すものであり、「SKYFLAG」におけるユーザーあたりの収益効率及び収益性を把握するための重要な指標であります。

・マージン率

マージン率は一般的にも使用される名称ですが、その算定方法について統一された基準はありません。

当社のマージン率は、当社プラットフォームにおける収益効率及び収益力を示す指標であり、「SKYFLAG」に係る売上高からメディア主への支払額を控除した金額を、同売上高で除して算定しております。

$$\text{マージン率} = (\text{「SKYFLAG」に係る売上高} - \text{メディア主への支払額}) \div \text{「SKYFLAG」に係る売上高}$$

本指標は、広告主から獲得した売上高のうち、当社に帰属する収益の割合を示すものであり、当社プラットフォームの収益性を把握するために重視しております。なお、マージン率は、導入メディアの規模、ジャンル、取引条件、広告案件の構成及び配信量等により変動する性質を有しております。

当社は、広告主の開拓による広告案件の拡充、配信ロジックの最適化及びメディア主に対する付加価値の高いコンサルティングの提供等を通じて、マージン率の維持・向上並びに中長期的な利益成長に取り組んでまいります。

これらのKPIは、当社の成長戦略の進捗、事業基盤の拡大及び収益性の向上を株主・投資家の皆様にご理解い

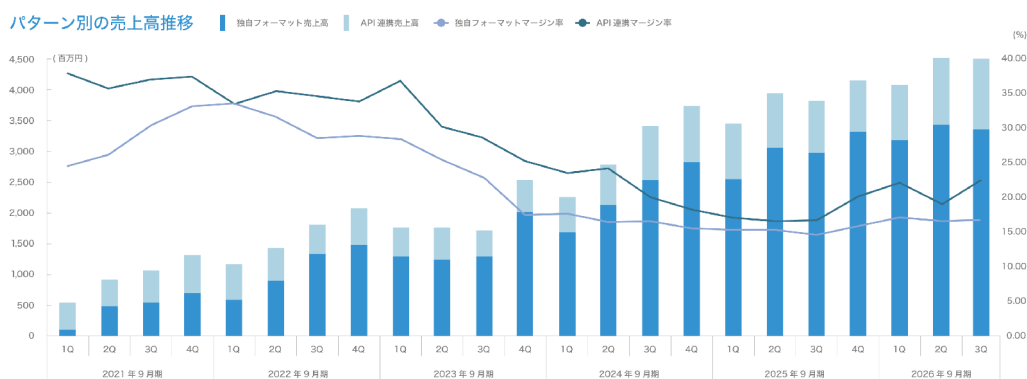
ただこうえで重要な指標であると認識しております。

<図表 1 : 「SKYFLAG」 提供フォーマットのマネタイズ提供パターン>



※ 上図は、「SKYFLAG」における広告提供の方法を、「独自フォーマットによるマネタイズ」と「API連携による広告提供」に分けて示したものであります。独自フォーマットによるマネタイズは、当社が管理する広告掲載面をメディアのアプリやWebサービス内に設置し、その掲載面に「SKYFLAG」の広告（オファー）を表示する形式です。API連携による広告提供は、メディア主が管理する広告掲載面に対して、当社がAPIを通じて広告案件を提供する形式です。2024年10月から2026年6月までの売上構成比は、独自フォーマットによるマネタイズが76%、API連携による広告提供が24%であり、当社の主力は独自フォーマットによる提供となっております。

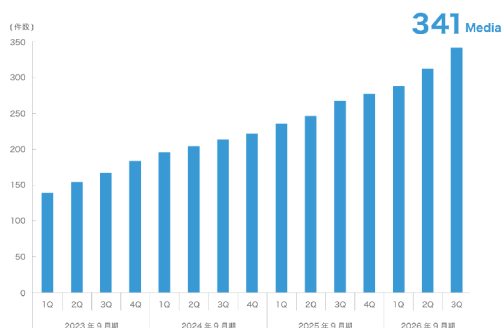
<図表 2 : 「SKYFLAG」 提供フォーマット別の売上高・マージン率推移>



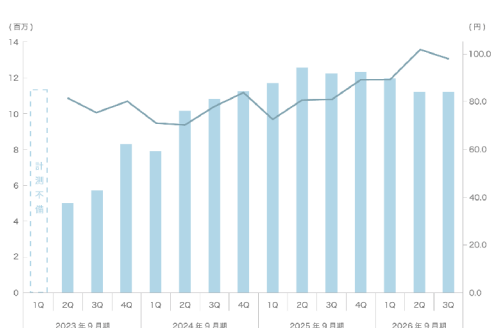
※ 当社管理会計数値

<図表3：「SKYFLAG」独自フォーマットのKPI推移>

平均 導入メディア数



平均 導入メディア MAU・ARPU



※1 導入メディア数に関して、四半期の月平均メディア数となります。

※2 導入メディアMAU及びARPUに関して、当社管理会計数値をもとに算出。導入メディアMAUは四半期の月平均数値であり、ARPUは四半期の独自フォーマットの累計売上高を四半期の独自フォーマットの累計導入メディアMAUで除した数値であります。また、2026年9月期第2四半期に関して、MAUが多くARPUの低い一部のメディアがAPI提供経由に移行した影響で数値が変動しておりますが、「SKYFLAG」全体での売上変動は軽微となります。

(5)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社の属するインターネット広告業界においては、生成AIの活用による広告配信の高度化やメディアの多様化が進展する一方、サードパーティCookieの利用制限をはじめとするプライバシー保護の強化や、ブランドセーフティの確保への対応が重要な課題となっております。

このような環境変化を背景に、ユーザーの能動的なアクションを促すロングCPEリワード広告を活用した、当社が事業を展開するアプリ内広告・リワードマーケティング市場への関心は高まっております。

当社は、こうした多様化する市場ニーズを的確に捉え、広告主における広告効果の最適化とメディア主における収益性の向上の両立を図ることにより、双方に価値を提供し続けるため、以下の課題に優先的に対処してまいります。

なお、当社は、内部留保及び本募集による調達資金により、当面の事業拡大及び海外展開に必要な資金を確保できるものと認識しており、現時点において重要な財務上の課題はないものと判断しております。ただし、今後、海外展開の加速や新規領域への投資規模の拡大に伴い、追加的な資金需要が生じる可能性があることから、その際には資金調達手段の多様化等について適切に対応してまいります。

①持続的な成長に向けた事業・収益基盤の強化

当社は、今後の持続的な成長に向けて、収益の拡大及び経営基盤の強化が重要な課題であると認識しております。このため、主軸であるリワードマーケティングプラットフォーム事業において、これまでに培った広告主及びメディア主との強固な取引実績を基盤として、新たな顧客層及び需要の開拓を推進してまいります。

また、既存顧客に対しては、付加価値の高いコンサルティングを通じて、広告効果の最適化及びメディアのマネタイズ効率の向上を図り、事業全体の規模拡大に努めてまいります。

さらに、機械学習をはじめとする先進技術を活用した広告配信の最適化によるプロダクトの高付加価値化や、リワードアセットを活かした新規・周辺領域への展開を順次進めることにより、持続的な成長基盤の確立と経営基盤の強化を図ってまいります。

②グローバル展開による収益の拡大

当社は、これまでも海外に所在する広告主による日本国内向け広告出稿を取り扱ってまいりました。当該取引は、主に海外広告主の広告案件を、当社が国内メディア上で日本国内のユーザー向けに配信するものであります。

一方、当社が今後推進する海外展開は、既存の海外広告主による日本国内向け広告出稿の取扱いにとどまらず、海外市場において、現地広告主及び現地メディア主との取引基盤を構築し、現地ユーザー向けの広告配信機会を拡大する取組みを指しております。

具体的には、2025年8月に設立した韓国現地法人（Skyfall Korea Inc.）を起点として、韓国における大手企業及びメディア主との関係強化並びに広告主へのアプローチを着実に進めております。

当社が国内で培った「SKYFLAG」のプロダクトとしての優位性及びコンサルティングノウハウは、海外市場においても一定の競争力を有するものと考えております。

今後は、韓国市場における事業基盤の構築を進めるとともに、その進捗を踏まえながら、米国を中心とした欧米諸国をはじめとする海外市場への展開を順次推進し、グローバルにおける収益基盤の拡大に取り組んでまいります。

③インターネット広告の信頼性向上への対応

当社が提供する「SKYFLAG」は、インターネット広告業界において重要な課題となっているアドフraud（不正な広告成果の発生行為）に対応するため、広告配信の透明性を高め、健全な広告環境の構築に資することを目指して開発された背景を有しております。

当社は、ユーザーの深いエンゲージメントを促す「ロングCPEリワード広告」の先駆者として、広告の配信面（広告が実際に表示される画面）の透明性を確保している点を強みとしております。これにより、広告主は、アドフraudの懸念がある広告表示画面への出稿を回避し、広告が実際に表示される画面等を踏まえた、より適切な広告配信を行うことが可能となります。また、広告主及びメディア主と提携するにあたり、その提供するサービスの適格性（事業実態の確認等）を審査する体制を設けており、この審査をもって、不適切な広告主及びメディア主の参入を防止し、ひいてはユーザーの被害防止及び広告の信頼性確保を図っております。今後も、プロダクトの提供を通じて各種不正リスクの低減に努め、広告主及びメディア主の双方に対して安全で信頼性の高い取引環境を提供することにより、広告業界全体の信頼性向上及び「SKYFLAG」の一層の普及を図ってまいります。

④データ活用及び提案力の向上によるマーケティング力の強化

市場環境の変化や顧客ニーズの多様化を的確に捉えるためには、これまで以上に深い市場理解とデータ分析力が求められております。

当社は、これまで蓄積してきた配信データ及びユーザー行動データを活用し、的確な事業戦略を立案・実行できる体制の構築を進めております。また、配信メディアの収益力強化に向けたコンサルティング提案や、広告主のユーザー獲得効率の向上に資するデータに基づく提案を行うことにより、当社の強みであるマーケティング力及び提案力を一層強化してまいります。

⑤システムの安定性の確保

当社が展開するリワードマーケティングプラットフォーム事業においては、継続的な広告配信及びリアルタイムでの正確な成果集計処理を行っており、システムの安定稼働は、当社の事業継続及び顧客からの信頼維持において重要であります。

今後の国内外におけるトラフィックの増加や新規・周辺領域へのサービス展開に対応可能なインフラを維持するため、定期的なシステムのリプレイス、サーバー基盤の拡張及び負荷分散技術の導入等、技術面への投資を継続し、安定性及び拡張性を備えたシステムインフラの構築に努めてまいります。

⑥情報セキュリティ対策の強化

リワードマーケティングプラットフォームの運営において、取引先及びユーザーの情報資産を適切に保護する情報セキュリティ体制の構築は、経営上の重要課題の一つであります。

当社は、2022年3月の「情報セキュリティに関するガイドライン」の制定に続き、2025年6月には国際的な情報セキュリティ管理規格であるISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得するなど、ガバナンス体制の強化に努めてまいりました。今後の事業拡大やグローバル展開に伴うセキュリティリスクの多様化を見据え、システム面における脆弱性対策の徹底に加え、役職員への継続的な教育を通じたセキュリティ意識の向上を図り、情報セキュリティ水準の維持及び強化に努めてまいります。

⑦競争力強化のための優秀な人材獲得及び育成

技術革新及びグローバル化が進展するインターネット産業において、持続的な企業成長を実現するためには、優秀な人材の確保及び育成が重要であると認識しております。

当社は、今後の事業拡大及びグローバル展開を担うことができる高度なIT人材及びグローバル人材の採用活動を強化してまいります。また、従業員のエンゲージメント向上に資する公正な人事評価制度の運用、能力を発揮しやすい適材適所の人員配置、育成プログラムの拡充等を通じて、組織基盤の強化に向けた人事戦略を総合的に推進し、当社の競争力の維持及び向上に努めてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取り組み】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取り組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

（1）ガバナンス

当社では、サステナビリティ関連のリスク及び機会を重要な経営課題として認識し、取締役会による監督のもと、これらを管理する体制としております。具体的には、代表取締役、取締役、執行役員及び本部長等で構成されるリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、サステナビリティ関連のリスク及び機会についても、同委員会において継続的に協議しております。同委員会では、各部門から報告される事業環境の変化、コンプライアンス、情報セキュリティ、人材の確保・育成その他経営上の重要課題に関する事項を踏まえ、サステナビリティに関連するリスク及び機会の把握を行っております。

同委員会における協議内容については取締役会へ報告され、取締役会は当該事項に関する対応方針及び進捗状況について監督を行っております。また、必要に応じて経営方針や各種施策への反映についても検討を行うこととしております。

（2）戦略

①サステナビリティに関する戦略

当社は、ビジョンである「いいモノが広がっている世の中を創造する」及びミッションである「常識にとられない発想とテクノロジーの力で、ユーザー体験に寄り添った価値を探究する」のもと、サステナビリティを経営の重要課題の一つとして位置づけております。

当社は、リワードマーケティングプラットフォーム「SKYFLAG」を中心としたサービスの提供を通じて、持続可能でより良い社会の実現を目指すとともに、働く環境の整備、人材の育成及び開発等の人的資本の充実を含めた事業基盤の強化を通じて、サステナビリティの向上及び持続的な成長を実現してまいります。

当社は、事業運営上重要性の高いサステナビリティ課題として、ユーザーのプライバシー保護（自社保有データの活用及び個人情報の適切な管理）、データセキュリティ（ISMS認証の取得等）、並びに広告の品質及び適法性の確保（アド Fraud 対策、広告配信の透明性確保等）に取り組んでおり、今後も継続的な体制強化を図ってまいります。

また、当社の事業活動や収益計画に直接的な影響を与える気候変動リスクは現時点では限定的であると認識しておりますが、事業活動を通じた環境保全にも取り組んでまいります。

②人的資本に関する戦略

当社は、人材の確保が事業成長における重要な要素であると認識しております。そのため、「人材」を「人的資本」と捉え、積極的な人材投資を行うとともに、従業員の能力発揮に向けた取り組みを推進することが、当社の将来価値の向上及び長期投資を志向する投資家とのエンゲージメントの強化につながるものと考えております。

この考えのもと、当社では、各従業員のキャリア形成を支援し、人的資本の価値向上を図るため、以下の取り組みを実施しております。

a. 人材の多様性の確保

当社では、採用活動を積極的に推進しておりますが、持続的な成長を実現するためには、多様な視点や価値観を有する人材を取り入れることが重要であると認識しております。このため、性別、国籍又は採用ルートにかかわらず採用を行っており、人事評価についても、性別や国籍等にとらわれることなく、能力、適性等を総合的に勘案したうえで実施しております。

b. 社内勉強会・階層別研修の開催

当社では、従業員が培ってきたノウハウや知見を部署の垣根を越えて共有できるよう、全社規模から事業部単位まで、さまざまな規模で社内勉強会を実施するとともに、階層別研修も実施しております。これらの取組みは、以下の観点から、当社の持続的な成長を支えるものと認識しております。

- i 知識・スキルの社内蓄積：社内勉強会や階層別研修を通じて、従業員間で知識やスキルを共有することにより、会社全体における無形資産としての蓄積を図っております。
- ii 社内コミュニケーション強化：社内勉強会や階層別研修の実施により、従業員同士のコミュニケーションを促進し、チームワーク及び協力関係の構築並びに組織力の強化に寄与しております。
- iii イノベーション促進：直接的には自らの業務に関係しない知識についても、社内勉強会や階層別研修を通じて共有することにより、新たなアイデアやアプローチが生まれ、新規事業の創出や既存業務の効率化、他部門への理解促進等につながるものと考えております。
- iv 従業員のモチベーション向上：社内勉強会や階層別研修の実施により、従業員の自己成長やキャリア形成に対する意欲を高め、モチベーション向上に寄与しております。
- v 組織の文化形成：定期的な社内勉強会の実施を通じて、学習を重視する組織文化の醸成を図り、当社の持続的な成長と変革を支えております。

c. 働きやすい環境構築のための取組み

当社は、多様な従業員が働きやすい環境の構築に注力しております。具体的には、①人事考課制度による公平な評価、②男女を問わない希望者に対する育児休業の取得推進、③有給休暇の取得促進、④定期的なパルスサーベイ（従業員が抱える不満やストレスを把握するためのアンケート調査）の実施等を行っております。

d. 人権の尊重

当社は、人的資本の価値最大化を図るうえで、人権の尊重は不可欠であると認識しております。国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえ、当社では全ての従業員を公正かつ公平に処遇することはもとより、職場におけるハラスメントを生じさせない姿勢を明確にしております。

また、国や地域ごとに異なる法規制、商慣習及び従業員の信教等に配慮し、グローバルな観点から人権尊重に留意することとしております。

(3) リスク管理

当社は、「内部統制システムの構築に関する基本方針」、「コンプライアンス基本方針」、「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」等に基づき、コンプライアンス及びリスク管理体制を整備しております。サステナビリティ関連のリスク及び機会については、代表取締役、取締役、執行役員及び本部長等が出席する「リスク・コンプライアンス委員会」において継続的に把握しております。各部門から報告される事業環境の変化や経営課題等を踏まえ、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するとともに、その重要性や事業への影響度等を勘案して評価を行っております。

評価の結果、重要と判断された事項については、対応方針及び必要な施策を検討するとともに、継続的に対応状況を確認し、必要に応じて見直しを行っております。また、リスク・コンプライアンス委員会における討議・協議内容については取締役会へ報告しており、取締役会是对応状況の確認及びモニタリングを行っております。取締役会は、サステナビリティ関連のリスク及び機会の内容を踏まえ、必要に応じて経営上の課題への対応方針について審議するとともに、中長期的な経営戦略との整合性の観点から検討を行っております。

(4) 指標及び目標

①人的資本に関する指標及び目標

当社は、性別、年齢、国籍その他の属性にかかわらず、多様な人材がその能力を十分に発揮できる組織及び職場環境の整備を推進しております。

当該方針の実施状況を把握するため、管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女間賃金差異を確認しております。管理職に占める女性労働者の割合は、多様な人材の登用状況を、男性労働者の育児休業取得率は、性別にかかわらず仕事と育児を両立できる職場環境の整備状況を、労働者の男女間賃金差異は、人材の配置、登用及び処遇における男女間の状況を、それぞれ把握するための指標であります。

これらの指標の実績値については、「第1 [企業の概況] 5 [従業員の状況]」に記載のとおりであります。

当社は、事業及び組織が拡大する過程にあり、人員構成及び管理職数の変動が各指標に与える影響が大きいため、現時点では、これらの指標について定量的な目標を設定しておりません。当面は、性別その他の属性にかかわらず採用、配置、育成及び登用並びに仕事と育児を両立できる社内環境の整備を継続し、今後の事業規模及び人員構成の推移を踏まえ、定量的な目標の設定を検討してまいります。また、社内勉強会・階層別研修については継続的に実施しておりますが、現時点において具体的な開催回数や参加率等の目標値は現在検討中であり、決定した段階で速やかに公表してまいります。今後も事業環境や組織課題に応じた人材育成施策を継続的に実施し、従業員の成長及び組織力の向上を通じて、企業価値の向上を目指してまいります。

②気候変動に関する指標及び目標

当社では、事業特性上、提出日現在において、環境負荷低減に関する具体的な指標及び目標は策定しておりませんが、今後、関連データの収集及び分析を進め、その進捗に応じて、目標の設定及び開示内容の充実を検討してまいります。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、必ずしも主要なリスク要因に該当しない事項であっても、投資家の投資判断上重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) プラットフォーマーのポリシー変更について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

① リスクが顕在化した場合に当社の経営成績等の状況に与える影響等

当社のリワードマーケティングプラットフォーム事業及びその他の事業は、スマートフォン等の通信デバイスを介して広告サービスやゲームサービスを提供しております。そのため、これらの通信手段を利用するアプリマーケット、例えばApple Inc.の運営するApp StoreやGoogle LLCの運営するGoogle Play等のいわゆるプラットフォームにおいて、スマートフォン利用者のアプリ間の行動追跡を制限するポリシー変更、それに伴う広告手法の規制、又は課金に関するポリシー変更がなされた場合には、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

② リスクが顕在化する可能性の程度や時期、リスクへの対応策

当該リスクが顕在化する可能性は、各国の規制動向やプラットフォームの方針変更等により、常に一定程度あると認識しております。当社は、当該リスクの低減のため、プラットフォームのポリシー変更や各種広告規制の動向を常時モニタリングしております。万が一の変更時にも、これまでに培った技術的知見やノウハウを活かし、迅速かつ柔軟にシステムアップデートや代替手法の提案を行える開発・営業体制の構築に注力することで、業績への影響を最小限に抑えるリスクマネジメントを行っております。

(2) 主要需要先の動向と収益依存について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

① リスクが顕在化した場合に当社の経営成績等の状況に与える影響等

当社のリワードマーケティングプラットフォーム事業は、主としてアフィリエイト／リワード広告サービスを提供しており、そのサービス特性から、広告主及びメディア主には、スマートフォン向けゲームを提供するアプリ事業者、映像やマンガアプリ等のコンテンツ提供事業者、並びにクレジットカードやキャッシュレス決済を取り扱う金融関係事業者が多く含まれております。これらの需要先における広告出稿量、個別売上単価又はメディア取扱高に大きな変動が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

② リスクが顕在化する可能性の程度や時期、リスクへの対応策

当該リスクが顕在化する可能性は、マクロ経済の動向等の影響により、常に一定程度あると認識しております。当社は、当該リスクの低減のため、特定の業界に依存しない収益基盤を確立すべく、ゲームや金融等の主要分野に加え、Eコマース、ライフサービス、ヘルスケアなど幅広い業種の広告主及びメディア主に対する営業アプローチを強化し、顧客ポートフォリオの多角化に努めております。さらに、主要需要先の出稿動向や市場環境の変化を迅速に察知するため、定期的なコミュニケーションを通じて情報を早期にキャッチし、機動的な営業リソースの再配置が行える体制を整備しております。

(3) 海外での事業展開について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

① リスクが顕在化した場合に当社の経営成績等の状況に与える影響等

当社のリワードマーケティングプラットフォーム事業においては、海外に所在するスマートフォンゲーム事業者等の取引先も多く存在しております。当社は、海外の取引先開拓を積極的に行う方針であり、海外での事業展開を拡大するに当たり、進出先の国又は地域によっては、政治・経済・社会情勢、法令改正、税制、取引慣行の相違等に起因するカントリーリスクが存在しております。また、海外の広告主が提供するアプリ又はサービスの内容が、配信先の国又は地域の法令、規制若しくは社会的規範等に適合しない場合、当該アプリ又はサービスを利用したユーザーその他の第三者に損害が生じる可能性があります。この場合、当社が損害賠償請求その他の責任追及を受けるほか、当社の信用又は社会的評価が低下し、取引先との関係や事業運営に影響を及ぼす可能性があります。これらのリスクが顕在化した場合には、当社の経営成績及び財政状態に重要な影響

を及ぼす可能性があります。

②リスクが顕在化する可能性の程度や時期、リスクへの対応策

当該リスクが顕在化する可能性は、常に一定程度あると認識しております。当社は、当該リスクの低減のため、海外進出及び現地の事業者との取引開始に際して、進出フェーズや事業規模に応じた適切な情報収集や法規制の確認を行っております。さらに、必要に応じて現地の法律事務所等とも連携し、現地の法改正や各種規制（個人情報保護法など）への適合性を検証するとともに、海外ビジネスにおける実務経験や現地の言語・文化に精通した専門人材の確保・育成に注力しております。これにより、進出後もカントリーリスク等の変化や現地の商習慣を適時に把握し、柔軟かつ迅速に対応できるガバナンス体制の整備・運用に努めております。また、当社は、広告主と提携するにあたり、広告主及びその提供するサービスの適格性を確認する審査体制を設けており、不適切な広告主の参入防止及びユーザーの被害防止に努めております。

（４）システムトラブル及びサービス品質について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

①リスクが顕在化した場合に当社の経営成績等の状況に与える影響等

当社のリワードマーケティングプラットフォーム事業では、インターネットを通じたアフィリエイト／リワード広告の配信及び成果発生実績の集計を、当社独自開発のシステムを通じて提供しております。システムトラブルの発生、想定を超えるアクセス数の急増、又は悪意あるコンピュータウイルス等による攻撃が発生した場合には、広告サービスの提供が中断し、損害賠償請求等を受ける可能性があり、当社の経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

②リスクが顕在化する可能性の程度や時期、リスクへの対応策

当該リスクが顕在化する可能性は、常に一定程度あると認識しております。当社は、当該リスクの低減のため、システム稼働状況の常時モニタリング体制の構築や、アクセス負荷を考慮したインフラ基盤の整備に努めております。また、外部専門機関による定期的な脆弱性診断の実施などセキュリティ対策を強化するとともに、万が一の障害発生時に備えた迅速な対応体制の構築を通じて、サービス品質の維持・向上とリスクの低減に努めております。

（５）競合について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

①リスクが顕在化した場合に当社の経営成績等の状況に与える影響等

当社のリワードマーケティングプラットフォーム事業が属する、インターネットを通じたアフィリエイト／リワード広告業界には複数の競合サービスが存在しており、大規模な設備投資を必要としないことから、参入障壁は相対的に低い状況にあります。サービス提供手法は多種多様であり、多くの競合が事業展開していることから、一定の競合関係及び価格競争の可能性が存在しております。競合他社の動向により当社の優位性が損なわれた場合には、当社の経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

②リスクが顕在化する可能性の程度や時期、リスクへの対応策

当該リスクが顕在化する可能性は、常に一定程度あると認識しております。当社は、当該リスクの低減のため、新規顧客の開拓に留まらず、既存顧客に対するフォローアップ体制の強化や利便性向上を通じて、顧客満足度の維持・向上及び長期的なリレーションの構築に努めております。また、市場ニーズを捉えた迅速なプロダクトアップデートを継続的に行うことで、競合他社との差別化を図り、市場における先行優位性を維持・発展させていく方針であります。

（６）有力なメディアの獲得について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

①リスクが顕在化した場合に当社の経営成績等の状況に与える影響等

当社のリワードマーケティングプラットフォーム事業においては、広告掲載媒体としてメディアの存在が不可欠であり、有力メディアの確保が十分に進まなかった場合には、当社の経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

②リスクが顕在化する可能性の程度や時期、リスクへの対応策

当該リスクが顕在化する可能性は、将来的に一定程度あると認識しております。当社は、当該リスクの低減のため、既存メディアの広告マネタイズ目的に応じた提案活動を強化し、良好な関係性の維持・深耕に努めております。また、新規の有力メディア獲得においては、自社の営業活動に加えて外部のパートナーシップや紹

介ネットワークを効果的に活用することで、新規リードの安定的かつ多角的な開拓体制の構築に努めております。

(7) 技術革新及びAI技術の進化への対応について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：低）

①リスクが顕在化した場合に当社の経営成績等の状況に与える影響等

当社のリワードマーケティングプラットフォーム事業及びその他の事業は、スマートフォン等の通信デバイスを利用するインターネット関連技術を基盤としてサービスを提供しております。インターネット関連分野は技術革新が著しく、新たな技術の開発や、それに基づく新たなサービスの導入が相次いでおります。AI技術を用いた広告配信システムに関する基礎研究・応用研究、他社との連携、関連エンジニアの確保又は育成等が十分に進まず、AI技術への対応が遅れた場合には、当社事業の競争力が低下し、経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

②リスクが顕在化する可能性の程度や時期、リスクへの対応策

当該リスクが顕在化する可能性は、常に一定程度あると認識しております。当社は、当該リスクの低減のため、新たな技術トレンドの迅速なキャッチアップと、それらを活用したサービス向上の可能性の模索に努めております。AI技術への対応に向けては、本格的な活用を見据えた調査・検討体制の構築を進めるとともに、社内教育等を通じた人材の育成や外部知見の活用を図ることで、中長期的な技術革新に柔軟に適應できる体制の整備に努めております。

(8) 新規事業について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：低）

①リスクが顕在化した場合に当社の経営成績等の状況に与える影響等

当社は、事業規模の拡大及び収益源の多様化を推進するため、今後も新規事業に積極的に取り組む方針であります。新規事業が計画どおりに進捗しない場合には、システム開発、人材投資等の支出が回収できず、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②リスクが顕在化する可能性の程度や時期、リスクへの対応策

当該リスクが顕在化する可能性は、将来的に一定程度あると認識しております。当社は、当該リスクの低減のため、新規事業の立案段階における事業性の検証や各種会議体での審議を徹底しております。あわせて、事業開始後においては、既存事業の利益状況等を踏まえた段階的な投資計画の策定や機動的な予算調整を行うとともに、定期的な事業評価を通じて投資の継続や撤退等に関する適時適切な意思決定を行う管理体制を整備することで、投資リスクの抑制に努めております。

(9) 営業活動における広告代理店への依存について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：低）

①リスクが顕在化した場合に当社の経営成績等の状況に与える影響等

当社のリワードマーケティングプラットフォーム事業では、営業担当者が広告主に直接提案を行って広告発注を獲得するほか、事業規模拡大のため、広告代理店を活用した広告出稿も行っております。広告代理店への依存度が一定程度上昇し、広告代理店によるマージン増加圧力が高まった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②リスクが顕在化する可能性の程度や時期、リスクへの対応策

当該リスクが顕在化する可能性は、常に一定程度あると認識しております。当社は、当該リスクの低減のため、直接提案による直販比率の維持・向上に努めるとともに、特定の取引先や広告代理店への過度な依存を防ぐため、取引先構成の多角化を進めております。状況に応じた最適な販売チャネルの組み合わせを追求することで、収益性の確保とリスクの抑制に努めております。

(10) 法的規制について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

①リスクが顕在化した場合に当社の経営成績等の状況に与える影響等

当社のリワードマーケティングプラットフォーム事業及びその他の事業は、「不当景品類及び不当表示防止法」、「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」、「電気通信事業法」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」及び「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（いわゆる情報流通プラットフォーム対処法）等の法的規制の対象となっております。今

後、インターネット広告に関する法的規制又はアプリ内通貨等に関する法的規制が新たに制定又は強化された場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②リスクが顕在化する可能性の程度や時期、リスクへの対応策

当該リスクが顕在化する可能性は、法令改正や規制強化等により、常に一定程度あると認識しております。当社は、当該リスクの低減のため、関連法令の改正動向やガイドライン等に関する積極的な情報収集に努めております。また、必要に応じて弁護士をはじめとする外部専門家と連携した相談体制を構築しており、適時適切な社内への周知や意識啓発を行うとともに、法改正や社会的な要請の変化に対して柔軟かつ適確に対応できる体制の維持に努めております。

(11) 情報セキュリティについて（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

①リスクが顕在化した場合に当社の経営成績等の状況に与える影響等

当社は、個人メディア運営者への対応、カスタマーサポート業務、リサーチコンサルティング、採用活動等を通じて個人情報を取得しております。セキュリティ対策及び監視体制の強化によりシステムの安全性向上に取り組んでおりますが、不測の事態により機密情報が外部へ流出した場合又はシステムリスクが顕在化した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②リスクが顕在化する可能性の程度や時期、リスクへの対応策

当該リスクが顕在化する可能性は、常に一定程度あると認識しております。当社は、当該リスクの低減のため、「個人情報管理規程」、「個人情報保護方針」、「情報セキュリティ方針」及び「情報セキュリティ・ガイドライン」等を定め、取得した個人情報等の適切な管理及び保護に努めております。また、各種セキュリティ対策の実施やシステム監視体制の維持・強化を通じて、さらなる安全性の向上に努めております。

(12) 知的財産権について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

①リスクが顕在化した場合に当社の経営成績等の状況に与える影響等

当社は、第三者の著作権、意匠権及び商標権等の知的財産権を侵害しないよう努めるとともに、リワードマーケティングプラットフォーム事業においては、コンテンツ及びサービスに関する知的財産権の獲得にも注力しております。しかし、不測の事態又は何らかの不備等により第三者の知的財産権を侵害した場合には、差止請求又は損害賠償請求等を受ける可能性があります。また、当社の保有する知的財産権が侵害される可能性もあります。これらの事態が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②リスクが顕在化する可能性の程度や時期、リスクへの対応策

当該リスクが顕在化する可能性は、常に一定程度あると認識しております。当社は、当該リスクの低減のため、新たなサービスの提供や機能追加等に先立ち、他社の知的財産権に対する事前確認を慎重に実施しております。同時に、自社の権利保護に向けた適切な知的財産権の取得・管理を推進するなど、トラブルの未然防止と競争優位性の維持に努めております。

(13) 特定の経営者への依存について（発生可能性：低、発生時期：中長期、影響度：中）

①リスクが顕在化した場合に当社の経営成績等の状況に与える影響等

当社の代表取締役社長である長谷川智一及び取締役副社長である田谷野貴正は、当社の経営方針及び戦略の決定等において重要な役割を担っております。不測の事態により、これらの者が職務を遂行できなくなった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②リスクが顕在化する可能性の程度や時期、リスクへの対応策

当該リスクが顕在化する可能性は、現時点では限定的であると認識しております。当社は、当該リスクの低減のため、取締役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制のもと、経営幹部や役職員への権限委譲と適切な情報共有を推進しております。特定の人物に依存しない機動的な経営体制の構築を目指し、各分野における人材育成の強化を図ることで、持続可能な組織づくりに努めております。

(14) 人材確保及び育成について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

①リスクが顕在化した場合に当社の経営成績等の状況に与える影響等

当社の事業を推進し、顧客の需要を適時適切に捉えるためには、関連する技術や知見を有する人材の継続的な確保が不可欠です。しかし、IT人材不足が慢性化する中で、必要な人材を適切に確保又は育成できない場合には、受注機会の逸失や「SKYFLAG」の機能追加の遅延等につながり、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

②リスクが顕在化する可能性の程度や時期、リスクへの対応策

当該リスクが顕在化する可能性は、常に一定程度あると認識しております。当社は、当該リスクの低減のため、多様な採用手法を通じて新卒及び中途を問わず優秀な人材の継続的な獲得に努めております。また、社内における人材育成の仕組みづくりを推進するとともに、従業員が十分に能力を発揮し、意欲的に働き続けられるような就業環境や評価制度等の整備に努めることで、優秀な人材の定着及び離職防止を図っております。

(15) 労務管理について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

①リスクが顕在化した場合に当社の経営成績等の状況に与える影響等

当社では、従業員の勤務実態の適正な把握及び管理等を通じて、労務管理の適正化を行っておりますが、労務コンプライアンス違反が生じた場合には、人材流出又は社会的信用の低下等により事業活動に支障が生じ、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②リスクが顕在化する可能性の程度や時期、リスクへの対応策

当該リスクが顕在化する可能性は、常に一定程度あると認識しております。当社は、当該リスクの低減のため、従業員の勤務状況の適切な管理を行うとともに、業務プロセスの継続的な見直しによる業務負担の軽減を図っております。あわせて、労務コンプライアンスに関するルール社内周知や、従業員が安心して相談できる体制の整備・運用を通じて、ハラスメント等の労務トラブルの未然防止と、健全な就業環境の維持に努めております。

(16) 配当政策について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：小）

①リスクが顕在化した場合に当社の経営成績等の状況に与える影響等

当社は、株主に対する利益還元と、将来の事業拡大並びに健全な財務体質の維持及び強化に必要な内部留保とのバランスを考慮しつつ、各事業年度の経営成績及び財政状態を総合的に勘案して利益還元を実施することを基本方針としております。他方、当社は成長過程にあり、更なる成長のための事業拡大に向けた投資を優先することが株主価値の最大化につながると考えているため、現時点では内部留保の充実を優先し、配当は実施していません。

②リスクが顕在化する可能性の程度や時期、リスクへの対応策

当該リスクが顕在化する可能性は、今後の業績動向や成長資金の需要等に左右されるため、常に一定程度あると認識しております。当社は、現段階においては内部留保を活用した積極的な成長投資の実行が、中長期的な企業価値（株主価値）の向上につながるものと考えております。将来的には、事業拡大に伴う収益力の向上に努め、配当原資の確保を視野に入れた経営を行うとともに、実際の配当実施の可能性及びその時期については、財務の健全性を維持しつつ適宜検討していく方針であります。

(17) 資金調達について（発生可能性：低、発生時期：中期、影響度：小）

①リスクが顕在化した場合に当社の経営成績等の状況に与える影響等

大規模な設備投資又は長期運転資金が必要となった場合等には、金融機関からの借入により資金調達を行う方針であります。そのため、借入金利の上昇、信用収縮その他金融情勢の変化等により、計画どおりに資金調達ができない場合には、事業展開等に影響が生じる可能性があります。

②リスクが顕在化する可能性の程度や時期、リスクへの対応策

当該リスクが顕在化する可能性は、今後の金融情勢の変化や資金需要の動向等により、常に一定程度あると認識しております。当社は、当該リスクの低減のため、複数の取引金融機関との良好なリレーションシップの維持・強化に努めるとともに、特定の調達手法に依存しない多角的な資金調達手段の検討を行っております。あわせて、日々の適切な資金繰り管理の徹底と、将来の資金需要の的確な把握に努めることで、安定的かつ機動的な資金調達体制の維持に努めております。

(18) 為替レート変動について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

①リスクが顕在化した場合に当社の経営成績等の状況に与える影響等

当社の海外事業売上高には外貨建取引が含まれており、為替相場が急激に変動した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②リスクが顕在化する可能性の程度や時期、リスクへの対応策

当該リスクが顕在化する可能性は、為替相場の変動により常に一定程度あると認識しております。当社は、当該リスクの低減のため、為替相場の変動を迅速に業績予測や予算管理へ反映させるべく、実勢相場に基づいた月次での社内換算レートの見直しを行っております。また、為替変動リスクに晒される期間を最小限に抑えるため、海外取引先における売掛金回収期間の短縮化に注力しており、実務面からのリスクコントロールの徹底に努めております。

(19) 自然災害等について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

①リスクが顕在化した場合に当社の経営成績等の状況に与える影響等

当社の事業拠点は東京都及び新潟県に所在しており、これらの地域において大規模地震、台風等の自然災害又は火災等の事象が発生し、業務遂行が困難となった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②リスクが顕在化する可能性の程度や時期、リスクへの対応策

当該リスクが顕在化する可能性は、発生時期等の予測が困難であるものの、常に一定程度あると認識しております。当社は、万が一の事態における影響を最小限に抑えるため、平時より従業員の安全確認や情報共有を迅速に行える連絡体制の構築に努めております。あわせて、リモートワーク等の柔軟な働き方に対応できるシステム環境を整備することで、不測の事態においても事業活動を継続できる安定的な体制の確保に努めております。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は、次のとおりであります。

①経営成績の状況

第8期事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

当事業年度における日本経済は、好調な企業収益や春闘以降の賃上げの動きを背景として、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、物価上昇や海外経済・通商政策の影響等により、先行きは依然として不透明な状況にあります。

このような経営環境のもと、当社は、「いいモノが広がっている世の中を創造する」というビジョンのもと、主力事業であるリワードマーケティングプラットフォーム「SKYFLAG」の導入メディアの拡大に注力いたしました。あわせて、収益基盤の強化を目的として、広告主の新規開拓、広告効果の検証及び機能開発の推進にも取り組んでまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は16,215,701千円（前事業年度比26.0%増）、営業利益は515,000千円（同259.5%増）、経常利益は553,694千円（同108.5%増）、当期純利益は446,613千円（前事業年度は当期純損失117,138千円）となりました。

<リワードマーケティングプラットフォーム事業>

リワードマーケティングプラットフォーム事業は、「SKYFLAG」、「SKYFLAGリサーチ」及びその他のリサーチコンサルティングサービスにより構成されております。

「SKYFLAG」においては、主要メディアとの継続的な取引に加え、新規メディアの導入も進み、安定的な事業運営を継続いたしました。広告主の新規開拓においては、海外広告主及び金融広告主の開拓が堅調に推移し、収益の向上に寄与いたしました。さらに、2025年4月より韓国での広告配信を開始したことにより、既存広告主からの韓国向け配信売上を新たに獲得することが可能となりました。開発面においては、機械学習モデルを活用した効果検証を継続的に実施し、収益性の向上を図っております。

この結果、当事業年度におけるリワードマーケティングプラットフォーム事業の売上高は15,638,281千円（前事業年度比24.3%増）、セグメント利益は1,416,638千円（同39.1%増）となりました。

なお、上記のセグメント別売上高はセグメント間取引を含む金額であり、財務諸表計上額との調整については「第5 経理の状況 セグメント情報等」に記載しております。

<その他>

その他は、ゲームアプリ「ポーカージェイス」、「ポケットプレイ」及び「SKYORDER」等の事業により構成されております。

当事業年度におけるその他の売上高は592,889千円（前事業年度比96.4%増）、セグメント損失は66,400千円（前事業年度はセグメント損失53,275千円）となりました。

なお、上記のセグメント別売上高はセグメント間取引を含む金額であり、財務諸表計上額との調整については「第5 経理の状況 セグメント情報等」に記載しております。

第9期中間会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

当中間会計期間における世界経済は、米国を中心とする通商政策の具体化や地政学リスクの影響から一時的に停滞したものの、景気の下支えを目的とした各国の柔軟な政策運営等を背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。

日本国内においては、新体制下での経済運営が本格化し、物価高対策と成長戦略の両立を目指す方針が示されたほか、日本銀行による段階的な利上げの実施など、金融政策の正常化に向けた動きが進展いたしました。内需については、継続的な賃上げによる実質賃金の改善期待が消費マインドを支え、物価高に伴う選別消費の傾向は見られるものの、総じて底堅く推移いたしました。

一方で、日中関係の緊張に伴う一部需要の停滞や為替相場の変動によるコスト上昇圧力が継続するなど、先行きは引き続き注視を要する状況となっています。

このような経営環境下において、当社は「いいモノが広がっている世の中を創造する」というビジョンのもと、主力事業であるリワードマーケティングプラットフォーム「SKYFLAG」の導入メディア拡大に注力いたしました。併せて、収益基盤のさらなる強化を目的に、広告主の新規開拓及びプラットフォームの機能開発・検証を積極的に推進いたしました。

この結果、当中間会計期間の売上高は9,144,387千円、営業利益は646,295千円、経常利益は696,399千円、中間純利益は519,616千円となりました。

<リワードマーケティングプラットフォーム事業>

リワードマーケティングプラットフォーム事業は、「SKYFLAG」、「SKYFLAGリサーチ」及びその他のリサーチコンサルティングサービスにより構成されております。

「SKYFLAG」においては、既存の主要メディアとの強固なリレーションを維持しつつ、新規メディアの導入を円滑に進めたことで、安定的な事業運営を継続いたしました。広告主の新規開拓においては、海外広告主及び金融領域の開拓が堅調に推移し、収益向上に大きく寄与いたしました。開発面では、機械学習モデルを活用した広告配信最適化や効果検証を継続的に実施し、プラットフォーム全体の収益性向上を図っております。

「SKYFLAGリサーチ」においては、営業体制の強化により新規顧客の開拓を推進するとともに、既存顧客との継続的な取引拡大を図っております。併せて、顧客課題への対応力向上を目的にコンサルティング体制の拡充を進め、事業基盤の強化に取り組んでおります。

この結果、当中間会計期間におけるリワードマーケティングプラットフォーム事業の売上高は8,892,357千円、セグメント利益は1,085,028千円となりました。

なお、上記のセグメント別売上高はセグメント間取引を含む金額であり、中間財務諸表計上額との調整については「第5 経理の状況 セグメント情報等」に記載しております。

<その他>

その他は、ゲームアプリ「ポーカーチェイス」、「ポケットプレイ」及び「SKYORDER」等の事業により構成されております。

ゲームアプリ「ポーカーチェイス」では、人気キャラクターコンテンツとのコラボレーション施策を積極的に実施し、アクティブユーザーの活性化と収益向上を実現いたしました。「ポケットプレイ」及び「SKYORDER」につきましても、事業管理体制の強化とサービス品質の向上に注力し、活発な運営を継続いたしました。

この結果、当中間会計期間におけるその他の売上高は263,670千円、セグメント損失は10,138千円となりました。

なお、上記のセグメント別売上高はセグメント間取引を含む金額であり、中間財務諸表計上額との調整については「第5 経理の状況 セグメント情報等」に記載しております。

第9期第3四半期累計期間(自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)

当第3四半期累計期間における我が国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。個人消費には持ち直しの動きがみられ、企業収益にも改善の動きがみられました。一方、物価は緩やかな上昇が続いており、消費者マインドの動向に留意する必要があるほか、中東情勢や金融資本市場の変動等の影響も懸念されるなど、先行きには引き続き不透明感が残っております。

このような経営環境のもと、当社は「いいモノが広がっている世の中を創造する」というビジョンのもと、主力事業であるリワードマーケティングプラットフォーム事業を中心に、事業基盤の拡大及び収益力の向上に取り組んでまいりました。主力サービスである「SKYFLAG」においては、主要メディアとの継続的な取引を基盤として、国内広告主における金融領域の拡大、海外広告主との取引拡大及び各種大型施策を実施いたしました。また、韓国市場における事業基盤の構築にも継続して取り組んでまいりました。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高は14,059,331千円、営業利益は1,013,201千円、経常利益は1,065,988千円、四半期純利益は796,731千円となりました。

<リワードマーケティングプラットフォーム事業>

リワードマーケティングプラットフォーム事業は、「SKYFLAG」、「SKYFLAGリサーチ」及びその他のリサーチコンサルティングサービスにより構成されております。

主力サービスである「SKYFLAG」においては、主要メディアとの継続的な取引を基盤として、広告主の新規開拓及び既存広告主との取引拡大に取り組んでまいりました。当第3四半期累計期間においては、ゴールデンウィーク期間中の各種大型施策が好調に推移したことに加え、国内広告主における金融領域の拡大や海外広告主との取引拡大が収益の向上に寄与いたしました。また、韓国市場においては、2026年4月より独自フォーマットでの広告配信を開始し、海外市場における事業基盤の構築を進めております。

この結果、当第3四半期累計期間におけるリワードマーケティングプラットフォーム事業の売上高は13,701,596千円、セグメント利益は1,688,585千円となりました。

<その他>

その他は、ゲームアプリ「ポーカージェイス」、「ポケットプレイ」及び「SKYORDER」等の事業により構成されております。

ゲームアプリ「ポーカージェイス」では、人気キャラクターコンテンツとのコラボレーション施策等を継続的に実施し、既存ユーザーの継続利用及び休眠ユーザーの復帰促進に取り組んでまいりました。また、「ポケットプレイ」及び「SKYORDER」においては、強化を進めてきた事業管理体制のもと、サービス品質の維持・向上及び安定的なサービス運営に努めました。

この結果、当第3四半期累計期間におけるその他の売上高は377,542千円、セグメント利益は6,590千円となりました。

②財政状態の状況

第8期事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

a. 資産

当事業年度末における流動資産は4,561,637千円となり、前事業年度末に比べ415,794千円増加いたしました。これは主に、売掛金が789,678千円増加した一方で、現金及び預金が554,791千円減少したことによるものであります。

固定資産は740,250千円となり、前事業年度末に比べ91,927千円減少いたしました。これは主に繰延税金資産が106,009千円減少したことによるものであります。

この結果、資産合計は5,301,888千円となり、前事業年度末に比べ323,867千円増加いたしました。

b. 負債

当事業年度末における流動負債は3,449,027千円となり、前事業年度末に比べ122,746千円減少いたしました。これは主に、買掛金が139,118千円、未払費用が37,165千円、未払法人税等が324,029千円それぞれ減少した一方で、短期借入金が400,000千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は3,449,027千円となり、前事業年度末に比べ122,746千円減少いたしました。

c. 純資産

当事業年度末における純資産は1,852,860千円となり、前事業年度末に比べ446,613千円増加いたしました。これは、当期純利益の計上により利益剰余金が446,613千円増加したことによるものです。

第9期中間会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

a. 資産

当中間会計期間末の流動資産は5,417,350千円となり、前事業年度末と比べて855,712千円増加しました。これは主に、現金及び預金が823,896千円、売掛金が361,806千円それぞれ増加した一方で、未収消費税等が204,829千円減少したことによるものです。

固定資産は728,216千円となり、前事業年度末より12,034千円減少しました。これは主に、その他（投資その他の資産）が9,138千円減少したことによるものです。

この結果、総資産は6,145,566千円となり、前事業年度末に比べて843,678千円増加しました。

b. 負債

当中間会計期間末の流動負債は3,577,010千円となり、前事業年度末より127,982千円増加しました。これは主に、未払法人税等が176,184千円、1年内返済予定の長期借入金が73,356千円、買掛金が70,465千円それぞれ増加した一方で、短期借入金が200,000千円減少したことによるものです。

固定負債は196,079千円となり、前事業年度末より196,079千円増加しました。これは長期借入金が196,079千円増加したことによるものです。

この結果、負債合計は3,773,089千円となり、前事業年度末に比べ324,061千円増加しました。

c. 純資産

当中間会計期間末の純資産は2,372,477千円となり、前事業年度末と比べて519,616千円増加しました。これは、中間純利益519,616千円の計上により、利益剰余金が増加したことによるものです。

第9期第3四半期累計期間(自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)

a. 資産

当第3四半期会計期間末の流動資産は5,848,353千円となり、前事業年度末と比べて1,286,715千円増加しました。これは主に、現金及び預金が644,022千円、売掛金が813,424千円それぞれ増加した一方で、未収消費税等が65,142千円減少したことによるものです。

固定資産は742,453千円となり、前事業年度末より2,203千円増加しました。これは主に、その他（投資その他の資産）が8,463千円増加したことによるものです。

この結果、総資産は6,590,807千円となり、前事業年度末に比べて1,288,919千円増加しました。

b. 負債

当第3四半期会計期間末の流動負債は3,763,475千円となり、前事業年度末より314,447千円増加しました。これは主に、買掛金が230,885千円、未払法人税等が268,657千円それぞれ増加した一方で、短期借入金200,000千円減少したことによるものです。

固定負債は177,740千円となり、前事業年度末より177,740千円増加しました。これは長期借入金が177,740千円増加したことによるものです。

この結果、負債合計は3,941,215千円となり、前事業年度末に比べ492,187千円増加しました。

c. 純資産

当第3四半期会計期間末の純資産は2,649,592千円となり、前事業年度末と比べて796,731千円増加しました。これは、四半期純利益796,731千円の計上により、利益剰余金が増加したことによるものです。

③キャッシュ・フローの状況

第8期事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ554,791千円減少し、1,131,589千円となりました。

当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の支出は、917,108千円（前事業年度は823,774千円の収入）となりました。

これは主に、税引前当期純利益553,694千円を計上した一方で、リワードマーケティングプラットフォーム事業の取引規模の拡大に伴う、期末時点における未回収の売上債権が増加したことによる売上債権の増加額813,211千円、仕入債務の減少額139,118千円並びに前事業年度の課税所得に係る法人税等及び当事業年度の間納付による法人税等の支払額449,316千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の支出は、37,731千円（前事業年度は391,136千円の支出）となりました。

これは主に、事業運営基盤の整備及びサービス機能の拡充に伴うソフトウェア等の無形固定資産の取得による支出16,922千円並びに韓国におけるリワードマーケティングプラットフォーム事業の展開を目的としたSkyfall Korea Inc. の設立に伴う関係会社株式の取得による支出11,316千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の収入は、400,000千円（前事業年度は256,138千円の支出）となりました。

これは主に、リワードマーケティングプラットフォーム事業の取引規模の拡大に伴う売上債権の増加等により運転資金需要が増加したことから、手元流動性を確保することを目的とした短期借入金の純増額400,000千円があったことによるものであります。

第9期中間会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末に比べ823,896千円増加し、1,955,485千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金収入は、752,667千円となりました。

これは主に、税引前中間純利益696,399千円を計上したことに加え、前事業年度に係る消費税の還付を受けたこと等による未収消費税等の減少額204,828千円及び前事業年度に納付した法人税等について還付を受けたことによる法人税等の還付額123,616千円があった一方で、リワードマーケティングプラットフォーム事業の取引規模の拡大に伴い、当中間会計期間末における未回収の売上債権が増加したことによる売上債権の増加額360,893千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金収入は、1,705千円となりました。

これは、資金の増加要因として敷金及び保証金の返還による収入5,000千円があった一方で、資金の減少要因として有形固定資産の取得による支出3,294千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金収入は、69,435千円となりました。

これは主に、運転資金の確保を目的として長期借入による収入300,000千円があった一方で、長期資金の調達により手元流動性を確保したことから短期借入金を返済したことによる短期借入金の純減額200,000千円があったことによるものです。

④生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社は生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

b 受注実績

当社の事業の性質上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第8期 事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)		第9期 中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)	第9期 第3四半期累計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)
	販売高(千円)	前期比(%)	販売高(千円)	販売高(千円)
リワードマーケティング プラットフォーム事業	15,635,269	124.3	8,892,121	13,701,298
その他	580,432	198.0	252,265	358,033
合計	16,215,701	126.0	9,144,387	14,059,331

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 当事業年度の販売実績合計は、前事業年度比126.0%となりました。これは主として、「SKYFLAG」における複数の新規メディアへの導入及び既存メディアの利用拡大により、導入メディア数及び導入メディアMAUが増加したことに加え、API連携による広告配信も増加したことによるものであります。

3. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合

相手先	第7期事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)		第8期事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社MAVEL	695,466	5.4	1,624,748	10.0

相手先	第9期中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)		第9期第3四半期累計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社MAVEL	601,019	6.6	1,007,038	7.2

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

①財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

第8期事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

当社の当事業年度における財政状態及び経営成績は、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、概ね「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。これに加え、日々変化する事業環境の中で、当社が培ってきた成果報酬型広告の新たな仕組みであるロングCPEリワード広告に関するノウハウの蓄積を継続し、顧客基盤及び関連ビジネスの拡大に注力するとともに、売上源泉の多角化に取組み、経営の安定化を図ることが課題であると認識しております。

また、持続的な成長を実現するためには、エンジニアをはじめとする人材の確保及び育成に加え、公正な事業遂行、人権の尊重並びに多様性への配慮が重要な課題であると認識しております。当社は、事業基盤を支える人材の採用に努めるとともに、新たな技術及びサービスの企画・開発を担う人材の育成、並びにコンプライアンス意識の一層の向上及びダイバーシティに配慮した人材活用を推進することにより、収益基盤の強化及び持続的な企業価値の向上を図ってまいります。

第9期中間会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

当社の当中間会計期間における財政状態及び経営成績は、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

第9期第3四半期累計期間(自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)

当社の第3四半期累計期間における財政状態及び経営成績は、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社における主な資金需要は、広告媒体費等の売上原価、人件費をはじめとする販売費及び一般管理費等の運転資金並びに業容拡大に向けた投資資金であります。

当社は、事業に必要な流動性及び安定的な資金源泉を確保するため、自己資金に加え、必要に応じて銀行借入による資金調達を実施する方針であります。

当事業年度末においては、自己資金及び上記資金調達手段を併用することにより、当社の事業継続に必要な手許流動性を十分に確保するとともに、必要な運転資金及び設備投資資金を調達することが可能であると判断して

おります。

なお、当事業年度末における有利子負債残高は400,000千円であり、現金及び現金同等物の残高は1,131,589千円となっております。当社は、これらの水準により、事業運営上必要な流動性は確保されているものと認識しております。

③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成しております。財務諸表の作成に当たっては、必要に応じて会計上の見積りを行っております。

当社は、繰延税金資産の回収可能性、引当金の算定及び固定資産の減損判定等について会計上の見積りを行っておりますが、見積りに用いた仮定の不確実性及び計上額の重要性を検討した結果、当事業年度末において、翌事業年度又は翌々事業年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある会計上の見積りはないと判断しております。

④経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の分析・検討内容

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等 (KPI)」に記載のとおり、独自フォーマット導入メディア数、導入メディアMAU、ARPU及びマージン率を経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等として位置付けております。

独自フォーマットを導入するメディア数を拡大することで、当社プラットフォームにおける広告掲載面及びユーザー接点が拡大し、導入メディアMAU、広告配信機会及び広告成果件数の増加を通じて売上高の継続的な成長につながるとともに、広告主に対する配信先の多様性及び提案力が高まり、新規案件の獲得にも寄与するため、当該指標が事業の成長性を測る上で重要であると認識しております。

なお、当該指標等の推移については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等 (KPI)」に記載のとおりであります。

5 【重要な契約等】

(1) 資本業務提携契約

該当事項はありません。

(2) 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約

当社が締結している財務上の特約が付された金銭消費貸借契約は次のとおりです。

契約の種類	契約締結日	相手方の属性	期末残高 (千円)	弁済期限
コミットメントライン	2024年8月27日	都市銀行1行	400,000	2025年11月12日

(注) 1 財務制限条項、及び担保の内容については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項（貸借対照表関係）」に記載しております。

2 上記契約については、2025年11月12日に弁済期限が到来し、同日に借入金を返済しております。なお、当社は、当該契約の弁済期限後、同一の相手方との間で新たなコミットメントライン契約を2026年4月24日に締結しており、本書提出日現在においても資金調達枠を確保しております。なお、新たなコミットメントライン契約については以下のとおりです。

1. 契約締結先 株式会社三井住友銀行

2. 契約極度額 500,000千円

なお、本契約には、以下の財務制限条項が付されております。

・2026年9月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体貸借対照表の純資産の部の合計金額を、2025年9月期末日における単体貸借対照表の純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における単体貸借対照表の純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のいずれか高い方の金額以上に維持すること。

・2025年9月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体損益計算書に記載される経常損益を、2期連続して損失としないこと。

6 【研究開発活動】

第8期事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

当社における研究開発活動は、リワードマーケティングプラットフォーム事業において、広告マネタイズプラットフォーム「SKYFLAG」の価値向上に向けた基礎研究並びに広告主の広告効果最適化及びメディア主の収益最大化に向けた応用研究を行っております。また、その他の事業において、新規事業の可能性を検討するための基礎研究及び応用研究を行っております。これらの結果、第8期事業年度（2025年9月期）における研究開発費は31,281千円となりました。

第9期中間会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

第9期第3四半期累計期間(自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第8期事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

当事業年度の設備投資の総額は21,003千円であり、セグメントごとの設備投資の内容は、次のとおりであります。

(1) リワードマーケティングプラットフォーム事業

当事業年度においては、リワードマーケティングプラットフォーム事業の海外展開に係るシステム開発を中心として、16,922千円の設備投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) その他

当事業年度においては、PCの購入等により、553千円の設備投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 全社(共通)

当事業年度においては、建物(内装・設備工事等)を中心として、3,527千円の設備投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

第9期中間会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

(1) リワードマーケティングプラットフォーム事業

当中間会計期間においては、PCの購入等により、535千円の設備投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) その他

当中間会計期間においては、PCの購入等により、1,034千円の設備投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 全社(共通)

当中間会計期間においては、PCの購入等により、2,006千円の設備投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

第9期第3四半期累計期間(自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)

(1) リワードマーケティングプラットフォーム事業

当第3四半期累計期間においては、PCの購入等により、816千円の設備投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) その他

当第3四半期累計期間においては、PCの購入等により、1,034千円の設備投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 全社(共通)

当第3四半期累計期間においては、PCの購入等により、2,342千円の設備投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

2025年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物附属設備	工具、 器具及び備 品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都港区)	全社(共通)	本社設備	89,929	2,117	301	92,348	27(2)
本社 (東京都港区)	リワードマ ーケティング プラットフォーム 事業	PC	—	994	15,507	16,502	99(14)
本社 (東京都港区)	その他	PC	—	591	—	591	21(—)
新潟オフィス (新潟県新潟市)	全社(共通)	事務所設備	19,557	—	—	19,557	—
新潟オフィス (新潟県新潟市)	リワードマ ーケティング プラットフォーム 事業	—	—	—	—	—	6(22)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 本社及び新潟オフィスについては賃借しており、年間賃借料は本社192,026千円、新潟オフィス20,265千円です。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除く)は、年間の平均雇用人員を()内に外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2026年7月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,207,450	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	6,207,450	—	—

(注) 2026年5月28日開催の臨時株主総会により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
決議年月日	2021年9月13日	2022年9月15日	2023年9月21日	2024年9月19日	2026年2月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社監査役 1 子会社取締役 1 当社従業員 53	当社従業員 26	当社従業員 44	当社従業員 82	当社従業員 62
新株予約権の数(個) ※	224,450[221,610] (注) 1	29,140[28,180] (注) 1	70,440[69,160] (注) 1	286,560[283,390] (注) 1	—[86,550] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 224,450[221,610] (注) 1	普通株式 29,140[28,180] (注) 1	普通株式 70,440[69,160] (注) 1	普通株式 286,560[283,390] (注) 1	普通株式 —[86,550] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	50 (注) 2	200 (注) 2	1,100 (注) 2	1,430 (注) 2	970 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2023年9月14日から 2031年9月13日まで	2024年9月16日から 2032年9月15日まで	2025年9月23日から 2033年9月22日まで	2026年9月20日から 2034年9月19日まで	2028年2月20日から 2036年2月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 50 資本組入額 25 (注) 3	発行価格 200 資本組入額 100 (注) 3	発行価格 1,100 資本組入額 550 (注) 3	発行価格 1,430 資本組入額 715 (注) 3	発行価格 970 資本組入額 485 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※	①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位またはこれに準じた地位を有していなければならない。 ②新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。 ④新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。 (i) 上場日以降、割当てられた権利の10分の4について行使することができる。 (ii) 上場日から1年が経過する日以降、割当てられた権利の10分の8について行使することができる。 (iii) 上場日から2年が経過する日以降、割当てられた権利のすべてについて行使することができる。 (iv) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。 ⑤新株予約権の権利行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。				
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要するものとする。				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4				

※ 最近事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末(2026年7月31日)現在にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当事業年度の末日は1株であります。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」としております。))をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」としております。))の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。))の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- 1 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 2 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 3 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
 - 4 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - 5 新株予約権を行使することができる期間
上表に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - 6 新株予約権の行使の条件
上表に定める新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
 - 7 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表に準じて決定する。
 - 8 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - 9 新株予約権の取得事由
下記5に準じて決定する。
5. 新株予約権の取得事由
- 1 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - 2 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

当社は、外部協力者との関係強化を目的に、会社法に基づく新株予約権を発行しております。当該制度の内容は、次のとおりです。

第3回新株予約権

決議年月日	2022年9月15日
新株予約権の数(個) ※	3,130[3,130] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式3,130[3,130] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	200 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2024年9月16日から2032年9月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 200 資本組入額 100 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※	①新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。 ②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。 ③新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。 (i) 上場日以降、割当てられた権利の10分の4について行使することができる。 (ii) 上場日から1年が経過する日以降、割当てられた権利の10分の8について行使することができる。 (iii) 上場日から2年が経過する日以降、割当てられた権利のすべてについて行使することができる。 (iv) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。 ④新株予約権の権利行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 最近事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末(2026年7月31日)現在にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当事業年度の末日は1株です。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」としております。))をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」としております。))の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。))の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
 - 1 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 2 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 3 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
 - 4 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - 5 新株予約権を行使することができる期間
上表に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - 6 新株予約権の行使の条件
上表に定める新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
 - 7 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表に準じて決定する。
 - 8 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - 9 新株予約権の取得事由
下記5に準じて決定する。
5. 新株予約権の取得事由
 - 1 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - 2 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年8月18日 (注) 1	4,995,000	5,000,000	—	50,000	—	—
2021年9月17日 (注) 2	1,250,000	6,250,000	29,393	79,393	29,393	29,393
2026年6月17日 (注) 3	△42,550	6,207,450	—	79,393	—	29,393

(注) 1. 株式分割(1:1,000)によるものです。

2. 有償第三者割当増資

割当先 田谷野貴正

発行価格 47.03円

資本組入額 23.515円

3. 2026年6月17日開催の取締役会の決議により、自己株式の消却を行ったことによるものです。

(4) 【所有者別状況】

2026年7月31日現在

2020年7月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 （株）	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	—	—	3	—	—	2	5	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	12,074	—	—	50,000	62,074	50
所有株式数 の割合（％）	—	—	—	19.4	—	—	80.6	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,207,400	62,074	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 50	—	—
発行済株式総数	6,207,450	—	—
総株主の議決権	—	62,074	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	42,550	46,805,000
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(一)	—	—	—	—
保有自己株式数	42,550	—	—	—

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。一方で、将来の事業展開及び経営体質の強化に必要な内部留保を確保しつつ、各事業年度の業績及び資金収支の状況を総合的に勘案して利益還元を実施することを基本方針としております。

現在の当社は、事業基盤強化の途上にあることから、事業拡大、グローバル展開及び経営体質強化のための投資を優先することが株主価値の最大化につながるものと考え、内部留保の充実を優先し、当事業年度の期末配当については無配としております。

なお、今後の配当開始時期については未定ですが、配当を実施する場合には、業績を勘案のうえ、剰余金の配当を行う方針であります。剰余金の配当を行う場合は期末配当の年1回を基本方針とし、その決定機関は株主総会としております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主、投資家、取引先、従業員等、すべてのステークホルダーの立場を合理的な範囲で考慮しつつ、株主から託された企業価値の継続的な向上を実現することを、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

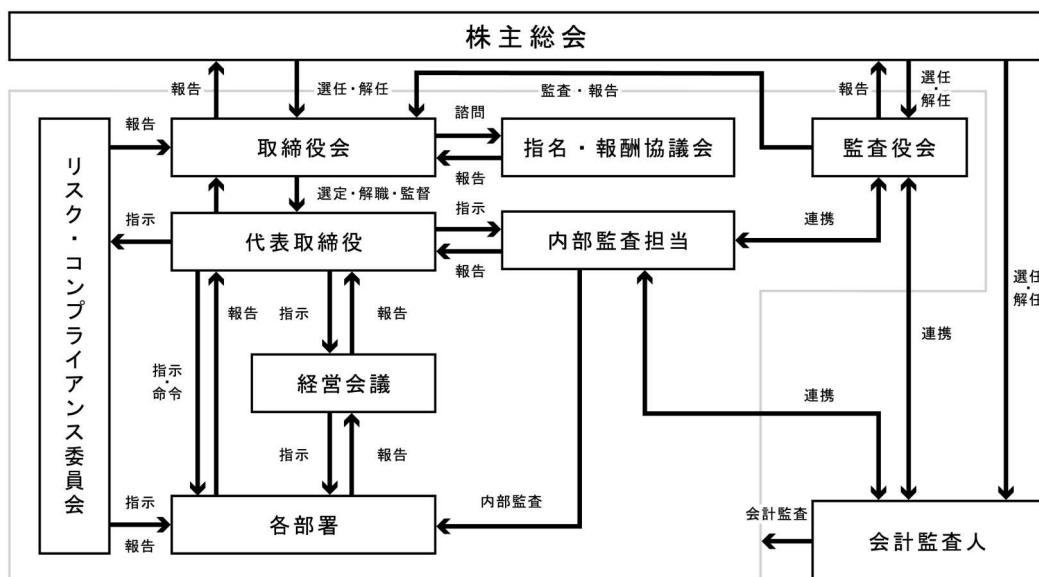
また、当社は、法令及び定款の遵守はもとより、企業倫理に基づく社会的責任を果たしつつ、効率的かつ透明性の高い経営を通じて企業価値を継続的に向上させることが重要であると認識しており、これを経営上の重要課題として位置づけております。

2 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

企業統治の体制の概要

当社は、取締役会及び監査役会を設置しております。また、職務執行の迅速化を図るため経営会議を設置するとともに、監視機能の充実及び適切なリスクマネジメントを支える仕組みとしてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、さらに、経営の透明性及び健全性を高めるため、任意の指名・報酬協議会を設置するとともに、ESネクスト有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制の概要は、以下のとおりであります。



当社の取締役会、監査役会、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会及び指名・報酬協議会は、以下のメンバーで構成されております(◎は議長を表す)。

役職名	氏名	取締役会	監査役会	経営会議	リスク・コンプライアンス委員会	指名・報酬協議会
代表取締役社長	長谷川 智一	◎		◎	◎	○
取締役副社長	田谷野 貴正	○		○	○	
取締役（社外）	森 大輝	○				◎
常勤監査役（社外）	江口 慎一	○	◎		○	○
監査役（社外）	野村 浩子	○	○			○
監査役（社外）	小島 啓之	○	○			○

（取締役会）

取締役会は、議長である代表取締役社長、取締役副社長及び社外取締役の計3名並びに、いずれも社外役員である常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されております。

取締役会は、毎月定例で開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、当社の経営方針及び経営課題等の重要事項について報告、審議及び決定を行っております。また、法令、定款並びに取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程等に基づき重要事項を決定するとともに、業務執行の監督を行っております。

また、取締役会においては、業務執行取締役による会社業績及び定期的な業務報告並びに経営会議から報告される月次業務報告等を通じて、業務執行取締役、執行役員及び本部長の業務執行を適切に監視しております。加えて、重要な人事、資金調達、設備投資及び関係会社の設立をはじめとする取締役会決議事項が適切に上程される体制としております。

さらに、取締役会は、適正かつ信頼性のある企業情報の開示が行われるよう、業務執行取締役による適時開示体制の整備及びその運用状況の監督を行っております。

（監査役会）

監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の計3名で構成されており、全員が社外監査役であります。監査役会は、常勤監査役を議長として毎月1回以上開催し、各監査役間における情報交換及び意思疎通を図っております。

各監査役は、それぞれの企業経営経験、職務経験及び専門的見地に基づき経営監視を行っております。あらかじめ監査役会で決定した監査方針及び監査計画に基づき、業務監査、会計監査等を実施するとともに、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、ガバナンスのあり方及びその運営状況並びに取締役の職務執行を監査しております。また、代表取締役社長及び取締役副社長をはじめとする業務執行取締役と随時情報交換を行い、必要に応じて意見を表明できる体制としております。

さらに、監査役会は、内部監査担当及び監査法人と三様監査の一環として相互に連携しております。監査役会と監査法人及び内部監査担当の間では随時監査協議会を開催し、監査に関する報告、重点監査項目や課題の協議、監査結果の共有等を行うことにより、緊密な連携を図っております。加えて、常勤監査役は、内部監査担当と定期的に情報共有会議を実施するとともに、内部監査に連動して社内各部門へのヒアリングや事業所往査を行うなど、監査の実効性向上に努めております。

（経営会議）

経営会議は、経営会議規程に基づき、業務執行取締役全員（代表取締役社長及び取締役副社長）及び経営管理本部長で構成されております。また、必要に応じて代表取締役社長が指名する者を出席させております。原則として週1回開催し、職務権限規程及び稟議規程に基づく事項の審議及び決裁を行うほか、事業環境に関する意見交換、業務執行状況の報告及びモニタリング、関係会社の監督その他経営に関する重要事項の報告及び審議を行っております。

(リスク・コンプライアンス委員会)

リスク・コンプライアンス委員会は、リスク・コンプライアンス委員会運営規程、リスク管理規程、コンプライアンス規程及び内部統制システムの構築に関する基本方針に基づき、代表取締役社長を最高倫理・コンプライアンス責任者（Chief Ethics and Compliance Officer。以下「CECO」という。）に選定し、CECOを議長として、取締役副社長、常勤監査役1名、各執行役員、各部長及びコンプライアンス推進委員1名を構成員として、原則として毎月1回開催しております。委員会では、個別リスク及びコンプライアンスの状況について担当部門からの報告を受け、その評価、経営に与える影響及び対応策を審議したうえで、取締役会に報告しております。

(会計監査人)

当社は、ESネクスト有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

(内部監査担当)

当社は独立した内部監査部門は設置しておりませんが、代表取締役社長が指名した内部監査実施者及び業務委託契約を締結したコンサルティング会社からアサインされた外部専門家が連携の上、会社業務全般の効率性や適正性の監査を行っております。内部監査実施者は、監査役会及び監査法人と相互に連携して、「三様監査」の体制のもと、課題等の情報の共有と意見交換を行っております。

(指名・報酬協議会)

取締役会の独立性、客観性及び説明責任の強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させるため、当社は、指名・報酬協議会規程に基づき、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬協議会を設置しております。

当社は、取締役の選任等に関する手続の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、2022年5月に指名協議会を設置いたしました。その後、事業規模の拡大及びステークホルダーの増加を踏まえ、取締役の指名に加え、報酬の決定過程についても公正性、透明性及び客観性を一層高める必要があるとの認識のもと、2026年3月に指名協議会を指名・報酬協議会に改組し、その諮問対象に取締役の報酬等に関する事項を追加しております。

指名・報酬協議会は、代表取締役、社外取締役、常勤監査役及び社外監査役2名の計5名により構成されており、委員長は、委員の互選により選定しております。指名・報酬協議会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容等について協議を行うほか、代表取締役及び役付取締役の選定候補者、取締役の選任方針、取締役の報酬並びに取締役会構成員が備えるべきスキル（スキル・マトリックス）等について審議し、その結果を取締役会に報告しております。

3 企業統治に関するその他の事項

a. 取締役の定数

当社の取締役は、7名以内とする旨を定款に定めております。

b. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

c. 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

当社は、企業環境の変化に対応した機動的な経営を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

d. 内部統制システムの整備状況

当社は、2021年7月26日開催の取締役会において制定し、2024年7月18日開催の取締役会、2025年2月20日開催の取締役会、及び2026年6月17日開催の取締役会で一部改訂を行った「内部統制システムの構築に関する基本方針」に基づき、内部統制システムの整備を行っております。

〈内部統制システムの構築に関する基本方針〉

当社は、会社法第362条第4項第6号の定めに従い、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、ならびに当社の業務の適正を確保するために必要な体制を、以下のとおり整備する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

・職務の法令及び定款適合性について

- (1)当社は、法令や社会規範を遵守するコンプライアンス前提の企業経営を推進する。
- (2)取締役会については、取締役会規程に基づいて運営され、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に職務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止するものとし、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
- (3)取締役の指名にかかる取締役会の機能に対し、手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の決議によって選定された取締役及び監査役会の協議により選定された監査役により構成する任意の指名・報酬協議会を設置し、取締役の選任方針等を協議し、取締役会に答申する。
- (4)当社は業務執行全般に亘り適宜、弁護士、税理士、社会保険労務士等社外の専門家の助言、支援を受けることとする。
- (5)当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の係わりを持たず、また、不当な要求を断固として拒絶することを改めて明確化する。

・コンプライアンス体制について

- (1)当社は、コンプライアンス体制の基礎としてコンプライアンス基本方針、ならびにコンプライアンス規程を制定し、これを企業行動のガイドラインとする。
- (2)取締役は、自己の管掌領域におけるコンプライアンス状況を常に把握し管理する。
- (3)当社は、コンプライアンスを総括する「最高倫理・コンプライアンス責任者」(CECO)を置き、当該取締役は「コンプライアンス推進委員」と共同で、コンプライアンス基本方針に反する事態に備えるとともに、同基本方針が企業の風土として定着するようコンプライアンス教育、研修を通じて周知徹底を図る。CECOは、定期的にレビューを行い、結果を取締役に報告する。
- (4)内部監査部門は、当社の業務執行者の職務執行の妥当性及びコンプライアンスの状況について内部監査を実施し、当社の内部統制の有効性を検証する。なお、内部監査に関する基本的事項は内部監査規程に定め、その活動状況については定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
- (5)コンプライアンス体制の万全を期すため、内部通報管理規程を制定し、内部通報窓口を社内に開示することと、その連絡先と通報相談処理体制を明らかにし、通報があった場合、適宜取締役会に報告して、違法・不当行為の未然防止と早期発見に努め、独立・中立的立場から内部統制システムを担保する。当社は、取締役及び使用人による法令違反、不正行為その他コンプライアンス上の問題を早期に発見し、適切に是正するため、内部通報制度を整備・運用する。内部通報窓口については、会社からの独立性を有する外部専門家である弁護士に加え、会社法の規定に基づき取締役会の招集請求または自ら招集する権限を有する社外役員および経営管理本部長を窓口として設定する。内部通報窓口に通報または相談があった場合には、通報者の秘密保持および不利益取扱いの禁止を徹底するとともに、必要に応じて速やかに事実関係の調査を行う。違法行為または不当行為が認められた場合には、社外役員または経営管理本部長から取締役会への適切な報告、もしくは社外役員による取締役会の招集請求等を通じて、取締役会としての初動対応および早期の是正措置を可能とし、当社の内部統制システムの実効性を担保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)

取締役の職務の執行に係る情報、文書(電磁的記録も含む)については、法令及び文書保管管理規程その他の社内規程に従い適切な保存及び管理を行う。また、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態を維持し、取締役及び監査役は必要に応じて随時これを開覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)
- (1) 当社のリスク管理に関する基本的事項を定めたリスク管理規程を制定し、事業を取り巻く様々なリスクから生じる損失発生 of 未然の防止に努める。
 - (2) 取締役は、それぞれ自己の担当領域において、リスク管理体制を構築する責任と権限を有する。
 - (3) 全社横断的なリスクの把握及び対策の検討を行うため、リスク・コンプライアンス委員会運営規程を制定し、同規程に基づくリスク・コンプライアンス委員会を毎月開催し、その検討・確認結果を取締役に報告する。
 - (4) 取締役会は、リスク・コンプライアンス委員会の報告と、社外取締役及び社外監査役による意見を得て、事業上及び経営上のリスクを網羅的に把握し、その経営成績に与える影響や管理状況についてモニタリングを行う。
 - (5) 代表取締役は、全社のリスク管理を統括する。
 - (6) 当社のリスク管理体制の重要な改変は、監査役会の意見を得て取締役会の承認を得るものとする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)
- (1) 取締役会を毎月一回定時に開催する他、必要に応じて適宜開催する。
 - (2) 取締役会は、中期経営計画を定め、経営資源を効率的に配分の上、各事業年度の予算を策定し、会社としての目標を明確にして業務執行を合理的に進める。
 - (3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程、職務権限規程等の関連規程に基づいて効率的に進める。
5. 当社における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号)
- (1) 業務の執行が法令及び定款に適合するとともに、業務の適正と効率の確保を目的として組織規程や業務分掌規程をはじめとする社内規程を定め業務を遂行する。
 - (2) 取締役及び使用人の職務遂行の適合性を確保するため、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。また、内部監査部門は必要に応じて監査役ならびに会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
6. 監査役 of 職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、その取締役及び使用人の他の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号・第2号)
- (1) 監査役が必要と認めた場合、監査役 of 職務を補助するための監査役補助者を設置し、監査役 of 職務を補助すべき取締役は置かないこととする。
 - (2) 監査役補助者は、その職務に関しては、取締役等の指揮、命令を受けないものとし、その任命、解任等については監査役 of 同意を得ることとする。
 - (3) 監査役補助者は、監査役との連携を密にし、監査役 of 指示に従いその職務を行う。
 - (4) 監査役補助者の人事評価については、常勤監査役 of 同意を得るものとする。
7. 取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第4号・第5号)
- (1) 監査役は取締役会 of ほか、経営会議、その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務 of 執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することが出来る。
 - (2) 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに報告する。
 - (3) 取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為 of 事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れ of 事実を知った時は、遅滞なく監査役会に報告する。
 - (4) 取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定結果を遅滞なく監査役会に報告する。
 - (5) 当社は、監査役会への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、内部通報管理規程で定める「通報者等の保護」に基づき、当該報告をした者の保護を行う。
8. 監査役 of 職務 of 執行(監査役 of 職務 of 執行に関するものに限る。)について生じる費用 of 前払または償還の手続その他の当該職務 of 執行について生じる費用または債務 of 処理に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第6号)

監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. その他監査役会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第7号)

- (1) 監査役会は、代表取締役、取締役と定期的に会合を開いて連携を密にし、意思の疎通ならびに意見交換を実施する。
- (2) 監査役会は、内部監査部門から財務報告に係る内部統制実施状況の評価結果を、会計監査人からは会計状況に関する報告を受けるとともに、それぞれ定期的に意見交換の機会を設け、連携を密にして、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
- (2) その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば取締役会ならびに監査役会に報告し、必要な是正を行う。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

取締役会は、反社会的勢力対策規程を制定し、当社の取締役及び使用人は、反社会的勢力の排除を徹底する。

e. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、政府指針である「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、「反社会的勢力の排除に関する基本方針」を定め、反社会的勢力に対しては組織全体として毅然とした態度で臨み、当該勢力との取引関係その他一切の関係を遮断することを基本方針としております。

かかる方針のもと、経営管理本部を対応統括部署とし、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会への加入等を通じて、警察をはじめとする外部専門機関と緊密な連携関係を構築するとともに、反社会的勢力に関する情報の収集及び管理に努めております。また、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対策マニュアル」を整備し、反社会的勢力の排除に向けた体制整備を推進しております。

f. リスク管理体制の整備の状況

当社では、変化の激しい事業環境の中で、コンプライアンス意識の向上及び徹底並びに適切なリスクマネジメントにより、さまざまなリスクに対して適時適切な評価及び対応を行うとともに、リスクが顕在化する前に経営上重要なリスクを抽出し、評価し、その発生可能性、管理状況及び経営成績に与える影響を検証するため、「コンプライアンス基本方針」、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を制定しております。

また、当該規程に基づき、代表取締役社長を最高倫理・コンプライアンス責任者(Chief Ethics and Compliance Officer。以下「CECO」という。)に選定するとともに、CECOを議長とするリスク・コンプライアンス委員会を毎月開催し、その審議内容及び結果を取締役会に報告しております。取締役会は、当該報告を踏まえ、リスク評価及び全社的なリスクマネジメントに関する協議を行う体制を整備しております。

さらに、将来の事業拡大に備え、「関係会社運営管理規程」を制定し、当社全体におけるリスクマネジメント及び内部統制システムの整備を推進しております。加えて、リスク管理の一環として、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を取得し、情報セキュリティ対策の強化を図っております。

これらの活動により、当社のリスク管理体制は、社内における法令遵守意識の浸透及び適切なリスクマネジメントの実施を目的とした体制として機能しております。

g. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がない場合に限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がない場合に限られます。

また、当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役3名全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うに

つき善意であり、かつ重大な過失がない場合に限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がない場合に限られます。

h. 役員等を被保険者として締結している役員等責任賠償保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等責任賠償保険契約を損害保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社の取締役及び監査役であり、被保険者による保険料負担はありません。当該保険契約は、被保険者が職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることにより生ずる損害を補償するものであります。ただし、被保険者が法令違反であることを認識しながら行った行為に起因する損害については補償の対象外とする等、一定の免責事由を設けております。

i. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項に定める損害賠償責任について、善意であり、かつ重大な過失がない場合には、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、職務遂行に適した環境を整備することを目的とするものであります。

j. 監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項に定める損害賠償責任について、善意であり、かつ重大な過失がない場合には、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、職務遂行に適した環境を整備することを目的とするものであります。

k. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、重要な経営課題の一つであると認識しておりますが、本書提出日現在における株主構成等に鑑み、買収防衛策等は導入しておりません。

4 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を22回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
長谷川 智一	22回	22回
田谷野 貴正	22回	22回
森 大輝	22回	22回

取締役会における具体的な検討内容は、取締役会規程、組織規程その他の社内規程に定められた経営判断に係る個別の決議事項のほか、中期事業計画及び年度予算の策定・改定、月次及び四半期の業績、決算及び資金繰り、各事業の進捗並びに重要業績評価指標等について報告及び審議を行っております。

主な決議事項としては、事業計画及び年度予算の承認、決算の承認、規程の新設及び改廃、組織改編、代表取締役、役付取締役、執行役員の選任・異動、重要な契約の締結、資本政策並びに株式上場に関する事項等があります。

主な報告事項としては、月次及び四半期の業績、事業別の予算実績差異及び重要業績評価指標、資金繰り、新規事業及び海外事業の進捗、監査役会及び内部監査の実施状況、リスク・コンプライアンス委員会の活動状況、内部統制の整備・運用状況並びに主幹事証券会社及び証券取引所による上場審査の進捗状況等があります。また、サステナビリティに関連する事項については、人的資本、ダイバーシティ、コンプライアンス、情報セキュリティその他の中長期的な企業価値の向上に関する事項について、必要に応じて報告を行っております。

5 指名・報酬協議会の活動状況

当事業年度において当社は指名・報酬協議会を2回開催しており個々の委員の出席状況については次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
森 大輝	2回	2回
江口 慎一	2回	2回
野村 浩子	2回	2回
田谷 一成	2回	2回

当事業年度においては、取締役会構成員のスキル・マトリックスの見直し並びに第7回定時株主総会後に選定する役付取締役候補者の適格性及び推薦について審議するとともに、役付取締役候補者の選定を協議会の職務に追加するための指名協議会規程の一部改訂について審議しました。

(2) 【役員の状況】

1 役員一覧

男性5名 女性1名(役員のうち女性の比率16.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	長谷川 智一	1990年6月30日	2013年4月 株式会社アドウェイズ 入社 2016年6月 株式会社セガゲームス 入社 2017年10月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2020年4月 株式会社DeliBe 取締役 2021年6月 株式会社L.V.R 代表取締役(現任)		(注) 4	4,500,000 (注) 8
取締役副社長	田谷野 貴正	1993年6月13日	2016年4月 株式会社アドウェイズ 入社 2019年3月 株式会社okunote設立 代表取締役社長(現任) 2019年10月 当社入社 取締役COO 2020年4月 株式会社DeliBe 取締役 2021年11月 株式会社C-bet(2023年4月当社に吸収合併) 代表取締役 2024年12月 当社 取締役副社長(現任)		(注) 4	1,250,000
取締役	森 大輝	1986年9月29日	2012年12月 弁護士登録 光和総合法律事務所 入所 2015年5月 財務省関東財務局 証券取引等監視官部門証券検査官 2017年7月 みずほ証券株式会社 ホールセールコンプライアンス部 2018年3月 SMBC日興証券株式会社 企業公開投資銀行本部 2020年10月 光和総合法律事務所 パートナー(現任) 2021年6月 株式会社QDレーザ 取締役監査等委員(現任) 株式会社クラッソーネ 監査役(現任) 2022年3月 ストックマーク株式会社 監査役(現任) 当社 取締役(現任) Earth Technology Group株式会社 監査役 Earth Technology株式会社 監査役(現任) Cloudin株式会社 監査役(現任) 2025年1月 ETホールディングス株式会社 監査役(現任)		(注) 4	—
常勤監査役	江口 慎一	1962年9月5日	1987年4月 株式会社ソディック 入社 2009年1月 同社 内部統制・法務文書管理室長兼人事課長 2010年3月 図研エルミック株式会社 入社 2013年6月 同社 取締役管理本部長 2021年5月 当社 常勤監査役(現任)		(注) 5	—
監査役	野村 浩子	1962年2月23日	1988年8月 株式会社日経ホーム出版社(現 株式会社日経BP) 入社 2003年1月 同社 日経WOMAN編集長 2006年4月 同社 日経WOMAN編集長兼新規事業開発部長 2007年9月 株式会社日本経済新聞社 編集委員 2012年4月 株式会社日経BP社 日経マネー副編集長 2013年4月 経済産業省/株式会社東京証券取引所 なでしこ銘柄選定基準等検討委員会 委員(現任) 2014年4月 淑徳大学 人文学部表現学科 教授 2016年4月 財務省 財政制度等審議会 委員(現任) 2018年4月 文部科学省日本ユネスコ国内委員会 委員 2018年9月 一般財団法人 日本民間公益活動連携機構評議員(現任) 2019年3月 株式会社東京ソワール 社外取締役 2019年4月 公立大学法人首都大学東京(現 東京都公立大学法人) 監事 2020年4月 東京家政学院大学 特別招聘教授(現任) 2020年6月 神奈川県男女共同参画審議会委員(現任) 2021年3月 株式会社東京ソワール 監査等委員取締役(現任) 当社 監査役(現任) 2021年12月 公益財団法人日本女性学習財団理事 2022年6月 株式会社エンビプロ・ホールディングス 取締役(現任) 2022年9月 公益財団法人日本女性学習財団 理事長(現任) 2024年6月		(注) 5	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	小島 啓之	1992年4月13日	2015年4月 有限責任あずさ監査法人 入所 2018年11月 公認会計士登録 株式会社ブレイド 入社 2021年9月 小島啓之の公認会計士事務所開所 代表(現任) 2022年7月 株式会社yutori 執行役員CFO 2023年2月 合同会社Fin-s設立、代表社員(現任) 2025年12月 当社 監査役(現任)	(注) 5	—
計					5,750,000

(注) 1. 取締役森大輝は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役です。

2. 常勤監査役江口慎一、監査役野村浩子、監査役小島啓之は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役です。
3. 当社は、取締役森大輝、常勤監査役江口慎一、監査役野村浩子及び監査役小島啓之を、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定しております。
4. 2026年5月28日開催の臨時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。
5. 2026年5月28日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。
6. 監査役田谷一成は、2025年12月17日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しております。
7. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は、細田雄介、露木良介、平井国光、金子晋也の4名であります。
8. 代表取締役社長長谷川智一の所有株式数は、資産管理会社である株式会社L.V.Rが所有する株式数を含んだ実質所有株式数を記載しております。

2 社外役員の状況

当社の社外取締役は森大輝の1名であり、社外監査役は江口慎一、野村浩子及び小島啓之の3名であります。社外取締役及び社外監査役については、各ステークホルダーの視点を踏まえた客観的かつ専門的な視点から、その職務を適切に遂行できると判断しております。

社外取締役森大輝は、弁護士としての経験に加え、財務省関東財務局証券取引等監視官部門証券検査官としての見識を有しており、その経験及び知見に基づき、当社事業及び経営全般に対する助言並びに客観性及び適正性の確保への貢献が期待できると判断し、選任しております。なお、同氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしております。提出日現在において、当社と同氏との間に、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役江口慎一は、上場企業において長年にわたり管理部門を管掌する取締役を務めた豊富な経験、知見及び高い見識を有しており、これらに基づき監査の実効性向上に寄与いただくことを期待して選任しております。なお、提出日現在において、同氏は当社の新株予約権を5,010個保有しておりますが、それ以外に、当社と同氏との間に、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役野村浩子は、メディアの編集者、大学教授、上場企業の社外取締役及び公益財団法人の理事長としての豊富な経験を有しており、当社の業務執行に関する意思決定について、妥当性及び適正性の観点から独立した立場で提言等をいただくことを期待して選任しております。なお、提出日現在において、当社と同氏との間に、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役小島啓之は、公認会計士の資格を有し、監査法人における執務経験及び事業会社における実務経験を通じて、会計及び財務に関する豊富な経験及び知見を有していることから、これらを監査に活かしていただくことを期待して選任しております。なお、提出日現在において、当社と同氏との間に、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役の選任に当たっては、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たすとともに、2022年4月21日開催の取締役会において制定し、2024年12月19日開催の取締役会において改訂を決議した「社外役員の独立性基準」を定めており、当該基準を満たす者を選任することとしております。また、社外監査役の選任に当たっては、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たすとともに、前記の「社外役員の独立性基準」を満たす者を選任することとしております。加えて、監査役会で決定した「監査役選任方針」に基づき、監査を通じて会社の健全な経営発展及び社会的信頼の向上を実現するため、原則として全員が社外性を有し、かつ監査に必要な豊富な経験及び高度な専門性を有する者を選任することとしております。このうち常勤監査役については、会社経営、財務・会計及びリスクマネジメント等に関する知識と経験を兼ね備えた者であることを選定の判断基準としております。

3 社外取締役及び社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し、経営者による業務執行を監督しております。また、取締役会の開催前には社外監査役との連絡会議を開催し、当月における監査役の業務監査及び会計監査の結果、内部監査の実施計画及びその結果について情報共有を行うとともに、取締役会の決議事項について意見交換を行っております。これにより、社外取締役は、その専門性に基づく意見を取締役会において述べ、当社における業務執行の適正性の確保に寄与しております。

また、社外監査役である常勤監査役は、取締役会、経営会議及びリスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席するほか、各部門へのヒアリングや代表取締役をはじめとする業務執行取締役との面談を通じて、必要な情報収集、業務執行の監督及び意見交換を行い、監査の実効性向上を図っております。さらに、全ての社外監査役は、会計監査人及び内部監査担当と定期的又は随時に連携し、監査に関する報告を受けるとともに、重要な論点について情報交換及び意見交換を行っております。これらを通じて得た情報及び各監査役の専門性を踏まえ、監査意見を形成することにより、当社における監査の実効性向上に努めております。

あわせて、社外監査役である常勤監査役は、内部通報制度の通報窓口として、不正行為又はその兆候に関する通報を受け付け、公益通報者保護法及び内部通報管理規程に基づき、必要な調査及び是正措置を行うこととしております。

(3) 【監査の状況】

1 監査役監査の状況

a. 組織・人員

当社の監査役は3名であり、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されております。常勤監査役の江口慎一は、他の事業会社において取締役として長年にわたり財務諸表等の作成責任者を務めた経験を有しており、企業経営並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役野村浩子は、他の事業会社における社外取締役及び公益財団法人の理事長としての経験を有しており、監査役小島啓之は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見及び高い見識を有しております。

また、当社の監査役会は、「株主の負託を受けた機関として監査機能を担い、かつ取締役の職務執行を監査する法定機関として、その職務を適正に執行することによって、当社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治（コーポレート・ガバナンス）体制を確立する責務を負っております。そのため、監査役は、独立した立場の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持し、経営全般の見地から経営課題についての認識を深め、業務の実態を把握し、監査の実効性を高めることにより、株主の負託に応えるよう努める。」との基本方針のもと、各事業年度ごとに策定する監査計画に基づき、各監査役の役割分担を定め、それぞれが独立した立場から監査を実施し、その結果を監査役会において協議する運用としております。なお、監査計画においては、全監査役の協議により当該事業年度の重点監査項目を設定し、それぞれの監査活動を通じて監査の実効性向上を図っております。

一方、取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行っております。

また、当社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役を株主総会において選任することができる旨を定款に定めておりますが、本書提出日現在において、補欠監査役の選任は行っておりません。

b. 監査役及び監査役会の活動状況

監査役会は、原則として毎月1回以上開催するほか、必要に応じて随時開催することとしております。当事業年度においては、監査役会を合計12回開催しております。当事業年度における各監査役の監査役会への出席状況は、次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
江口 慎一	12回	12回
野村 浩子	12回	12回
田谷 一成	12回	12回

監査役会は、監査方針、監査計画及び職務分担に基づき、取締役会、経営会議及びリスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議への出席、実地監査、意見聴取等を行うとともに、内部統制システムの整備・運用状況確認、特定監査役の選定（会社法施行規則第132条第5項、同計算規則第158条第5項に基づく）、監査法人の評価と報酬同意、さらに監査役会の実効性評価等を行っております。

なお、田谷一成は、2025年12月17日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しております。

2 内部監査の状況

当社の内部監査は、会社規模及び事業規模、客観性の確保並びに効率性等を勘案し、独立した内部監査部門を設置せず、コーポレート部長を内部監査担当としております。なお、内部監査担当が所属する部門に対する監査については、自己監査を回避するため、アプリ事業部長が実施しております。

また、内部監査業務の補助については外部専門家に委託しており、当該委託先と定期的に打合せを行うことにより、内部監査計画の策定、内部監査の実施及び結果報告に関する内容やスケジュールの確認を行うとともに、当社の状況及び課題について共有しております。さらに、内部監査担当、監査役会及び監査法人の間で、年間監査計画及び監査結果等に関する意見交換を行っております。

加えて、内部監査の実効性を確保するため、内部監査結果を代表取締役及び取締役会に報告するとともに、業務改善に向けた具体的な提言を行っております。

3 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

ESネクスト有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2024年9月期から2年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 田代 学

指定有限責任社員 植木 健太

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他15名をもって構成されております。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定に当たり、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針（改正版）」（2017年10月13日）を踏まえ、品質管理体制、独立性、法令遵守の状況、専門性、職業的専門家としての能力及び経験、高い職業倫理観並びに報酬水準の妥当性について総合的に検討しております。また、上場会社監査事務所登録制度における上場会社監査事務所名簿への登録の有無等を確認したうえで、当社の財務情報の信頼性を担保できることを選定方針としております。

これらの観点から、ESネクスト有限責任監査法人は、当社の監査法人として適任であると判断したため、最近事業年度の前事業年度における監査法人として選定し、最近事業年度においても再任しております。

なお、監査役会は、監査法人が会社計算規則に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、適切に実施することを確保できないと認められる場合その他必要があると判断した場合には、会社法第344条第1項及び第3項に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定することとしております。取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の目的事項とすることとしております。

また、監査役会は、監査法人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当する場合、又は公認会計士法に違反し若しくは抵触する状況にある場合には、当該監査法人の解任について検討し、解任が妥当であると認められるときは、監査役全員の同意により、当該監査法人を解任することとしております。この場合、監査役会が選定した監査役は、監査法人を解任した後最初に招集される株主総会において、監査法人を解任した旨及びその理由を報告することとしております。

4 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
17,000	—	26,000	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

- c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

- d. 監査報酬の決定方針

公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針について、当社は、事業規模、業務の特性、当社において必要と考えられる監査手続及び監査日数等を勘案し、監査法人と十分に協議のうえ、適正と判断される報酬額について監査役会の同意を得て決定する方針としております。

- e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、第7期(2024年9月期)におけるESネクスト有限責任監査法人の金融商品取引法に準じた監査の実施計画に基づく監査見積工数を確認のうえ、監査方法及び監査内容なども確認したところ、同監査法人が提示した報酬単価は他の監査法人の直近における平均的な時間単価と同等であり、当該価額であれば適切な監査品質での監査が実施できると判断したこと、並びに同監査法人は公益社団法人日本公認会計士協会による公認会計士法第34条の2に定める上場会社等監査人名簿に登録されていること、さらに金融庁が公表する「監査法人のガバナンス・コード」を採用し、組織としての監査品質の確保が期待できることから、会社法第399条第1項及び第2項に準拠し、監査法人の報酬等につき同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

- 1 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年12月23日開催の第4回定時株主総会後に開催した臨時取締役会において、会社法第361条第7項本文及び会社法施行規則第98条の5に準拠する「取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」を以下のとおり決議しました。

- a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職位を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬（ストック・オプション）により構成する。なお、社外取締役を選任した場合は、その報酬は固定報酬のみとする。

- b. 基本報酬に関する方針（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任期間、前事業年度業績に対する貢献度に応じ、同種かつ同等の収益規模の企業における取締役報酬の水準、当社の業績、従業員給与の水準と事業の市況も考慮に入れ、決定するものとする。

- c. 業績連動報酬に関する方針（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した金銭報酬とし、前事業年度の経常利益が当初計画の110%を超過した場合に、各取締役の会社への貢献度に応じて基本報酬に基づいて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給できるものとし、その決定は定時株主総会の承認決議によるものとする。

- d. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬は、ストック・オプションとしての新株予約権を採用し、当社の業績向上に向けた意識を高めるため、適切と判断した時期に付与を行う。なお、各取締役への付与の総額及び付与の割合については、付与の有無も含め、役位、職責等を基準に、付与時の財務状況と権利行使時に期待される業績等を総合的に勘案し、

監査役会の意見を聴取の上、取締役会において決定する。

- e. 固定報酬と業績連動報酬、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう固定報酬と業績連動報酬、非金銭報酬のバランスを考慮し、適切な支給割合とする。

- f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、役員報酬規程及び取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針第2項を踏まえ、監査役会の意見を聴取の上、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、代表取締役が各取締役の基本報酬の額を決定するものとする。なお、業績連動報酬の内容の決定については、定時株主総会の承認決議によるものとする。

当事業年度の取締役の個人別の報酬等については、2024年12月19日開催の第7回定時株主総会後に開催した臨時取締役会において、監査役会の意見を聴取の上、各取締役の報酬の具体的内容の決定を代表取締役社長に委任する旨を決議しております。その後、2026年5月28日開催の臨時株主総会において、取締役報酬総額の上限を年額300,000千円以内に改定しております。当事業年度における各取締役の報酬額は、当該報酬総額の範囲内で、上記委任決議に基づき代表取締役社長が決定しております。

監査役の報酬等は、2024年12月19日開催の第7回定時株主総会後に開催した監査役会にて協議し決定しております。その後、2026年5月28日開催の臨時株主総会において、監査役報酬総額の上限を年額50百万円以内に改定しております。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	68,400	68,400	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	18,240	18,240	—	—	4

2 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

3 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

1 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と、純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、次のとおりとしております。

純投資目的とは、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的とする場合であり、純投資目的以外の目的とは、政策保有目的であり、資産価値の長期的向上、及び発行会社等との総合的な取引関係の維持・強化を目的としております。

2 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

3 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び中間財務諸表並びに四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
なお、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。
- (3) 当社の四半期財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般的に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2023年10月1日から2024年9月30日まで)及び当事業年度(2024年10月1日から2025年9月30日まで)の財務諸表について、ESネクスト有限責任監査法人による監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2025年10月1日から2026年3月31日まで)に係る中間財務諸表について、ESネクスト有限責任監査法人により期中レビューを受けております。
- (3) 当社は、第3四半期会計期間(2026年4月1日から2026年6月30日まで)及び第3四半期累計期間(2025年10月1日から2026年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、ESネクスト有限責任監査法人の期中レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに四半期連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合を示すと次のとおりです。

- | | |
|-----------|-------|
| ① 資産基準 | 0.2% |
| ② 売上高基準 | —% |
| ③ 利益基準 | △0.2% |
| ④ 利益剰余金基準 | △0.1% |

※会社間項目の消去後の数値により算出しております。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーに参加するとともに、公益財団法人財務会計基準機構の発表する会計基準適用指針等の情報に留意しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 9 月 30 日)	当事業年度 (2025年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,686,381	1,131,589
売掛金	1,899,632	2,689,310
前渡金	14,648	17,001
前払費用	82,051	89,506
未収消費税等	491,887	475,305
その他	2,016	171,227
貸倒引当金	△30,774	△12,304
流動資産合計	4,145,843	4,561,637
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	123,185	126,055
減価償却累計額	△8,203	△16,568
建物附属設備(純額)	114,982	109,486
工具、器具及び備品	12,097	12,661
減価償却累計額	△6,272	△8,957
工具、器具及び備品(純額)	5,825	3,703
有形固定資産合計	120,808	113,190
無形固定資産		
ソフトウェア	405	15,808
無形固定資産合計	405	15,808
投資その他の資産		
関係会社株式	—	11,316
破産更生債権等	—	23,533
繰延税金資産	437,327	331,317
その他	※1 273,637	※1 268,618
貸倒引当金	—	△23,533
投資その他の資産合計	710,964	611,251
固定資産合計	832,178	740,250
資産合計	4,978,021	5,301,888

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,781,043	2,641,924
短期借入金	—	※2 400,000
未払金	149,382	139,739
未払費用	153,732	116,566
未払法人税等	324,439	410
契約負債	62,346	76,669
預り金	6,988	7,699
賞与引当金	93,840	58,243
その他	—	7,774
流動負債合計	3,571,773	3,449,027
負債合計	3,571,773	3,449,027
純資産の部		
株主資本		
資本金	79,393	79,393
資本剰余金		
資本準備金	29,393	29,393
資本剰余金合計	29,393	29,393
利益剰余金		
利益準備金	4,900	4,900
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,339,365	1,785,978
利益剰余金合計	1,344,265	1,790,878
自己株式	△46,805	△46,805
株主資本合計	1,406,247	1,852,860
純資産合計	1,406,247	1,852,860
負債純資産合計	4,978,021	5,301,888

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間
(2026年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,955,485
売掛金	3,051,117
未収消費税等	270,477
その他	154,488
貸倒引当金	△14,219
流動資産合計	5,417,350
固定資産	
有形固定資産	111,125
無形固定資産	14,064
投資その他の資産	
その他	625,646
貸倒引当金	△22,620
投資その他の資産合計	603,026
固定資産合計	728,216
資産合計	6,145,566
負債の部	
流動負債	
買掛金	2,712,390
短期借入金	※ 200,000
1年内返済予定の長期借入金	73,356
未払法人税等	176,594
賞与引当金	55,038
その他	359,630
流動負債合計	3,577,010
固定負債	
長期借入金	196,079
固定負債合計	196,079
負債合計	3,773,089
純資産の部	
株主資本	
資本金	79,393
資本剰余金	29,393
利益剰余金	2,310,495
自己株式	△46,805
株主資本合計	2,372,477
純資産合計	2,372,477
負債純資産合計	6,145,566

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
売上高	※1 12,870,585	※1 16,215,701
売上原価	10,879,752	13,912,968
売上総利益	1,990,832	2,302,733
販売費及び一般管理費	※2, 3 1,847,558	※2, 3 1,787,732
営業利益	143,274	515,000
営業外収益		
受取利息	106	1,614
助成金収入	164,559	503
為替差益	—	27,968
違約金収入	—	30,000
その他	376	290
営業外収益合計	165,042	60,377
営業外費用		
支払利息	1,735	2,225
為替差損	40,815	—
遅延損害金	—	17,989
その他	180	1,467
営業外費用合計	42,731	21,682
経常利益	265,584	553,694
特別損失		
減損損失	※4 263,814	—
特別損失合計	263,814	—
税引前当期純利益	1,770	553,694
法人税、住民税及び事業税	250,492	1,071
法人税等調整額	△131,582	106,009
法人税等合計	118,909	107,081
当期純利益又は当期純損失 (△)	△117,138	446,613

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)		当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 媒体費	※1	10,377,938	95.4	13,267,211	95.2
II 労務費		182,249	1.7	303,133	2.2
III 外注費		165,162	1.5	220,257	1.6
IV 経費		154,401	1.4	139,288	1.0
当期総費用	※2	10,879,752	100.0	13,929,891	100.0
他勘定振替高		—		16,922	
当期売上原価		10,879,752		13,912,968	

※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
通信費	144,405	130,011
減価償却費	3,791	1,415

※2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア	—	16,922

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、主として個別原価計算による実際原価計算であります。

【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31 日)	
売上高	9,144,387
売上原価	7,624,007
売上総利益	1,520,380
販売費及び一般管理費	※ 874,084
営業利益	646,295
営業外収益	
受取利息	1,103
為替差益	58,577
その他	2,528
営業外収益合計	62,209
営業外費用	
支払利息	3,917
遅延損害金	6,187
その他	2,000
営業外費用合計	12,105
経常利益	696,399
税引前中間純利益	696,399
法人税等	176,783
中間純利益	519,616

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	79,393	29,393	29,393
当期変動額			
当期純損失(△)			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	79,393	29,393	29,393

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
		繰越利益 剰余金				
当期首残高	4,900	1,456,503	1,461,403	△46,805	1,523,386	1,523,386
当期変動額						
当期純損失（△）		△117,138	△117,138		△117,138	△117,138
当期変動額合計	－	△117,138	△117,138	－	△117,138	△117,138
当期末残高	4,900	1,339,365	1,344,265	△46,805	1,406,247	1,406,247

当事業年度(自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	79,393	29,393	29,393
当期変動額			
当期純利益			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	79,393	29,393	29,393

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他	利益剰余金 合計			
		利益剰余金 繰越利益 剰余金				
当期首残高	4,900	1,339,365	1,344,265	△46,805	1,406,247	1,406,247
当期変動額						
当期純利益		446,613	446,613		446,613	446,613
当期変動額合計	－	446,613	446,613	－	446,613	446,613
当期末残高	4,900	1,785,978	1,790,878	△46,805	1,852,860	1,852,860

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 9 月30 日)	当事業年度 (自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,770	553,694
減価償却費	14,321	13,045
のれん償却額	29,312	—
減損損失	263,814	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	30,774	5,063
賞与引当金の増減額 (△は減少)	27,705	△35,597
受取利息	△106	△1,614
支払利息	1,735	2,225
助成金収入	△164,559	△503
為替差損益 (△は益)	59	△48
売上債権の増減額 (△は増加)	△272,995	△813,211
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,100,056	△139,118
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△276,287	16,581
その他	△31,604	△70,425
小計	723,997	△469,910
利息の受取額	106	1,614
利息の支払額	△1,716	—
助成金の受取額	164,559	503
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△63,172	△449,316
営業活動によるキャッシュ・フロー	823,774	△917,108
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△114,268	△7,829
無形固定資産の取得による支出	△517	△16,922
関係会社株式の取得による支出	—	△11,316
貸付金の回収による収入	579	—
合併による支出	※2 △320,000	—
その他	43,069	△1,663
投資活動によるキャッシュ・フロー	△391,136	△37,731
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△100,000	400,000
長期借入金の返済による支出	△156,138	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△256,138	400,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	△59	48
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	176,440	△554,791
現金及び現金同等物の期首残高	1,491,400	1,686,381
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	※2 18,539	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,686,381	※1 1,131,589

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2025年10月 1 日
至 2026年 3 月31 日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	696,399
減価償却費	7,385
受取利息	△1,103
支払利息	3,917
為替差損益(△は益)	△88
売上債権の増減額(△は増加)	△360,893
仕入債務の増減額(△は減少)	70,465
未収消費税等の増減額 (△は増加)	204,828
その他	13,286
小計	634,198
利息の受取額	1,103
利息の支払額	△6,251
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	123,616
営業活動によるキャッシュ・フロー	752,667
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△3,294
敷金及び保証金の回収による収入	5,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,705
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△200,000
長期借入れによる収入	300,000
長期借入金の返済による支出	△30,565
財務活動によるキャッシュ・フロー	69,435
現金及び現金同等物に係る換算差額	88
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	823,896
現金及び現金同等物の期首残高	1,131,589
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,955,485

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4～6年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりです。

ソフトウェア(自社利用) 5年(社内における利用可能期間)

のれん 5年

2. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(リワードマーケティングプラットフォーム事業)

当社のリワードマーケティングプラットフォーム事業における「SKYFLAG」は、主として、広告主（クライアント）との契約条件に基づき、広告配信並びに広告成果の計測及び管理を行うサービスであります。当社は、契約で定められた期間にわたりインターネット広告サービスを提供し、広告成果を計測・管理する義務を負っております。当該履行義務は、広告成果について広告主（クライアント）による検収が完了した時点で充足されるものと判断しており、当該検収が完了した時点で売上高を計上しております。

「SKYFLAGリサーチ」及びその他のリサーチコンサルティングサービスは、主に、データ収集及び当該データ分析等により顧客のマーケティング活動の意思決定を支援するサービスの提供による収益を言い、契約に基づくサービス提供の完了により、顧客に当該サービスの支配が移転し、履行義務が充足されることから、顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4～6年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりです。

ソフトウェア(自社利用) 5年(社内における利用可能期間)

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

(リワードマーケティングプラットフォーム事業)

当社のリワードマーケティングプラットフォーム事業における「SKYFLAG」は、主として、広告主（クライアント）との契約条件に基づき、広告配信並びに広告成果の計測及び管理を行うサービスであります。当社は、契約で定められた期間にわたりインターネット広告サービスを提供し、広告成果を計測・管理する義務を負っております。当該履行義務は、広告成果について広告主（クライアント）による検収が完了した時点で充足されるものと判断しており、当該検収が完了した時点で売上高を計上しております。

「SKYFLAGリサーチ」及びその他のリサーチコンサルティングサービスは、主に、データ収集及び当該データ分析等により顧客のマーケティング活動の意思決定を支援するサービスの提供による収益を言い、契約に基づくサービス提供の完了により、顧客に当該サービスの支配が移転し、履行義務が充足されることから、顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1)概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものです。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2)適用予定日

2025年9月期の期首より適用予定です。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつIFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年9月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつIFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年9月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産

「資金決済に関する法律」に基づき法務局に供託している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
その他(差入保証金)	30,000 千円	32,000 千円
計	30,000 千円	32,000 千円

(注) 上記の差入保証金は、貸借対照表上、「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

※2 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引先2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未行使残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	1,000,000 千円	900,000 千円
借入実行残高	— 〃	400,000 〃
差引額	1,000,000 〃	500,000 〃

(注) これらのうち、貸出コミットメント契約には、財務制限条項が付されております。

(財務制限条項)

以下の事項を遵守すること。また、以下の事項に反する事態が生じた場合、又は生じるおそれがある場合、直ちにその旨を貸付人に書面により通知すること。

(i) 借主は2023年9月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体貸借対照表における純資産の部の合計金額を、2024年9月期末日における単体貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における単体貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

(ii) 借主は2023年9月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

(iii) 借主は本契約締結日以降、各第1四半期末日、第2四半期末日及び第3四半期末日をそれぞれ決算試算表作成基準日として、当該基準日時点の借入人の単体の決算試算表を、遅滞なく(但し、遅くとも当該基準日から2カ月以内に)貸付人に提出すること。

(iv) 借主は本契約締結日以降、各四半期末日をそれぞれ作成基準日として、当該基準日から向こう6カ月間の借主の単体の資金計画表(但し、遅くとも当該基準日から2カ月以内に)を貸付人に提出すること。

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
給与手当	458,059 千円	556,771 千円
地代家賃	201,713 "	213,368 "
販売手数料	197,602 "	51,114 "
賞与引当金繰入額	72,710 "	36,939 "
減価償却費	10,530 "	11,629 "
のれん償却額	29,312 "	— "
貸倒引当金繰入額	30,774 "	5,097 "
おおよその割合		
販売費	16.5 %	13.9 %
一般管理費	83.5 %	86.1 %

※3 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
一般管理費	36,339 千円	31,281 千円

※4 減損損失

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
本社 (東京都港区)	リサーチ事業	のれん	263,814

(2) 減損損失の認識に至った経緯

2024年4月1日を効力発生日とするDataLab株式会社の吸収合併により開始したリサーチ事業において、当初想定していた超過収益力が見込めなくなったことから、本吸収合併に伴い計上したのれんの未償却残高の全額263,814千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

(3) 資産のグルーピング方法

当社は、管理会計上の区分をもとに、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によってグルーピングしております。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、残存償却期間にわたって得られる将来キャッシュ・フローが見込めないため零としております。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	6,250,000	—	—	6,250,000
合計	6,250,000	—	—	6,250,000
自己株式				
普通株式	42,550	—	—	42,550
合計	42,550	—	—	42,550

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
		当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第2回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第3回新株予約権	普通株式	3,130	—	—	3,130	—
第4回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第5回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		3,130	—	—	3,130	—

(注) 1. 目的となる株式数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 第4回新株予約権及び第5回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	6,250,000	—	—	6,250,000
合計	6,250,000	—	—	6,250,000
自己株式				
普通株式	42,550	—	—	42,550
合計	42,550	—	—	42,550

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
		当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第2回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第3回新株予約権	普通株式	3,130	—	—	3,130	—
第4回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第5回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		3,130	—	—	3,130	—

(注) 1. 目的となる株式数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 第5回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金	1,686,381千円	1,131,589千円
現金及び現金同等物	1,686,381千円	1,131,589千円

※2 現金及び現金同等物を対価とする合併により増加した資産及び負債の内訳

前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

2024年4月1日に吸収合併したDataLab株式会社より承継した資産及び負債の主な内訳並びに取得価額と取得のための支出(純額)は、次のとおりです。

流動資産	40,623千円
のれん	293,126千円
繰延税金資産	155,010千円
流動負債	△168,761千円
取得価額	320,000千円
現金及び現金同等物	△18,539千円
差引：取得のための支出	301,460千円

当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
1年内	249,553	257,087
1年超	155,887	639,816
合計	405,441	896,903

(注) 中途解約不能な不動産賃貸借契約における契約期間内の地代家賃を記載しております。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき事業に必要な資金を金融機関からの借入により調達する方針としております。資金運用については流動性の高い預金等に限定し、投機的なデリバティブ取引は行わない方針です。但し、今後の海外売上高の拡大により、先物為替予約等をヘッジ目的で利用する可能性があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

海外向けの売上によって発生する外貨建の営業債権は為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び預り金は、そのほとんどが2カ月以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、取引先ごとに期日及び残高管理を徹底することで、回収懸念の早期把握や軽減に努めるとともに、取引信用保険の付保によりリスクの低減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。また、流動性リスクの備えとして、取引銀行との間で資金借入に関するコミットメントライン契約ならびに当座貸越契約を締結しております。

③市場リスク(為替の変動リスク)の管理

当社は、外貨建の営業債権については、為替相場の継続的なモニタリングを実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

預金、売掛金、未収消費税等、買掛金、未払金、未払法人税等、預り金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,686,381	—	—	—
売掛金	1,899,632	—	—	—
未収消費税等	491,887	—	—	—
合計	4,077,901	—	—	—

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき事業に必要な資金を金融機関からの借入により調達する方針としております。資金運用については流動性の高い預金等に限定し、投機的なデリバティブ取引は行わない方針です。但し、今後の海外売上高の拡大により、先物為替予約等をヘッジ目的で利用する可能性があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

海外向けの売上によって発生する外貨建の営業債権は為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び預り金は、そのほとんどが2カ月以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、取引先ごとに期日及び残高管理を徹底することで、回収懸念の早期把握や軽減に努めるとともに、取引信用保険の付保によりリスクの低減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。また、流動性リスクの備えとして、取引銀行との間で資金借入に関する当座貸越契約を締結しております。

③市場リスク(為替の変動リスク)の管理

当社は、外貨建の営業債権については、為替相場の継続的なモニタリングを実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収消費税等、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、預り金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
破産更生債権等	23,533		
貸倒引当金(注)1	△23,533		
	—	—	—
資産計	—	—	—

(注)1 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 2 市場価格のない株式等は、上記には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	11,316

(注) 3 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,131,589	—	—	—
売掛金	2,689,310	—	—	—
未収消費税等	475,305	—	—	—
合計	4,296,206	—	—	—

破産更生債権等は償還予定額が見込めないため、上表には含めておりません。

(注) 4 短期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	400,000	—	—	—	—	—
合計	400,000	—	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定し、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額により算定しており、観察できないインプットである貸倒見積高等による影響があるため、レベル3の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額は、関係会社株式11,316千円)は、市場価格のない株式等であることから、時価を記載しておりません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額 8,722千円

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額 10,696千円

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
決議年月日	2021年9月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 53名 子会社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 451,440株
付与日	2021年9月15日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年9月14日～2031年9月13日

	第2回新株予約権
決議年月日	2022年9月15日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 26名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 93,270株
付与日	2022年9月16日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年9月16日～2032年9月15日

	第4回新株予約権
決議年月日	2023年9月21日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 44名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 145,230株
付与日	2023年9月22日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年9月23日～2033年9月22日

	第5回新株予約権
決議年月日	2024年9月19日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 82名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 292,830株
付与日	2024年9月20日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2026年9月20日～2034年9月19日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

前事業年度(2024年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2021年9月13日	2022年9月15日	2023年9月21日	2024年9月19日
権利確定前(株)				
前事業年度末	307,330	93,270	145,230	—
付与	—	—	—	292,830
失効	55,350	54,710	45,660	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	251,980	38,560	99,570	292,830
権利確定後(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2021年9月13日	2022年9月15日	2023年9月21日	2024年9月19日
権利行使価格(円)	50	200	1,100	1,430
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—	—

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点で、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社の株式価値は、当社株式の評価額とし、第1回新株予約権は純資産価額方式により、第2回新株予約権は類似会社比準方式と純資産価額方式の折衷方式により、第4回新株予約権以降は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)及び類似会社比準方式の折衷方式により算定した価格を総合的に勘案して決定した金額を用いております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	428,019千円
当事業年度末において権利行使された本源的価値の合計額	－千円

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

1. Stock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. Stock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) Stock・オプションの内容

	第1回新株予約権
決議年月日	2021年9月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 53名 子会社取締役 1名
株式の種類別のStock・オプションの数 (注)	普通株式 451,440株
付与日	2021年9月15日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年9月14日～2031年9月13日

	第2回新株予約権
決議年月日	2022年9月15日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 26名
株式の種類別のStock・オプションの数 (注)	普通株式 93,270株
付与日	2022年9月16日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年9月16日～2032年9月15日

	第4回新株予約権
決議年月日	2023年9月21日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 44名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 145,230株
付与日	2023年9月22日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年9月23日～2033年9月22日

	第5回新株予約権
決議年月日	2024年9月19日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 82名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 292,830株
付与日	2024年9月20日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	2026年9月20日～2034年9月19日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2025年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2021年9月13日	2022年9月15日	2023年9月21日	2024年9月19日
権利確定前(株)				
前事業年度末	251,980	38,560	99,570	292,830
付与	—	—	—	—
失効	27,530	9,420	29,130	6,270
権利確定	—	—	—	—
未確定残	224,450	29,140	70,440	286,560
権利確定後(株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

②単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2021年9月13日	2022年9月15日	2023年9月21日	2024年9月19日
権利行使価格(円)	50	200	1,100	1,430
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点で、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社の株式価値は、当社株式の評価額とし、第1回新株予約権は純資産価額方式により、第2回新株予約権は類似会社比準方式と純資産価額方式の折衷方式により、第4回新株予約権以降は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）及び類似会社比準方式の折衷方式により算定した価格を総合的に勘案して決定した金額を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	428,019千円
当事業年度末において権利行使された本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費	45,225千円
資産調整勘定	112,239 "
未払費用	134,370 "
賞与引当金	28,733 "
貸倒引当金	9,423 "
販売促進費	48,341 "
その他	58,993 "
繰延税金資産合計	437,327千円
繰延税金資産の純額	437,327千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	156.4%
のれん減損及び償却による永久に損金に算入されない項目	5,726.6%
税率の変更による影響	3,204.9%
税額控除	△2,429.7%
その他	25.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6,718.0%

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費	78,051千円
資産調整勘定	89,130 "
税額控除	60,475 "
未払費用	31,887 "
税務上の繰越欠損金	24,954 "
賞与引当金	17,834 "
貸倒引当金	11,103 "
販売促進費	10,734 "
その他	18,842 "
繰延税金資産合計	343,014千円
繰延税金負債	
未収事業税	11,696千円
繰延税金負債合計	11,696千円
繰延税金資産の純額	331,317千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
税率の変更による影響	△5.6%
税額控除	△10.9%
その他	1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.3%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当事業年度における法定実効税率は、当事業年度末の資本金が1億円以下であり、法人事業税の外形標準課税の対象外であることから、34.6%となっております。

一方、当社は2026年9月期中に予定している増資により資本金が1億円を超え、外形標準課税の対象法人となることを見込んでおります。このため、当該増資後に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、外形標準課税対象法人に適用される法定実効税率を使用して算定しております。

また、「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する会計年度より、防衛特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、2026年10月1日より開始する会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更して計算しております。

この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

取得による企業結合

当社は、2024年2月14日開催の取締役会及び2024年2月26日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2024年4月1日付で、DataLab株式会社を吸収合併いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業 DataLab株式会社

事業の内容 マーケティングリサーチ事業

② 企業結合を行った主な理由

当社は、ビジネス領域の相互補完と経営基盤の強化を目的として企業結合を行いました。リワードマーケティングプラットフォーム「SKYFLAG」における、マーケティングリサーチ領域での価値向上と認知拡大を図るとともに、インターネット調査市場における新たなビジネス開拓を推進します。これにより、事業価値の最大化と新規事業の創出を進め、当社の成長戦略を補完し、中長期的な企業価値の向上を目指すことが可能と判断いたしました。

③ 企業結合日

2024年4月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする吸収合併

⑤ 結合後企業の名称

株式会社Skyfall

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価とした吸収合併を行ったことによります。

(2) 財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年4月1日から2024年9月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	320,000千円
-------	----	-----------

取得原価		320,000千円
------	--	-----------

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等	4,881千円
-------------------	---------

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額 293,126千円

② 発生原因

今後の事業展開から期待される超過収益力から生じたものであります。

③ 償却方法及び償却期間

5年にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	40,623千円
------	----------

資産合計	40,623千円
------	----------

流動負債	168,761千円
------	-----------

負債合計	168,761千円
------	-----------

(7) 企業結合が事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

当社は、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用）を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法を採用しております。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

当社は、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用）を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法を採用しております。

(収益認識関係)

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント	その他 (注)	合計
	リワードマーケティングブ ラットフォーム 事業		
一時点で移転される財又はサービス	12,577,423	24,342	12,601,766
一定の期間にわたり移転される財又は サービス	—	268,818	268,818
顧客との契約から生じる収益	12,577,423	293,161	12,870,585
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	12,577,423	293,161	12,870,585

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ポーカージェイス、ポケットプレイ、SKYORDER等の事業を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針) 4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1)顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は以下のとおりです。

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,604,553	1,899,632
契約負債	56,907	62,346

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上「売掛金」に含まれております。

契約負債は、主にユーザーがゲーム内課金を通して取得したゲーム内通貨のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高です。

なお、当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含めていた額は56,907千円です。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当社では、個別の契約が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	報告セグメント	その他 (注)	合計
	リワードマーケティングプ ラットフォーム 事業		
一時点で移転される財又はサービス	15,635,269	12,391	15,647,660
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—	568,041	568,041
顧客との契約から生じる収益	15,635,269	580,432	16,215,701
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	15,635,269	580,432	16,215,701

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ポーカージェイス、ポケットプレイ、SKYORDER等の事業を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針) 5.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1)顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は以下のとおりです。

（単位：千円）

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,899,632	2,689,310
契約負債	62,346	76,669

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上「売掛金」に含まれております。

契約負債は、主にユーザーがゲーム内課金を通して取得したゲーム内通貨のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高です。

なお、当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含めていた額は62,346千円です。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当社では、個別の契約が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するため、定期的に検討を行う対象となっております。

当社は、リワードマーケティングプラットフォーム事業を主な事業としており、各事業部門は取り扱うサービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

「リワードマーケティングプラットフォーム事業」は、「ロングCPEリワード広告」に特化したリワードマーケティングプラットフォーム「SKYFLAG」の提供をしております。また、前事業年度にリサーチ事業を営むDataLab株式会社を吸収合併し、当事業を「リワードマーケティングプラットフォーム事業」に含めております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表作成において採用している会計処理の方法と同一です。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	財務諸表 計上額 (注) 3
	リワードマーケティングプラットフォーム事業				
売上高					
外部顧客への売上高	12,577,423	293,161	12,870,585	—	12,870,585
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,998	8,731	11,729	△11,729	—
計	12,580,422	301,892	12,882,315	△11,729	12,870,585
セグメント利益又は 損失 (△)	1,018,734	△53,275	965,459	△822,185	143,274
セグメント資産	1,853,577	94,376	1,947,954	3,030,067	4,978,021
その他の項目					
減価償却費	3,282	1,037	4,319	10,001	14,321
のれん償却額	29,312	—	29,312	—	29,312
減損損失	263,814	—	263,814	—	263,814
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	295,339	608	295,948	24,618	320,566

(注) 1. その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ポーカージェイス、ポケットプレイ、SKYORDER等の事業を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失の調整額△822,185千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

(2) セグメント資産の調整額3,030,067千円は、全社資産であります。

(3) その他の項目の減価償却費の調整額10,001千円は、全社資産の償却額であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額24,618千円は、全社資産の増減額であります。

3. セグメント利益又は損失の合計額は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当事業年度（自 2024年10月 1 日 至 2025年 9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	財務諸表 計上額 (注) 3
	リワードマーケティングプラットフォーム事業				
売上高					
外部顧客への売上高	15,635,269	580,432	16,215,701	—	16,215,701
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,012	12,456	15,468	△15,468	—
計	15,638,281	592,889	16,231,170	△15,468	16,215,701
セグメント利益又は 損失（△）	1,416,638	△66,400	1,350,238	△835,238	515,000
セグメント資産	2,650,773	155,148	2,805,922	2,495,966	5,301,888
その他の項目					
減価償却費	2,428	354	2,783	10,261	13,045
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	16,922	553	17,475	3,527	21,003

（注） 1. その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ポーカーチェイス、ポケットプレイ、SKYORDER等の事業を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

（1）セグメント利益又は損失の調整額△835,238千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

（2）セグメント資産の調整額2,495,966千円は、全社資産であります。

（3）その他の項目の減価償却費の調整額10,261千円は、全社資産の償却額であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額3,527千円は、全社資産の増減額であります。

3. セグメント利益又は損失の合計額は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中国	アジア (日本・中国以外)	その他	合計
6,929,473	2,928,267	2,035,175	977,667	12,870,585

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。なお、イスラエルをアジア（日本・中国以外）に含めております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中国	アジア (日本・中国以外)	その他	合計
9,974,092	3,524,469	1,808,909	908,231	16,215,701

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。なお、イスラエルをアジア（日本・中国以外）に含めております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社MAVEL	1,624,748	リワードマーケティングプラットフォーム事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント	その他 (注)	全社・消去	財務諸表計上額
	リワードマーケティング プラットフォーム 事業			
減損損失	263,814	—	—	263,814

(注) その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ポーカーチェイス、ポケットプレイ、SKYORDER等の事業を含んでおります。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント	その他 (注) 1	財務諸表計上額 (注) 2
	リワードマーケティング プラットフォーム事業		
当期償却額	29,312	—	29,312
当期末残高	—	—	—

(注) 1. その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ポーカーチェイス、ポケットプレイ、SKYORDER等の事業を含んでおります。

(注) 2. 「リワードマーケティングプラットフォーム事業」セグメントにおいて、当事業年度にDataLab株式会社を吸収合併したことから、新たにのれんが発生しております。なお、当該事象によるのれんの償却額は29,312千円です。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり純資産額	226.54円	298.49円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△18.87円	71.95円

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載していません。当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載していません。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失		
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△117,138	446,613
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△117,138	446,613
普通株式の期中平均株式数(株)	6,207,450	6,207,450
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類 (新株予約権686,070個)これらの詳細は、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	新株予約権5種類 (新株予約権613,720個)これらの詳細は、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2026年2月19日開催の取締役会において、同日開催の臨時株主総会に、ストック・オプションとしての新株予約権の発行に係る議案を付議することを決議し、同臨時株主総会において原案どおり承認可決されました。発行した新株予約権の詳細につきましては「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① スtock・オプション制度の内容」に記載しております。

(コミットメントライン契約の締結)

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を目的として、2026年4月24日付で株式会社三井住友銀行との間でコミットメントライン契約を締結いたしました。

契約の概要は、次のとおりであります。

1. コミットメント開始日 2026年4月30日
2. コミットメント期間満了日 2027年4月29日
3. コミットメント金額 500,000千円
4. コミットメントフィー利率 年率0.4%
5. 借入申込単位 10,000千円以上10,000千円単位
6. 元本弁済方法 各貸付の満期日に当該各貸付の元本を一括弁済

なお、本契約には、以下の財務制限条項が付されております。

・2026年9月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体貸借対照表の純資産の部の合計金額を、2025年9月期末日における単体貸借対照表の純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における単体貸借対照表の純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のいずれか高い方の金額以上に維持すること。

・2025年9月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体損益計算書に記載される経常損益を、2期連続して損失としないこと。

(定款の一部変更)

当社は、2026年5月28日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(自己株式の消却)

当社は、2026年6月17日開催の取締役会決議に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下のとおり実施いたしました。

消却の概要は、次のとおりであります。

1. 消却した株式の種類 普通株式
2. 消却した株式の数 42,550株
3. 消却後の発行済株式総数 6,207,450株
4. 消却日 2026年6月17日

【注記事項】

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間貸借対照表関係)

※ 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引先2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

なお、貸出コミットメント契約は、2025年8月29日をもって終了しております。

	当中間会計期間 (2026年3月31日)
当座貸越極度額	500,000 千円
借入実行残高	200,000 "
差引額	300,000 "

(注) これらのうち、貸出コミットメント契約には、財務制限条項が付されております。

(財務制限条項)

以下の事項を遵守すること。また、以下の事項に反する事態が生じた場合、又は生じるおそれがある場合、直ちにその旨を貸付人に書面により通知すること。

(i) 借主は2023年9月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体貸借対照表における純資産の部の合計金額を、2024年9月期末日における単体貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における単体貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

(ii) 借主は2023年9月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

(iii) 借主は本契約締結日以降、各第1四半期末日、第2四半期末日及び第3四半期末日をそれぞれ決算試算表作成基準日として、当該基準日時点の借入人の単体の決算試算表を、遅滞なく（但し、遅くとも当該基準日から2カ月以内に）貸付人に提出すること。

(iv) 借主は本契約締結日以降、各四半期末日をそれぞれ作成基準日として、当該基準日から向こう6カ月間の借主の単体の資金計画表を、遅滞なく（但し、遅くとも当該基準日から2カ月以内に）貸付人に提出すること。

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
給与手当	290,919千円
賞与引当金繰入額	36,390 "

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金	1,955,485千円
預入期間が3か月を超える定期預金	— 〃
現金及び現金同等物	1,955,485千円

(株主資本等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報
当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント リワードマーケティングプラットフォーム事業	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間 損益計算書 計上額 (注) 3
売上高					
一時点で移転される財又はサービス	8,892,121	5,215	8,897,337	—	8,897,337
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—	247,049	247,049	—	247,049
顧客との契約から生じる収益	8,892,121	252,265	9,144,387	—	9,144,387
外部顧客への売上高	8,892,121	252,265	9,144,387	—	9,144,387
セグメント間の内部 売上高又は振替高	235	11,405	11,640	△11,640	—
計	8,892,357	263,670	9,156,028	△11,640	9,144,387
セグメント利益又は 損失(△)	1,085,028	△10,138	1,074,890	△428,595	646,295

(注) 1. その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ポーカージェイス、ポケットブレイ、SKYORDER等の事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額△428,595千円は、主に全社費用（報告セグメントに帰属しない一般管理費）であります。

3. セグメント利益又は損失の合計額は、中間損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり中間純利益	83円71銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	519,616
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	519,616
普通株式の期中平均株式数(株)	6,207,450
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第6回新株予約権(新株予約権の目的となる普通株式数86,950株)なお、これらの詳細は「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(コミットメントライン契約の締結)

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を目的として、2026年4月24日付で株式会社三井住友銀行との間でコミットメントライン契約を締結いたしました。

契約の概要は、次のとおりであります。

1. コミットメント開始日 2026年4月30日
2. コミットメント期間満了日 2027年4月29日
3. コミットメント金額 500,000千円
4. コミットメントフィー利率 年率0.4%
5. 借入申込単位 10,000千円以上10,000千円単位
6. 元本弁済方法 各貸付の満期日に当該各貸付の元本を一括弁済

なお、本契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ・2026年9月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体貸借対照表の純資産の部の合計金額を、2025年9月期末日における単体貸借対照表の純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における単体貸借対照表の純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ・2025年9月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体損益計算書に記載される経常損益を、2期連続して損失としないこと。

(定款の一部変更)

当社は、2026年5月28日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(自己株式の消却)

当社は、2026年6月17日開催の取締役会決議に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下のとおり実施いたしました。

消却の概要は、次のとおりであります。

- | | |
|----------------|------------|
| 1. 消却した株式の種類 | 普通株式 |
| 2. 消却した株式の数 | 42,550株 |
| 3. 消却後の発行済株式総数 | 6,207,450株 |
| 4. 消却日 | 2026年6月17日 |

⑤ 【附属明細表】（2025年9月30日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首 残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末 残高 (千円)	当期末 減価償却 累計額又は 償却累計額 (千円)	当期 償却額 (千円)	差引 当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	123,185	2,870	—	126,055	16,568	8,365	109,486
工具、器具及び備品	12,097	1,210	647	12,661	8,957	3,160	3,703
有形固定資産計	135,283	4,080	647	138,717	25,526	11,526	113,190
無形固定資産							
ソフトウェア	17,989	16,922	—	34,911	19,103	1,518	15,808
無形固定資産計	17,989	16,922	—	34,911	19,103	1,518	15,808

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりです。
 建物附属設備 本社設備工事 2,870千円
 ソフトウェア システム開発 16,922千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	400,000	1.44	—
合計	—	400,000	—	—

(注) 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	30,774	35,837	30,774	35,837
賞与引当金	93,840	58,243	93,840	58,243

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	1,131,589
合計	1,131,589

②売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
TikTok Pte. Ltd.	549,477
TOP INCREASE GLOBAL LIMITED	337,912
SuperPlay Ltd.	203,291
リンクシェア・ジャパン株式会社	125,765
株式会社サイバーエージェント	85,290
その他	1,387,574
合計	2,689,310

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
1,899,632	17,210,117	16,420,439	2,689,310	85.9	48.7

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 未収消費税等

相手先	金額(千円)
麻布税務署	475,305
合計	475,305

④ 繰延税金資産

繰延税金資産は、331,317千円であり、その内容については「第5経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表注記事項(税効果会計関係)」に記載しております。

⑤ 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社カカオピッコマ	499,361
LINE Digital Frontier株式会社	491,793
ジオテクノロジー株式会社	369,749
株式会社セレス	161,544
株式会社メルカリ	115,893
その他	1,003,581
合計	2,641,924

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

2026年8月7日開催の臨時取締役会において承認された第3四半期会計期間（自 2026年4月1日 至 2026年6月30日）及び第3四半期累計期間（自 2025年10月1日 至 2026年6月30日）に係る四半期財務諸表は次のとおりであります。

当社は、第3四半期会計期間（自 2026年4月1日 至 2026年6月30日）及び第3四半期累計期間（自 2025年10月1日 至 2026年6月30日）に係る四半期財務諸表について、ESネクスト有限責任監査法人により期中レビューを受けております。

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間 (2026年6月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,775,612
売掛金	3,502,735
未収消費税等	410,163
その他	176,663
貸倒引当金	△16,820
流動資産合計	5,848,353
固定資産	
有形固定資産	108,764
無形固定資産	13,192
投資その他の資産	
その他	643,248
貸倒引当金	△22,751
投資その他の資産合計	620,496
固定資産合計	742,453
資産合計	6,590,807

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2026年6月30日)

負債の部

流動負債

買掛金	2,872,809
短期借入金	200,000
1年内返済予定長期借入金	73,356
未払法人税等	269,067
賞与引当金	33,863
その他	314,378

流動負債合計	3,763,475
--------	-----------

固定負債

長期借入金	177,740
固定負債合計	177,740

負債合計	3,941,215
------	-----------

純資産の部

株主資本

資本金	79,393
資本剰余金	29,393
利益剰余金	2,540,804
株主資本合計	2,649,592

純資産合計	2,649,592
-------	-----------

負債純資産合計	6,590,807
---------	-----------

(2) 四半期損益計算書
第3四半期累計期間

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)
売上高	14,059,331
売上原価	11,696,197
売上総利益	2,363,133
販売費及び一般管理費	1,349,932
営業利益	1,013,201
営業外収益	
受取利息	1,103
為替差益	64,397
その他	3,529
営業外収益合計	69,030
営業外費用	
支払利息	5,717
遅延損害金	6,187
支払手数料	2,339
その他	2,000
営業外費用合計	16,244
経常利益	1,065,988
税引前四半期純利益	1,065,988
法人税等	269,256
四半期純利益	796,731

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

当社は、2026年6月17日開催の取締役会決議において、会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却することを決議し、同日付で自己株式42,550株を消却いたしました。これにより、当第3四半期累計期間において、資本剰余金及び自己株式がそれぞれ46,805千円減少しております。なお、自己株式の消却により、その他資本剰余金の残高が負の値となったため、当該負の値をその他利益剰余金から減額しております。

これらの結果等により、当第3四半期会計期間末において、資本剰余金が29,393千円、利益剰余金が2,540,804千円となっております。

(四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(セグメント情報等の注記)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 2025年10月1日 至 2026年6月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント リワードマーケティングプラットフォーム事業	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期 損益計算書 計上額 (注) 3
売上高					
一時点で移転される財又はサービス	13,701,298	6,636	13,707,934	—	13,707,934
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—	351,397	351,397	—	351,397
顧客との契約から生じる収益	13,701,298	358,033	14,059,331	—	14,059,331
外部顧客への売上高	13,701,298	358,033	14,059,331	—	14,059,331
セグメント間の内部売上高又は振替高	298	19,508	19,807	△19,807	—
計	13,701,596	377,542	14,079,138	△19,807	14,059,331
セグメント利益	1,688,585	6,590	1,695,175	△681,973	1,013,201

(注) 1. その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ポーカーチェイス、ポケットプレイ、SKYORDER等の事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△681,973千円は、主に全社費用（報告セグメントに帰属しない一般管理費）であります。

3. セグメント利益の合計額は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)	
減価償却費	11,235千円

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年6月30日)
1株当たり四半期純利益	128円35銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	796,731
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	796,731
普通株式の期中平均株式数(株)	6,207,450
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第6回新株予約権（新株予約権の目的となる普通株式数86,550株）なお、これらの詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	期末配当 毎年9月30日 中間配当 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店(注)1
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	当社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL: https://skyfall.co.jp/announce/
株主に対する特典	なし

- (注) 1 当社株式は、東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有していません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2024年9月20日	2026年2月20日
種類	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 292,830株	普通株式 86,950株
発行価格	1,430円 (注)3	970円 (注)3
資本組入額	715円	485円
発行価額の総額	418,746,900円	84,341,500円
資本組入額の総額	209,373,450円	42,170,750円
発行方法	2024年9月19日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	2026年2月19日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりです。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2025年9月30日です。
2. 同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで保有する等の確約を行っております。
3. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法（ディスカウント・キャッシュ・フロー法）及び類似会社比較法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき1,430円	1株につき970円
行使期間	2026年9月20日から 2034年9月19日まで	2028年2月20日から 2036年2月19日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストック・オプション制度の内容」に記載のとおりとなります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストック・オプション制度の内容」に記載のとおりとなります。
新株予約権の譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストック・オプション制度の内容」に記載のとおりとなります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストック・オプション制度の内容」に記載のとおりとなります。

5. 新株予約権①については、退職等により、従業員17名に係る9,440株分の権利を無償取得しております。

6. 新株予約権②については、退職等により、従業員2名に係る400株分の権利を無償取得しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権①(第5回新株予約権)

第5回新株予約権の取得者は、全てが当社の従業員であり、その人数は65名、割当株数は283,390株であります。なお、退職等の理由により権利を喪失した者は含んでいません。

新株予約権②(第6回新株予約権)

第6回新株予約権の取得者は、全てが当社の従業員であり、その人数は60名、割当株数は86,550株であります。なお、退職等の理由により権利を喪失した者は含んでいません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
長谷川 智一 (注) 2、6	東京都港区	3,750,000	54.35
田谷野 貴正 (注) 3、6	東京都港区	1,250,000	18.12
㈱L.V.R (注) 5、6	東京都港区北青山一丁目3番3号	750,000	10.87
and factory㈱ (注) 6	東京都目黒区青葉台三丁目6番28号	363,700	5.27
㈱Amazia (注) 6	東京都渋谷区桜丘町1番2号	93,750	1.36
— (注) 7	—	57,500 (57,500)	0.83 (0.83)
— (注) 7	—	57,500 (57,500)	0.83 (0.83)
— (注) 7	—	57,500 (57,500)	0.83 (0.83)
— (注) 7	—	57,500 (57,500)	0.83 (0.83)
— (注) 7	—	56,250 (56,250)	0.81 (0.81)
— (注) 7	—	56,250 (56,250)	0.81 (0.81)
— (注) 7	—	37,500 (37,500)	0.54 (0.54)
— (注) 7	—	31,250 (31,250)	0.45 (0.45)
— (注) 7	—	25,000 (25,000)	0.36 (0.36)
— (注) 7	—	25,000 (25,000)	0.36 (0.36)
— (注) 7	—	25,000 (25,000)	0.36 (0.36)
— (注) 7	—	22,000 (22,000)	0.32 (0.32)
— (注) 7	—	20,750 (20,750)	0.30 (0.30)
— (注) 7	—	20,750 (20,750)	0.30 (0.30)
— (注) 7	—	17,500 (17,500)	0.25 (0.25)
— (注) 7	—	14,500 (14,500)	0.21 (0.21)
— (注) 7	—	13,130 (13,130)	0.19 (0.19)
— (注) 7	—	12,500 (12,500)	0.18 (0.18)
— (注) 7	—	11,250 (11,250)	0.16 (0.16)
— (注) 7	—	6,250 (6,250)	0.09 (0.09)
— (注) 7	—	5,630 (5,630)	0.08 (0.08)
江口 慎一 (注) 4	—	5,010 (5,010)	0.07 (0.07)
— (注) 7	—	4,380 (4,380)	0.06 (0.06)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
TheSwampman(株)	東京都新宿区大久保三丁目8番3号	3,130 (3,130)	0.05 (0.05)
— (注)7	—	3,130 (3,130)	0.05 (0.05)
— (注)7	—	2,500 (2,500)	0.04 (0.04)
— (注)7	—	1,250 (1,250)	0.02 (0.02)
— (注)7	—	1,250 (1,250)	0.02 (0.02)
— (注)7	—	1,250 (1,250)	0.02 (0.02)
— (注)7	—	1,250 (1,250)	0.02 (0.02)
— (注)7	—	1,250 (1,250)	0.02 (0.02)
— (注)7	—	1,250 (1,250)	0.02 (0.02)
— (注)7	—	1,250 (1,250)	0.02 (0.02)
— (注)7	—	1,250 (1,250)	0.02 (0.02)
所有株式数630株の株主8名	—	5,040 (5,040)	0.07 (0.07)
所有株式数600株の株主5名	—	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
所有株式数320株の株主51名	—	16,320 (16,320)	0.24 (0.24)
所有株式数200株の株主45名	—	9,000 (9,000)	0.13 (0.13)
計	—	6,899,470 (692,020)	100.00 (10.03)

(注) 1. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数で記載しております。

2. 特別利害関係者等(当社代表取締役社長)

3. 特別利害関係者等(当社取締役)

4. 特別利害関係者等(当社監査役)

5. 特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社)

6. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

7. 当社従業員

8. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2026年8月7日

株式会社Skyfall
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田代 学

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 植木健太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Skyfallの2023年10月1日から2024年9月30日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Skyfallの2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年8月7日

株式会社Skyfall
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田代 学

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 植木健太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Skyfallの2024年10月1日から2025年9月30日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Skyfallの2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年8月7日

株式会社Skyfall
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田代 学

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 植木健太

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社Skyfallの2025年10月1日から2026年9月30日までの第9期事業年度の中間会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Skyfallの2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年8月7日

株式会社Skyfall
取締役会 御中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田代 学

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 植木健太

監査人の結論

当監査法人は、有価証券届出書の「経理の状況」のその他に掲げられている株式会社Skyfallの2025年10月1日から2026年9月30日までの第9期事業年度の第3四半期会計期間（2026年4月1日から2026年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（2025年10月1日から2026年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

